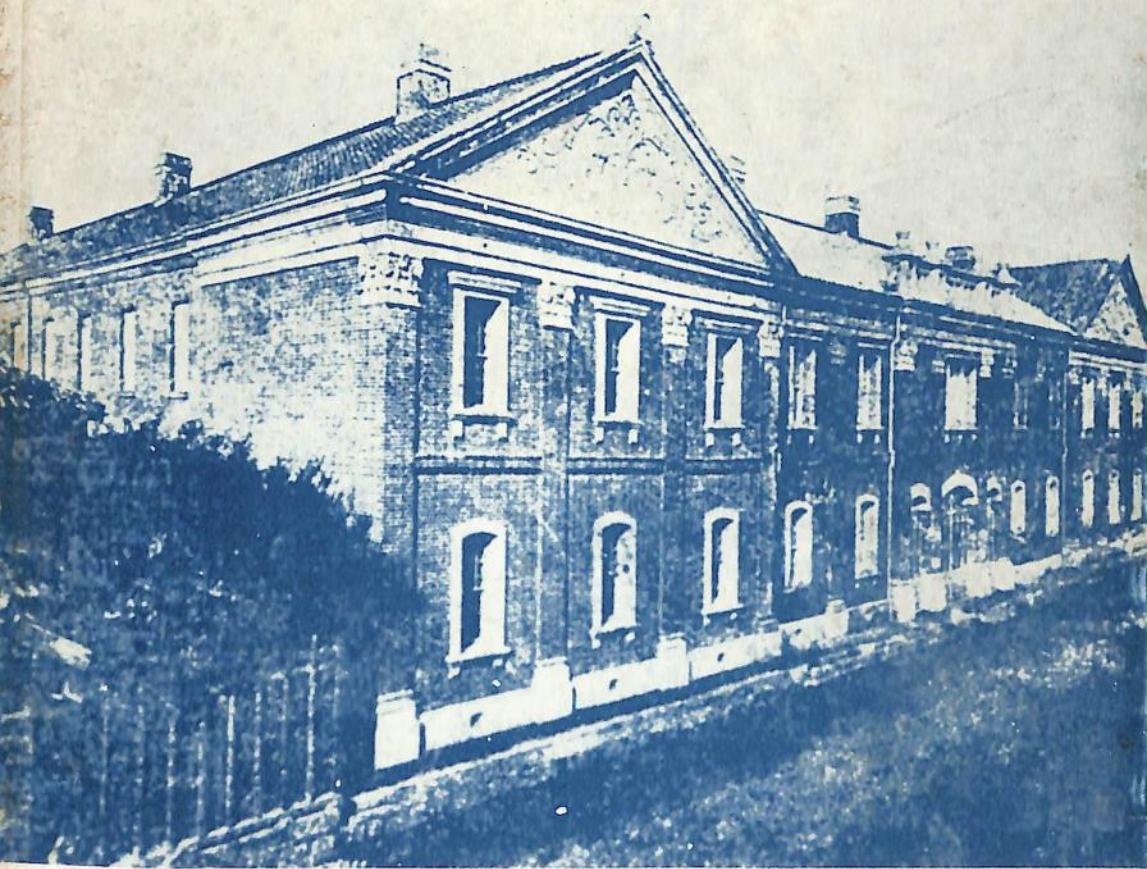


曹法大中

第 9 号



母校創立百周年記念号

1985.5

中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薰る
丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも
搖がぬ意氣ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今
新しき世のあさぼらけ
胸に血潮の高鳴りや
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ榮あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく
理想の光あやなせる
ああ中央の若き日に
伝統誇る白門の
闘い挑むはた仰げ
力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が
精銳こぞりふるいたつ
ああ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える
力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌
さんたり栄光我が生命
ああ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いぞ勝どきを揚げんかな
力、力、中央 中央

「中大法曹」第九号目次 —母校創立百周年記念号—

表紙題字 信部 高雄
表紙写真 創立当時の校舎



- 発刊のことば 中央大学法曹会幹事長 信部 高雄 (1)
中央大学の百周年にあたつて 学校法人中央大学理事長 渋谷 健一 (3)
建学の精神について 中央大学学長 川添利幸 (6)
大学と学員会 中央大学学員会会长 堂野達也 (9)
評議員会雑感 中央大学評議員会議長 山本清二郎 (13)
募金委員会報告 中央大学創立百周年記念事業資金募金委員長 宮田光秀 (19)
法職講座の理想と現実 法職講座運営委員 森田洲右 (24)
意見書 中央大学法曹会 (28)
座談会
—中央の将来を語る—



アンケート ① 中大生の意識調査

——法学部の魅力のなさは入試の偏差値が原因か——

(93)

② 中大出身三八期司法修習生に聞く

——首位奪回には学生の質の向上が第一——

(98)

関係諸規定

中央大学法曹会会則・規程等

中央大学法曹会役員等名簿

(103)

会務報告

あとがき

事務局長 松家里明 (115)

会報編集委員長 本間崇 (131)

会報編集委員会委員写真

投稿 刑事判例研究会の復活

下村康正 (132) (131)

校歌・応援歌 (表紙 2)

法学新報の広告 (表紙 3)

カット 山本繁樹

発刊のことば



中央大学法曹会
幹事長 信 部 高 雄

中央大学法曹会は、会員相互の親睦を計るとともに、母校の興隆と司法の発展に寄与することを目的としている。この目的にしたがつて創立以来母校に対して種々の提言ならびに協力をを行つてきた。ところで私は昭和五十八年五月に幹事長に選任されたが、とき恰も母校では、昭和六十年に迎える創立百周年記念行事が企画されていた。中大法曹会では、この企画による記念行事が成功するよう、従前にもまして出来る限り協力すべく機関決定がなされ、積極的に全会員に働きかけることとなつた。その記念行事に必要な募金活動は、宮田光秀先生を委員長とし、各弁護士会の有力者を夫々委員に依頼し、はば広く募金活動を行い、その結果現在までの集計では、学員会支部中最高額の募金成績を挙げることが出来た。募金活動は今後もなお継続されるのであるが、会員の方々に対してもこの欄をお借りして厚く御礼を申し上げると共に今後とも一層の御協力を願いとする次第である。

つぎに母校では、多摩に移転して創立後第二世紀を迎える大学の将来像については、大学内に委員会を設置し、目下慎重な検討がなされているが、中大法曹会においても、この点について極めて強い関心を抱いている。言うまでもなく母校は、古くから「法科の中央」として多くの法曹を輩出し、その名を高からしめており、現在でも裁判

所・検察庁・弁護士会等において多くの会員が第一線で基本的人権の擁護と社会正義の実現に邁進し、わが国司法の発展のため大いに貢献している次第である。他方、政界・財界等各界においても多くの母校出身者が夫々活躍されており、現在では単に法科の中央に止まらず、総合大学としての名声を高めつゝあることは、誠に慶賀の至りである。しかし残念ながら近時母校出身者の司法試験の成績は必ずしも満足すべきものではなく、将来を展望するとき極めて不安な現況である。現在母校においては、十分これが対策を講ぜられていことと思うが、中大法曹会ではこの点に強い関心を抱いており、大学問題委員会（委員長小池金市先生・第一部会長滝沢国雄先生、第二部会長倉田雅充先生、第三部会長大西保先生）・法職教育検討委員会（委員長柳沢義信先生）・会報編集委員会（委員長本間崇先生）等において、極めて熱心にその対策が討議されて來た。これらの委員会は、いずれも夕方六時より行われ、多くは食事の出ない委員会であつたが、熱心な会員、とくに若手の会員によつて長時間にわたり多くの議論が尽され、いすれ意見書として作成され、母校に提出される予定である。この意見書は、会員の只管母校の發展を願う誠意と情熱の結晶であり、母校では、この点に留意され、将来の法曹教育の改善の資とされるよう熱望する次第である。

最後にこの二年間の会務執行に当つては、多大のご支援と格別のご協力を頂いた副幹事長・幹事・委員並びに松家里明事務局長、事務次長を初め、会員各位に対し、心から感謝申し上げるとともに、今後とも母校並びに中大法曹会のために一層のご協力をお願いする次第である。

中央大学の百周年にあたつて

学校法人中央大学理事長



総長職務代行　渋谷健一

中央大学法曹会会報第九号の発刊をお祝い申しあげますとともに、日頃から、法曹会幹事長の信部高雄先生をはじめ会員の皆様には、本学発展のため多大のご尽力を賜わり、心から感謝申しあげる次第でございます。

本学は、本年をもって創立百周年を迎えることとなりましたが、思い起せば、明治十八年神田錦町の地に、増島六一郎先生ほか十七名の法律学者によつてイギリス法律学校として創立され、明治三十八年学制改革に伴い、現在の中央大学と改称せられたのであります。

爾来、幾多の社会的試練に遭遇してまいりましたが、これを克服して順調な発展を遂げ、多くの業績を挙げつつ、社会の負託に応えてまいりました。とくに、昭和四十年代の初期は、大学問題・学生問題の世界的激動期にあたり、その中で、日本においては東大、日大の長期にわたる紛争が、社会の耳目を集め、新制大学と戦後文教政策との諸矛盾が、きわめて尖鋭な形で表面化した時期でもありました。本学もこの紛争の嵐の渦中におかれ、有史以来の危機に直面をいたしました。いわゆる学生会館紛争、學費紛争そして常置委員会紛争であります。大学関係者は、日夜その打開策に心血を注ぎ、学員の皆様にも大変ご心労をおかけいたしましたが、昭和四十四年、あの嵐の様に吹き荒れた紛争を克服することが出来ました。この中で重ねた体験や思考は、大学改革や研究教育条件改善のための

努力に拍車をかけることとなりまして、大学は一連の改革に着手することになり、その中の一つが基本規程の改正であり、学校法人会計基準の導入であります。そして学生問題に対しても改善の努力が払われたのは当然のことであります。また大学は、総合大学としての学部間の有機的な結合を重視するために、全学多摩移転の方向が固まり、研究・教育条件の改善を基軸にした大学改革を、多摩移転として結実させて行く態勢が出来あがつたのであります。その後、理工学部については既存の校地において、改善・充実を図ることとなり、「全学移転」の基本方針から、文科系四学部の多摩移転となりました。

昭和五十年四月に起工式が行われました多摩校地の新校舎は、五十二年十一月十日に落成をし、縁なす多摩丘陵に新生中央大学の雄姿がそびえたつたのであります。翌五十三年四月十日には、多摩校舎において第一回目の入学式が行われ、以来七年を経過してまさに理想的な研究・教育の場として定着し、更に充実を図り一大飛躍を遂げようとしているとき、本年百周年を迎えることとなりました。

この百周年の慶事を迎えるにあたり、これを記念いたしまして、種々行事と事業を行うこととなり、昭和五十四年五月二十日開催の評議員会において、創立百周年記念事業に関する企画、及び本学の充実・発展を図るための将来構想に基づく長期事業企画を策定するため、「学校法人中央大学創立百周年記念事業並びに長期振興事業企画委員会」の設置を議決いたしました。このうち百周年記念事業関係につきましては、五十六年五月十九日付で第一次、同十月十七日付で第二次の答申を受け、現在実施段階でございます。この事につきましては、皆様のご協力、ご支援を賜わり、事業資金の募金活動も順調に進み、特に法人募金につきましては頭初予定いたしました額を上廻わっております。しかし募金総額の五十億円に対しましては、まだ六割の状況でございます。

いま一つの、「本学の将来構想及び長期振興事業企画」につきましては、昨年九月二十七日付で理事長に対し答申書が提出されました。

この企画の趣旨は、本学が本年創立百周年を迎えるに際し、第一世紀における教育・研究活動が世界の経済・社会及び技術の変化的確、柔軟に対応する方途を探るとともに、今後策定される本学の将来像に関する長期ヴィジョンを審議するためのものでありまして、すでに評議員をはじめ教職員の関係者に答申書を配布いたしました。皆様から建設的なご意見が多く寄せられることを、ご期待申しあげる次第でございます。

昨今、日本経済の活況は見られます、反面欧米諸国との経済摩擦等を要因とした諸問題に直面をしております。この中で政府は行財政の改革に取組み、その一環として私大経費補助の削減方針を固め、昭和五十八年度からこれを実施しました。このことは、我が国の高等教育の八割を占める私立大学の将来展望を暗くする要因となつております。この時にあたり、本学の永続的經營の維持とその発展を図っていくためには、国際化時代・技術革新の時代等変化の多様化時代に対処し、近い将来に訪れる大学進学年令人口の大幅減少を考慮しつつ、中・長期計画を作成する必要があります。また、長期振興事業計画につきましても、今後皆様からお寄せ頂きましたご意見、ご提案を基礎といたしまして、学内の合意を得た上で基本方針を策定すべく、鋭意検討をしてまいる所存でございます。

さて、冒頭にも述べました創立百周年記念の式典を、この秋十一月十三日に挙行することが決定いたしておりましたが、この成功については万全を期すことといたしております。そして百周年を契機として、本学の第一世紀における、新しい時代に対応する開かれた大学として、魅力ある大学としての評価を勝ち取るために渾身の努力を重ね、一層の充実・発展を図るべき大きな節目としなければなりません。皆様におかれましても一層のご指導、ご支援を賜わりますことをお願い申しあげる次第でございます。

以上、本学が創立百周年を迎えるにあたり所信の一端を申し上げ、合わせて会員各位のご健康とご活躍を祈念いたします。

(昭和六十年一月記)

建学の精神について

中央大学学長 川添利幸



私学の存在意義は、その個性にある。昭和六十七年をピークに大学進学者の数が大きく変動することから、私学の自然淘汰は避けられないといわれる。そこで生き残ることのできるものは、おそらく強い個性を持つ私学であろう。

では、私学の個性とはなにか。それは、どのようにして形成されるか。むずかしい問題ではあるが、私学の個性は、一般に、建学の精神によつて示され、それを継承し、発展させる関係者の情熱と努力に負うところが大きいといえよう。

最近は私学の個性がはつきりしなくなってきたといわれる。教育制度の画一化を進めた文教政策や、偏差値による〈輪切り〉現象を生んだ入試選抜方法などに原因があるらしい。

各私大は、このような状況を憂い、個性を明確にうち出すために、建学の精神を強調する傾向が目立ってきた。とりわけ中央大学の場合は、創立百周年を迎えたという特別の事情がある。この記念すべき大学の歴史の節目に、過去を振りかえり、未来を展望しながら、大学的一大飛躍的発展をはかるとする気運が、学の内外を問わず関係

者の間に高まりつつある。建学の精神の再確認と、その現代的展開の模索が真剣に行なわれるには、まさに必然のいきおいといえよう。ただ、わたしは、その場合、いくつかの課題があるようと思う。ここで、それを指摘しておきたい。

第一に、本学の建学の精神を、単純にして明快な形にまとめあげる必要があるよう思う。できれば、スローガン風に。たとえば、百周年記念募金の趣意書には、建学の精神をつぎのように説明している。「向学の志に燃える全国有為の青年たちに、広く法学教育の門戸を開こうとした△私学の精神△と、実務を学び実証を重んじ、個人の自由と自助の精神に立脚した共同責任と民主的合議制を善しとする△英法の氣風△とが、渾然一体となつて」形成されている、と。うまくまとめてあると思うが、この方向に一層の彌琢が加えられて然るべきであろう。中央大学の前身△英吉利法律学校△を創設したのは、十八人の少壮法律家である。増島六一郎がイニシアチブをとったことはたしかであるが、建学の精神を一身に体現し象徴する人物を持たない。この点、福沢諭吉の慶應や大隈重信の早稲田のようなわけにはいかない。その分だけ、ことばで建学の精神を的確に表現する必要が増すといってよからう。第二に、建学の精神と校風との混同をいましめるとともに、両者の関係を明らかにすべく努力しなければならない。

△質実剛健△と△家族的情味△が中央大学の特質として強調されることが少なくない。いずれも特質として強調し、また目標として高くかかげるに値するものではあるが、それじたいを直接に建学の精神とするわけにはいかない。これらは、いずれも△校風△とでもいべきものではなかろうか。もとより、校風は、建学の精神のもとで醸成されるのが普通であろうから、両者の関係を追究し、それを明らかにして行く努力を惜しんではない。学生たちの中には、両者を混同している者も少なくないので、念のために指摘しておきたい。

第三に、建学の精神の現代的展開を考える必要がある。中央大学は、文科系四学部の八王子移転を敢行した。立地条件がこれだけ異つてくると、移転というよりは、新しい大学が創設されたと考える方がよいと助言してくれる人が多い。そのうえ中央大学は、百周年を迎えて、自らの第二世紀に歩を進めようとしている。不透明な未来に向けて新生中央大学のビジョンを考えがくことも至難のわざであるが、そのビジョンを建学の精神の発展として性格づけしていくことも容易ではない。しかし、いかに困難であっても、それをしていかなければならない。伝統とは、そういうものであり、それを無視すれば、眞の活力は生れてこない。

第四の課題は、建学の精神ないしは伝統の担い手の問題である。中央大学法学部とくに法律学科の活性化を願う学員のなかに、専門科目担当の専任教員が、ほとんど中央大学出身者で占められるのは望ましくないと考えている方が少なくないようと思われる。法学部法律学科の専門科目担当の専任教員についてみれば、中大出身者の占める率は、八十一ペーセントである。これが活性化を妨げるものであるかどうかは、別に十分突込んだ議論をしなければならない。しかし、ここでは、むしろ建学の精神ないしは伝統の担い手の観点から、この問題を考えてみる必要があるようと思われる。東京大学や京都大学のような国立大学は別としても、早稲田や慶應のような私立大学の代表校の場合は、いずれも本学よりも高い比率を占めているのが現状である。これが、建学の精神ないしは伝統を継承し発展させていくためには不可欠の要件なのかどうか。論議に値する問題であろう。

昨年十一月に学長に就任してから、中央大学の歴史を精しく調べてみればみるほど、誇るに足る大学であることとを、あらためて確信するに至った。創立百周年を機会に、建学の精神について、大学関係者すべてが、認識をあらたにし、論すべきことは大いに論じる必要があるのでなかろうか。

大学と学員会



中央大学学員会会長

堂野達也

中央大学学員会の目的には、学員相互の親睦を図ること、学員の健全な輿論を結集して母校の興隆に寄与するこ
とが、規定されている。また、学校法人中央大学の基本規定（寄付行為）によれば、大学の經營責任を負うべき理
事の選任は、評議員会において行われ、その評議員会を構成すべき評議員は、学員中二十五才以上の者から選任さ
れることとなっている。これは勿論、戦後昭和二十五年四月から施行された私立学校法にもとづくものである。

従来、学員会は、専ら大学側の要望にしたがって、理事・監事・評議員・各種委員会委員等の選出、その他人事
面で協力する外、大学の記念事業遂行に伴う募金等財政面でも協力してきたのが実情である。

学員会は、昭和五十四年十一月十三日渋谷理事長より、昭和六十年に迎える中央大学創立百周年記念事業に関し
て、「母校中央大学創立百周年記念行事並に母校中央大学の将来構想の長期展望（百周年以後）に立った振興事業
の具体案」について意見を求められた。学員会では、昭和五十五年一月、中央大学創立百周年等委員会に対応する
特別委員会を設置し、各方面より委員として参加を求めて、右事項について審議に入り、更に、各支部・幹事等の
意見を求め、同年九月二十日前段の百周年記念行事に関してのみ、第一次建議書を理事長宛に提出した。

しかし、後段の母校中央大学の百周年以後の将来構想—長期的展望に立った振興事業の具体案の策定について、論議することになると、容易に結論を見出すことは極めて困難といわなければならない。特に、今日の私立大学は、國家の教育機関として国庫の補助を受けておるのであって、その機構の増大するに伴つて、その組織・運営、そして、そこで行われる教育・研究等の実情を現実に理解することは容易になし得ない。本学の将来構想及び長期振興事業計画については、長期振興事業企画分科小委員会（教学関係）から既に答申がなされている。それは相当部厚いものであつて、そこでは教育・研究その他の将来像が多岐にわたり、理論的に説明されており、充分納得できるところがある。これに参加された委員各位の努力に対し深甚なる敬意を表する次第である。今ここでその内容を紹介し、あるいは、これについて意見を述べることは紙数の都合もあって適當な機会ではないと考える。

学員会における特別委員会は、将来構想もさることながら、大学全般の現況の充分な認識なくして、将来構想はこれを論じ得ないとの議論もあつたので、現況と併せて将来構想を検討することとした。この間、各支部及び各白門会に意見を求めて討論を進めたけれども、大学全般の現況に対する各委員の認識とこれにもとづく将来構想の意見が多種多様に提出され、容易に一致した結論を出し得なかつたが、各委員の熱心な論議の結果によつて集約された建議案（添付資料参照）が作成された。

この建議案の内容は、一般学員の大学に対する熱望を端的に表現したものであり、また、ある意味では大学の現状の中にある欠陥を補完することが最急務であつて、その補完こそが大学の将来への発展の第一段階とすべきであるとの考えにもとづくものである。

ただ、その内容には、教学関係に触れるところもあると思われるが、教学側におかれても、学員会にはこのようない見もあることを認識されて、謙虚に受止められるよう願うものである。

ともあれ、学員会が学員の健全な輿論を結集したのが、この建議案であることをご理解せられ、これが実現ための協力を求める次第であります。なお、この建議書は大学に提出せられ、大学より学内関係者に配布された。

(一九八五、一、二二)

答申の内容

〔一〕 母校は、多摩校舎移転直後には、社会的羨望を集めいたにも拘らず、その後、各種國家試験の成績、入試における偏差値等において、社会的評価が低落するなど予期しない困難な事象に遭遇するに至っている。

その要因は、一つには教育・研究に最適と思われていた環境が「緑の孤島」と呼ばれて敬遠されていることである。

これらの事実を補完するには、以下の方策を講ずることが急務である。

それによつて、将来は「世界の中大」としての特色を誇りうる、眞の最高学府の多摩校舎たらしめることを切望するものである。

現状を改善するための諸目標は、(1)上位にランクされる高等学校の生徒が挙つて受験する魅力ある大学体制を創り、(2)入学試験上位合格者多数が他大学に流れている傾向を防止し、上位合格者の入学を確保するための方策を樹立すること。また、都会志向の現在の学生気質を理解し、それを補完する方

策を考慮し、(3)入学者選抜の多様化を図り、人間性や論理的思考の側面を評価する大胆な方策を考えるべきである。

この意味では、昭和六〇年度から実施されるスポーツ能力に優れた者の推薦入学制度及び帰国子女特別入学試験制度は評価できる。

いずれにせよ、特色ある大学の経営と教育を英断を以つて実行することを希求して止まない。

〔二〕 具体の方策

具体的の方策として、次の一二二項目を提案する。

- (一) 中大生・O.B.にありがちの孤立化傾向を払拭し、全学生層を通じて、人間性豊かな連帯感によって支えられた氣風の醸成をはかることに努めること。
- (二) 質の良い学生を多數集めるため、例えば、入試の偏差値を高める等の十分な工夫をすること。
- (三) 國際関係・情報関係等時代の要請に応える学部学科を新設すること。
- (四) 学員の子弟の入学について特段の配慮を図ること。
- (五) 卒業の条件を厳しくして在学中に勉強させ、実力ある

(六) 卒業生を世に送り出して社会的評価を高めること。

優秀な学者を招聘するなどして、教学陣容を強化し、

あわせて競争講座の設置等教育内容の充実を図り、大

学の評価を高めること。

(七)

教学の活性化なくして、中央大学の社会的評価を高めることはできない。学部教授会の本来の機能を十分發揮させ、かつ教学人事の適性化を図ること。例えば、いわゆる教養科目担当教員の構成する教授会と専門科目担当教員の構成する教授会とを分立させること。

教員の研究活動を充実させるため、一定期間毎に研

究論文を提出せしめ、それを審査する専門委員会を設置すること。

(八)

駿河台の大学会館の建て直しの際、法学部の後期課程履修教室及び国家試験受験生のための施設（仮称総合研究所）を設置して、講師やOBの招聘・協力をし易くすること。

これが実現不可能の場合は、新宿等都心に近い場所（現在建築中の大正海上火災の建物の一部を賃借することも一方法）に設置し、法人直轄とし、司法試験・公認会計士試験・公務員試験等全般につき学員

の協力を得て成績を向上させて本学の伝統を守ること。海外にも開かれた大学として国際性を高める諸方策を考慮すること。

(九) 奨学制度として、各学部相当数（百名位）収容できる

学生寮を外郭団体に運営させて、学生は食費のみ負担すること。

多摩校舎周辺の交通網の整備充実を図ること。

(十)

私立大学における評議員会は、大学運営・発展の源泉といふことができる。しかるに、本学におけるその現状は、必ずしも二一世紀へ向けての発展を期待せしめるものではない。この際 評議員の数、質、その選任方法、評議員会の運営方法等について、広い視野に立て、これらの改善を図り、真に大学発展の基礎を樹立すべきであること。

以上

よって、以上各項目の大学改革案の実効性を確保するために、特別委員会を設置すること。



評議員会雑感

中央大学評議員会議長

山本清二郎



(一) 私は、昭和二六年四月学校法人中央大学が認可されて以来の選任評議員であり、昭和五三年一〇月評議員会副議長、同五四年三月評議員会議長に選任されて、今日に至っているので、中央大学の評議員会のことに関するては、人一倍の関心を持ち、大学運営の発展に寄与するため、若し改善する余地があれば、是非とも、これを実現したいと考えてゐる者である。

さてこのたび中央大学学員会の堂野達也会長より、母校の将来構想に関する、長期的振興事業の具体案について建議（第二次）がなされ、そのうち、提案の一〇項目に、評議員の数・質・その選任方法、評議員会の運営方法等について、広い視野に立つて、これらの改善を図り、真に大学発展の基礎を樹立すべきであると云うことが、挙げられてゐる。

そこで、これらの点を中心に、評議員会の現状を報告して、学員の皆さん、とくに中大法曹の各位の卒直な、ご意見も承りたいと思う者である。

(二) 先ずこれらの問題につき、留意すべき事は、一、選任評議員の定数について、二、選任評議員の構成および選

任方法については、昭和四四年四月一六日開催の評議員会において、「新しい時代に即した大学の使命および近時の学園紛争の経緯にかんがみ、学校法人中央大学基本規定（寄付行為）の改正について、検討すべきである。」旨の決議がなされ、学校法人中央大学基本規定（寄付行為）検討委員会が設置され、同年一二月一七日第一回の委員会以来、昭和五三年四月迄、委員会を開くこと四〇回、さらにその間小委員会二九回、懇談会一〇回を数え、慎重審議の結果、荻山虎雄委員長から、渋谷健一理事長宛、第一 総長制について、第二 理事および監事について、第三 評議員会について、その他が答申されているのである。その結果、評議員会だけについて申せば、一、選任評議員の定数については、現行基本規定どおり二百人以内とする。理由は、選任評議員の定数については、減員すべきとする意見、現状維持が良いとする意見、増員すべきとする意見があつたが、各方面の意見を纏めるためには、現状どおりとすることが適當であると判断したと云うのである。二、選任評議員の構成および選任方法については、現行どおりとする。理由は、選任評議員の構成および選任方法については、規定の改正を行わず、運用に委ねることが妥当であるとしている。

(二) 評議員の定数については、学校法人中央大学基本規定（寄付行為）の第二七条により、選任評議員は、その定数を、二百人以内とし、この法人の学員中二十五才以上の者から選任するとしている。而して、同条二項に、学員の範囲を定め、現在評議員定数二百人全部が充足されている。但し死亡等により、欠員が生じたときは、任期満了、評議員選任の際、補充されることになっている。この評議員の定数を二百人以内とすることについては、前記検討委員会においても、相当活発な議論があつたところであり、中央大学の伝統・規模、その他を考慮して、慎重に決定されるべきものと思う者である。

現在、選任評議員は、教職員を始め、学員会の地域支部代表、職域支部の法曹会、南甲俱楽部、体育会、学研連

等、各方面の有識者、実力者が、それぞれの分野を代表して選任されている現況である。教職員側と、学員側とで評議員の数について、永い間議論されて来たが、現在では、その比率も、落付いて来た感がある。

評議員の定数については、前記の如く、基本規定によって定められているものであり、若し、これを改正するすれば、同規定第四四条によつて、評議員会において、出席議員の三分の二以上の同意を得なければならない事になつてゐることに留意しなければならない。なお、これら評議員の評議員会出席状況を見るに、昭和五九年一〇月二七日開催の学長選任に関する件で開催された評議員会には、評議員总数二〇三名（職務上の評議員を含む）のうち、出席評議員一一一名、委任状提出評議員六八名の計一七九名であった。

四 評議員の選任方法は、基本規定第二八条により、選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任することになっている。そして、選考委員会の構成も、基本規定上、選考委員の資格を厳格に定め、合計一二名の選考委員で構成されている。この選考委員会では議長が趣旨説明を行ない、委員の自己紹介が行われて、審議方法についての意見開陳があつた後、個別選考に入り、教職員選考委員一同、並びに学員会長から、提出された資料によつて、審理が進められるのである。基本規定第三〇条により、選任評議員の任期は四年となつてゐる。そこで、これを二組に分けて、その都度評議員会で選考委員会を設け、任期満了の評議員と、死亡その他の理由により欠員となつた評議員の補充を行つてゐる。なお、この選考委員会には、事前に、教職員側では、選任評議員選考委員教職側選考委員一同から、又学員側からは学員会会长から、それぞれの資料を添えて、選任評議員の推薦がなされるのである。個別選考は、これらの資料を中心に進められる。教職側には定年があるが、学員側にはこれがないので、学員会では、評議員候補者推薦基準を設け、中央大学及び学員会の興隆・発展に熱意ある方を選ぶことにしておられるようである。

従つて、選任評議員の構成並びに選任方法については、基本規定の改正は行われなかつたが、逐次教職員側選考委員並びに学員側選考委員において、多大の責任を持たせられ、それぞれの分野において慎重な検討がなされ、それらの資料を評議員選考委員会に報告させ、その運用方法に改善が加えられ、評議員の老齢化防止、マンネリ排除のため努力が重ねられていると思われる。しかし評議員候補者の選考基準については、その都度活発な論議がなされても良いのではないかと思う。

(五) 次に評議員会の運営方法であるが、現在基本規定第三二条により、評議員会は理事長の招集によるものであり、評議員会議長が議長となつて開会を告げ、同規定三二条に定める定員数に達しているか否か、を確認のうえ傍聴の可否を諮り、議事に入る前に、理事長挨拶並びに学長学事報告の通告があり、先ず、これが冒頭に行なわれるのが慣例となつてゐる。次に理事長挨拶並びに学長学事報告について、評議員の質問が許されることになるのである。この質問をされる方は、大学問題に造詣が深く、大学の興隆発展に、極めて熱心な評議員が多く、大学側からも真剣な答弁が行なわれている。

この理事長挨拶並びに学長学事報告は、広く大学の内外に知らせるため、中央大学広報や学員時報等に、掲載されるのである。かかる後、議事に入るのであるが、通例提案理由の説明を、常任理事が行つて、これに対する質疑が行われる。その質問の前に発言の通告があれば、これを許可し、質疑応答の後採決という事になるのである。評議員会の議決事項には、通例、基本規定第三三条の(一)の、予算、決算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項が多いのであるが、先般、昭和五九年一〇月二七日開催の評議員会の如く、中央大学学長に関する規則第六条に定める学長選任について、評議員会の承認をするような議案もある。そして議事が終つたところで、議事録署名者が指名されて、評議員会は閉会となるのである。

評議員会は大体二、三時間を目標として行なわれるが、これは全国から広く、それぞれの地域・職域の代表が、百二、三〇名も集まられるのであるから、余り時間を多くとるわけにも行かず、効率的に、運営が図られなければならぬ。予算・決算等の問題は大学運営に極めて重要であり、これを審議する評議員の責任もまた大なるものがある。大学側においても詳細な説明書を事前に配布し、評議員会の席上でも、常任理事より説明が行なわれる所以ある。ただ、これに対し評議員会が、いつも同じ型で形式的ではないか、もう少し実質的な審議をなすべきではないか、という論がないでもない。この点は、議事進行に当る議長において十分考慮し、大学側並びに評議員側の各位に対しても、協力を願い、なるべく短時間で多大の成果が上のよう工夫を重ねて来たところである。なお、ご意見はどしどしお出し頂きたいと思う。

(iv) 次に法人役員の選任は、評議員会の最も重要な任務である。学校法人中央大学基本規定（寄付行為）第一一条、理事は、評議員会の議決によつて、評議員その他の者から選任する。同第一五条監事も同様である。なお前記基本規定並びにその付属規程の改正に関する答申により、経営規模の拡大と教職員の理事会参加による構成比率を考慮して、教授出身の理事が増員されたのである。従つて、基本規定一〇条の理事一二人以上一七人以内、監事二人以上三人以内が、評議員会によつて選任される事となる。この場合、評議員の定数は前述のとおり二百人であるので、この合議体で選任することは不可能であるので、理事・選考委員会が設置される事となる。この委員会は、評議員会において、議長・副議長・学員会長・学長のほか、議長・学員会長・学長の指名する評議員が選考委員となる動議が提出され、その委員会で選任した者は、評議員会で選任されたものと看做される事になる。議長・学員会長・学長は、各方面から適材の評議員を選考委員に迎えるため、教職側・法曹会・南甲俱楽部・体育会・政界・地方代表等に割振つて、合計二一名で、構成されるのが慣例である。基本規定第一六条により、理事・監事の任期は、三年

であり、その都度、評議員会内に、理監事選考委員会が設置される。最も難かしいのは、理事のうち理事長候補者、常任理事候補者を推薦することである。基本規定上は、第一三条により理事長は選任理事のうちから、理事会が選任することになつており、事業理事及び常任理事は、理事の互選によることになっている。素案に過ぎないのであるが、法人の最高責任者を推薦するのであるから、責任重大といわざるを得ない。

昭和五九年度理監事選考委では、同年四月二五日から五月一六日迄の五回に亘り委員会を開催し、慎重協議した結果、理事一六名、監事三名が選任された。その際、新理事者に対する要望として、(1)中央大学の財政の健全化を図ること、(2)百周年の募金の目標額を達成すること、等が述べられ、また理事会のあり方、常任理事三名説等についても、いろいろ議論があつた。

中央大学としては、本年一一月一三日の創立百周年の記念式典が目前に迫つてゐる。この式典は何としても、立派に達成しなければならず、そのためには先ず募金目標を達成しなければならぬと考えてゐる。次いで大学の第二世紀に向けて、この画期的な発展・充実のため、教育・研究内容の充実整備と、大学財政の健全化を図る基盤の確立を果たさねばならぬ、と考える次第である。

募金委員会報告

中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会

委員長 宮田光秀



わが中央大学は、明治一八年（一八八六年）「英吉利法律学校」の名の下に創設され、その後着実な進展をなし、今日では、法、経、商、理、文の五学部を擁する総合大学として見事結実しました。

本年は、創立百周年を迎えるにあたり、来る一月一三日白亜の多摩校舎において、盛大な記念式典が挙行せらる予定であります。

大学当局は、この記念すべき年をトして記念式典及び記念事業を計画し、その資金調達のため「中央大学創立百年記念事業資金募金委員会」を設置し、寄付金による募金目標額を金五〇億円、うち金三五億円を学員会員その他個人、うち金一五億円を法人と枠別をなし、昭和五七年七月から同六三年六月まで、と募金活動を開始したのであります。

中大法曹会は、この企画による要請にもとづいて、昭和五七年九月「中大百年記念事業募金委員会」を発足せしめ、五〇名（東弁二〇、一弁一二、二弁一三、裁判所二、検察庁二）の委員を選出して、金二億円を募金目標額に添付資料（）のような寄付金募金基準を定め、各会別に募金を担当いたしました。

かくて、各委員の熱心な活動と、これに呼応する会員各位の絶大な協力によつて、昭六〇年一月三一日現在において添付資料(1)の集計表のように、募金額合計金一七四、一四〇、〇〇〇円に達しました。

ところで、大学当局に対する募金申込総額は、昭和六〇年二月末日現在において、

(1) 法人 金一、一二六、四一〇、〇〇〇円

(2) 個人 金 九五一、八七六、一三三〇円

合計 金三、〇七八、二九六、二三〇円

となりました。法人枠は、当初の設定額を上廻ったとは申せ、全体としては目標額の60%強に過ぎない現状にかんがみ、その達成には今一層の努力を傾けなければなりません。この状況の中で各種支部の募金成績を一瞥すると

第一位 法曹会 一七四、一四〇、〇〇〇円

第二位 南甲クラブ 五八、九三〇、〇〇〇円

第三位 体育会 四八、八五〇、〇〇〇円

と、かようなランクになつております。法曹会も目標額金二億円の達成とはまいりませんが、他の支部に比して格別の好成績をあげていますことは、会員各位の母校愛の発露と深く敬意を表します。

大学当局は、大蔵省の認可を得て、今後法人枠を金一五億円に改定して、目標額達成に一層の精力的な活動持続に努めていますが、わが法曹会募金委員会としても未だ応募のない会員に対して理解と協力方を願望し目標額完遂に努めたい所存であります。

最後に、募金委員のご苦労を深謝し、今後ともご尽力を願い、委員会報告といたします。

資料(一)

中央大学百周年記念事業寄付金募金基準

中央大学法曹会(五七・一〇・八)

④ 理事長、総長経験者は本基準外である。

① 一〇〇万円以上(五〇口以上)

② 大学の理事、監事経験者、現職理事、監事

評議員會議長

③ 学員会副会長経験者、現職副会長

④ 日弁連会長

② 七〇万円以上(三五口以上)

① 評議員三期在任以上の者(現職)、評議員會議長経験者並びに現副議長
② 中大法曹会幹事長経験者(支部長)、学員会幹事会常任幹事、参与
③ 単位会々長

③ 五〇万円以上(二五口以上)

(1) 評議員経験者(元・前)、現職評議員

(2) 学員会幹事
(3) 単位会副会長

④ 三〇万円以上（一五口以上）

(1) 協議員経験者、現協議員

⑤ 一〇万円以上（一〇口以上）

司法研修所一五期以前に修了した者（期前を含む）

⑥ 一五万円以上（七・五口以上）

司法研修所一六期～一五期までに修了した者

⑦ 一〇万円以上（五口以上）

司法研修所二六期から三一期までに修了した者

⑧ 二万円（一口）

司法研修所三二期以下の修了者

中央大学百年募金集計表

資料(二)

(昭和60年1月31日現在)

中大法曹会を所属支部とする募金				法曹会を所属支部としない募金				合計	
人数	大学への応募金額	法曹会割振額	他支部割振額	人数	大学への応募金額	名	大学への応募金額	人数	大学への応募金額
東 弁 168	64,420,000 円	37,170,000 円	27,250,000 円	79	14,400,000 円	247	78,820,000 円	139	52,610,000
一 弁 96	42,820,000	21,480,000	21,340,000	43	9,790,000	74	22,770,000	58	5,170,000
二 弁 52	19,160,000	10,970,000	8,190,000	25	3,610,000	34	2,130,000	78	5,840,000
裁判 所 24	3,040,000	2,175,000	865,000	76	5,540,000	17	6,620,000	21	8,650,000
検 察 庁 2	300,000	70,000	230,000	17	6,620,000	2	130,000	5	280,000
公 証 人 4	2,030,000	900,000	1,130,000	276	42,220,000	622	174,140,000		
そ の 他 3	150,000	130,000	20,000						
合 计 346	131,920,000	72,895,000	59,025,000						

中大法曹会員の応募金額 金 174,140,500円。 内訳 中大法曹会の応募金額 金 72,895,000円
その他支部の応募金額 金 101,245,000円

法職講座の理想と現実



中央大学法職講座運営委員

森 田 洲 右

一、中央大学法職講座運営委員会は、昭和五十八年二月十四日その設置が決定し、同年三月十四日に第一回の委員会が開催された。

直ちに、同年五月九日に開催の開講式とシンポジュームを皮切りに、初年度は「特別講座」、「判例、学説解説講義」、「演習講座」、「自主ゼミナール」が設置・運用された。しかし準備期間が少なかつたため急造の感はまぬがれず、種々の面について外からの批判があり、内において反省がなされたことは否めず、又止むを得ないことであった。

反省されるべき点として、科目毎にわたって、一人講師による一貫した系統的な教授が求められるものであるとした。依頼した講師の都合もあって、理想が実現されなかつたという障害もあつた。そこで次からは早期に各講師に依頼することと、企画と実行を出来るだけ早く実現することを課題としたものであつた。

昭和五十八年度の司法試験の結果は、早大一位、東大二位、中大三位であった。昨年度における結果が、九年ぶりに中大一位となつたことは対照的であった。中大の内外に与えた落胆と反響は大きいものがあつたが、同委員

会の設置は、中大の傾斜傾向に対する大きな歯止めになると思った。

二、右法職講座の第二年度目は、「入門講座」を新設して、一、二年生に法律学が身近な学問であることを認識させることから始まり、「基礎理論講座」、「応用講座」、「演習講座」、「自主ゼミナール」を設置した。各講座との関連性と、段階的かつ反復的に有効に運用されることを心がけられ、指導力ある優秀な講師を学内、学外から招聘することが出来、高度な講義内容の維持に努めた。学力の高い受講生に照準を当たし、講義を特に要望し、詳しいレジュメを事前に提出願うことなどにより、一段と講義が司法試験に向けて成果のあがるものになる努力が払われたが、受講生の勉強意欲と高い忍耐力の問われる試験だけに、学生らの精神面の不満が批判材料として示された。

中大生の論文作成能力に問題があるとの巷間の指摘に応えるため、「演習講座」は論理構成を念頭において論文作成の手順に基づく講座となつており、「自主ゼミナール」も指導員となる合格者に対して、この点を特に求めるものとなつた。しかし、司法試験に合格するためには優れた論文作成能力が養成されなければならず、したがつて、現実に高度の指導が絶対的に要求されるものである。法的思想を基礎に置いた、正確な法的思考力と明瞭な表現力が必要となる。そのためには、徹底した答案練習が反復して行われなければならないところ、本法職講座の現段階では人的かつ財政の面で直ちにその実現は極めて困難であるため、ここにも法職講座運用に向けての理想と現実の間に大きなギャップを感じられる。

三、都心で司法試験勉強に明け暮れている本学卒業生のために、有利な勉強の条件と良い環境を設けてやることは、本学と中大法曹会の心からの願いである。学研連の一部では、独自に分室を運営しているが、これは研究室の伝統が生きているものであると共に、温かい同志愛と兄弟愛によるものであると思う。本法職運営委員会は、昭和五十九年度において、「都内直前講座」を開設し、本学理工学部の校舎を使用して、中大卒業生に対して、都内に

おける講座の実行に着手した。最初は、司法試験直前に、重点的な対処療法的講座を開く程度となつたが、都内の卒業生の間には、母校の心ある配慮に感動して、大いに心強く思い、一段と勉強に精を出す結果となつてゐる。同年度の司法試験の結果は東大一位、中大二位と、本学は早大を抜いて二位に返り咲いた。しかし都心講座の運用についても、更に充実した講座の設営と、継続的講座の実行を迫られてゐるものであるし、同講座を都心の多くの卒業生に、もっと徹底して知らせるための宣伝方法と、続けて使用が可能な広い講堂を外部に確保することが必須のこととして求められている。ここにも、理想と現実の乖離が存しているけれども、更にこの実現のための努力を怠つてはならないと思う。

四、昭和六十年度は法職講座開設三年目に当たる。理想と現実の狭間にあって、出来るだけ理想に近づこうとして努力している同運営委員会に対して、今や心から支援を惜しまない会員が多く現れてきていることを強く感じるものである。本年度の本講座運営日程は「入門講座」（開設予定（以下同じ）四月二二日）「応用講座」（五月九日）「基礎理論講座」（十月一日）「演習講座」（十月二十一日）「自主ゼミナー」（十一月十八日）と、都心では「都心特別集中講座」（五月十三日）「都心演習講座」（六月三日）と決定した。多摩における「演習講座」では論文作成能力養成のために、答案練習を実行することとした。その方法と時期並びに回数は講師の都合等と合わせて後日決定することとなつてゐるが、理想に向けての現実的努力の現れが、ここになされたものである。又同講座は「基礎理論講座」の受講者から選抜していくが、その枠を取りはずして自由に受講出来ることとした。この処置は、同受講生の数が少ないということであつて、決して喜ばれる現象ではない。選抜方式により、能力に応じた実のある、競争原理を導入した指導をと画いた理想像が、期待しない現実に妥協した産物である。

都心には「特別集中講座」として、いわゆる直前講座のほかに、継続的講座としての「都心演習講座」を六月三

日から十月三十一日まで、約五ヶ月開催することとして、都心卒業生の期待に応えようとしている。講師は実務家と学者に依頼して、実戦的な内容の講座とする希望を持っているものであるが、前年度において指摘されたとおり、PRと受講生の眞の要望に応えるものであるかが、将来の講座運営の内容に大いに影響するものであると思う。

五、法職講座運営に関して、中大法曹会と学研連にはそれぞれ関係委員会が設けられて検討審議している。その結果が、その度毎に意見となつて表明されたり、文書による「意見」となつて大学等に提出される予定である。母校大学を想う心、中大の学生と卒業生に対して、司法試験の合格に必勝を期待して止まない中大法曹界の先輩には、全く頭の下がる思いがする。中大法職講座運営委員会は、この立派な先輩の助言と指導を受けて、何とかして司法試験合格者数第一位の栄光を取り戻すべく、真剣に努力しているものであるが、同講座運営に向けての高い理想を実現するためには、この厳しい現実を克服しなければならない。そこで、ここに中央大学に対して迅速かつ大胆な配慮と、法学部の温かい指導、並びに法曹会・学研連の物心両面にわたる支援を心から期待する次第である。

(60・3・4) 以上



昭和六〇年 五月一三日

第二、 今後の対策

- 一、 合格者漸減傾向の原因分析の必要性 三五

- 二、 大学の役割 三五

中央大学法職教育の強化充実に関する意見書

第一、 諸問事項

- 一、 この対策の要旨 三五

- 二、 この対策を必要とする理由 三六

- 第三、 法職講座をより一層強化するために次の諸点を改善すべきである。 三七

- 一、 改善すべき事項 三八

- 二、 この改善を必要とする理由 三九

- 第三、 大学会館（駿河台所在）において卒業生を対象とした法職講座を開設すべきである。 四一

- 一、 この対策の要旨 四二

- 二、 この対策を必要とする理由 四二

第一部 総論 — 現状の分析及び今後の対策 —

第一、 現状の分析

- 一、 合格者数変遷の概要—他大学との比較において—

本意見書は、第一部においては意見書の基礎をなす中央大學の現状を明らかにし、第二部においては各対策ごとに意見の要旨と理由を述べます。

目 次

第一部 総論 — 現状の分析及び今後の対策 —	一
第一、 現状の分析	一
一、 合格者数変遷の概要—他大学との比較において—	二九
二、 合格者数変遷の分析	三〇
三、 中大における受験生の現状	三三

四、 受験環境の変化 三三

六名（約一〇%）。以下明大、関西大と続く（昭和五八年第一

位の早大は六名（約二%）であった）。

昭和二六年……総合格者数二七二名、第一位中大九三名（約三四%）、第二位東大七九名（約二九%）、第三位京大二〇名（約七%）。中大が首位を奪取し、昭和四六年に東大に逆転されるまでこの後二〇年間中大の天下が続く。

この期の中大は、昭和三年総合格者数三四六名中一〇六名（約三%）と合格者数において一〇〇名を突破し、昭和三六年総合格者数三八〇名中一三三名（約三六%）と史上最高の占拠率を示し、昭和三九年総合格者数五〇八名中一七〇名（約三三%）と最多合格者を記録するというように、まさに全盛期であった。東大はこの間第二位、平均して約一五%台の占拠率に止まっていた。

2. 第二期（昭和四〇年から昭和四八年まで）

昭和四〇年……総合格者数五六六名、第一位中大一四八名（約二八%）と合格者数では一〇〇名を超えていたが、占拠率が三〇%台から二〇%台に落ちた。

昭和四六年……総合格者数五三三名、第一位東大一二七名（約二四%）、第二位中大一一六名（約二三%）と東大が二〇年ぶりに首位に返り咲いた（その後中大は昭和五七年首位を一度奪回した以外は東大に負け続けている）。

3. 第三期（昭和四九年から昭和五九年まで）

昭和四九年……総合格者数四九一名、第二位中大八五名（約一七%）と合格者数で一〇〇名を割ったうえ、占拠率も

一〇%台に落ち、以後この状態が続く。一方早大は第三位七〇名（約一四%）と追い上げてきている。

昭和五六年……総合格者数四四六名、第二位中大五八名（約一三%）と史上最低の占拠率となり、第三位早大との差は僅か二名であった。

昭和五七年……総合格者数四五七名、第一位中大八八名（約二〇%）と再び首位となつた。

昭和五八年……第一位早大八八名（約二〇%）、第二位東大八三名（約一九%）、第三位中大六三名（約一四%）と、はじめて早大が首位を奪い、中大は昭和二四年以来初の第三位となつた。

この期の特徴は、中大が合格者数及び占拠率において減少傾向を示しているのに対し、東大は占拠率において一七%から二三%を上下するという安定した状態を示し、早大は占拠率において一〇%から一六%の間を上下していたのを昭和五八年二〇%台に上げる伸びをしました。

二、合格者数変遷の分析

1. 以下、前項に述べた各期における合格者数の変遷の原因分析を試みる。

第一期の原因分析

この期は中大と東大の二巨頭時代で、中大の競争相手は東大だけであった。この期に中大が首位に立ち、約三〇%台の占拠率を示すまでに至った原因を推測すれば、以下のようにならわれる。

第一に、従前より東大は官界・実業界、早大は実業界に伝統的な実績・人脈を有し、学生もその分野に進む者が多かつたのに比べ、これらの背景に乏しい中大はその分野でトップの座につく可能性が少なく、これを必要としない司法界（特に在野法曹）の道を選ぶ者が多かった。

第二に、この期の合格者の中には夜間部出身者が多く、一般に学生には学費の安い中大で苦学しながらでも資格を取ろうというハングリー精神が旺盛であった。

第三に、学研連という司法試験受験団体が創成期の情熱をなお失なわず、先輩による後輩指導体制が健在であった。

第四に、試験問題は「・・・について論ぜよ」式の簡明なものが多く、大学の講義との関連性も薄いため、たとえ独学でも十分対応でき、この道を志す者が多ければ多いほど合格者数を増大させることができた。

第五に、この期の中大的教授・講師陣には他大学などから招かれた人が多く、中大出身の教授・講師も刺激を受けて質の良い講義をしていた。

2. 第二期の原因分析

この期のはじめ、中大が合格者数としては首位を維持しながら占拠率において三〇%台から二〇%台に落ちた最大の原因是、東大・早大が徐々に司法試験に目を向けはじめ、東大は二〇%台、早大は一〇%台にそれぞれ占拠率を伸ばしてきることにある。

昭和四六年に東大に首位を奪回された際にいわれた原因を

挙げれば、以下のとおりである。

第一に、東大紛争で官界に進む道を閉ざされた学生が司法試験に流れたうえ、東大紛争は早期に正常化されたのに、中大は学園紛争の拠点校となり、ロックアウトのため教授も学生も大学の人的的施設を十分利用できない状態にあった。

第二に、中大の学費の高騰に伴って、極めて恵まれた環境の学生が多くなり、第一期にみられたようなハングリー精神が失われた。

第三に、法務省の方針が、国立大学で若い人を合格させようとの意図を露骨にしてきた。このことは、試験問題の変化、考査委員の選考などにあらわれていてる。

第四に、後にも述べるように司法試験問題との関連においていえば、中大の講義に比べ東大の講義は試験を意識して工夫されていると思われる。そのうえ考査委員は東大の教授が多く、期末試験の問題を司法試験問題に同質化させていため、東大の学生は講義を受けていれば必ず合格するとの確信をもつほどである。

3. 第三期の原因分析

この期は、中大の合格者数はさらに減少し、占拠率は一〇%台に落ち、中大、東大、早大の三巨頭時代に入つた。

この現象は、第二期の占拠率減少原因を受けついでいる他に、早大の法職講座の成果が出はじめ、早大の占拠率が上昇したほか、全国のあらゆる大学の学生が司法試験をめざすようになったため、中大のシェアを圧迫したことがその原因と

して挙げられる。また第二期における中大法学部に対する社会の評価は、従前、司法試験合格者数において、第一位を保持してきたことから、「法科の中央」として、その名声を得てきているものと考えられる。もつとも、司法試験合格者数において、中央大学が一位の座にあつた昭和四六年以前においても、司法試験合格率（各大学の受験者数に対する合格者の割合）においては、東大が五パーセント前後の合格率であるのに対し、中大は一パーセント前後にすぎず、司法試験合格者数第一位の座は中大生の多くが司法試験を受験するという「量」の面で支えられてきたことを否定できないところである。しかしながら、合格率というようないわば専門的データは必ずしも社会に広く流布されるものではなく、社会は一般に合格者数を重視するため、合格者数が首位であることは中大法学部ひいては中大全体の名声を高めるのに貢献し、高学力の学生を集めるという良い循環状況であったと考えられる。ところが、第三期に入つて昭和四七年に東大が合格者数の面でも第一位となり、以後二回の例外はあるものの、中大は第一位の座を明け渡し、昭和五八年には早大が第一位を占めるおよび、中大に対する社会的評価はおおいに低下したものと言わざるを得ない。このよろんな状況下では、今後入学する学生の学力の低下、司法試験合格者数の減少といふ悪循環に陥る危険がある。

三、中大における受験生の現状

前二項において、数字によつて昭和四八年・九年を境とす

てきているものと考へられる。もつとも、司法試験合格者数において、中央大学が一位の座にあつた昭和四六年以前においても、司法試験合格率（各大学の受験者数に対する合格者の割合）においては、東大が五パーセント前後の合格率であるのに対し、中大は一パーセント前後にすぎず、司法試験合格者数第一位の座は中大生の多くが司法試験を受験するといふ「量」の面で支えられてきたことを否定できないところである。しかしながら、合格率というようないわば専門的データは必ずしも社会に広く流布されるものではなく、社会は一般に合格者数を重視するため、合格者数が首位であることは中大法学部ひいては中大全体の名声を高めるのに貢献し、高学力の学生を集めるという良い循環状況であったと考えられる。ところが、第三期に入つて昭和四七年に東大が合格者数の面でも第一位となり、以後二回の例外はあるものの、中大は第一位の座を明け渡し、昭和五八年には早大が第一位を占めるおよび、中大に対する社会的評価はおおいに低下したものを言わざるを得ない。このよろんな状況下では、今後入学する学生の学力の低下、司法試験合格者数の減少といふ悪循環に陥る危険がある。

中大合格者の減少傾向を指摘し、その原因の分析を試みたが、現時点における中大生の現状をさらに詳細に分析する。

1. 受験志望者数の減少

昭和三八年・九年当時までは司法試験合格者輩出の実績を有する私立大学は中大を置いてほかになく、それは前述の数字が如実に示すところであつた。それ故資質の高い学生を多数集めることができた。中大法学部入学者の半は受験を目的としていたと言えるであろう。ところが昭和四八・九年の転換期においては、それがクラス五〇名中ほぼ半数、昭和五年に至つては、クラス当たり一〇名前後に減少してきている。

この原因としては、つぎのようなことが考へられる。第一に、比較的裕福な家庭の子弟が多くなり、将来のため何がなんでも資格を取るという気概を持つ者が少なくなってきたこと、第二に、就職状況がよくなり、一流企業への進出がみられるようになつたこと、第三に、価値感が多様化したこと、たとえば「法曹だけが人生じゃない。あくせくガリ勉するばかりが能じやない。大学時代にしたいことはほかに山ほどある。大学時代にガリ勉して受かればいいけど、受からなければその後どうする。卒業と同時に良い企業に就職する方が、何年もかかるより、人生という単位で考えれば得」という意見、感想が現在学生の間で語られている。また、三年生までは受験勉強してきたものが、四年生で採一試験に失敗すると途端に就職へと方向転換する。これも右にみた三つ

の原因がその根底にあるものと思われる。

2. 講義について

かつては講師として他大学の教授や現職の裁判官・検察官を招いていた。いま思うに、当時は中大の教授陣が、その外の講師たちに学生を奪われまいと講義内容を工夫すること

らがあつたのではないか。ところが、現在では専門科目の学外講師はきわめて少ない。また受講生はクラス単位の割

当制で各教授陣に均等配分されるシステムとなつて。このような状況下にあつては、教授間に講義に關し、よい意味での競争關係が薄れ、講義内容も單調になり、工夫の足りないものになつているのではないか。司法試験をめざす学生には、講義に物足りなさを感じる者が多いと聞く。

また他方では「何も皆が司法試験を受けるわけではない。

普通に就職する者の方が多いのだから、講義のレベルを上げてもついて行けず無意味である。」との意見もある。

このように、学生の側からの大学の講義に対するニーズが

多様化してきたのであれば一方のニーズに合わせるのではなく、中大全体があらゆる社会に進出するよう講義の内容を多様化し充実すべきである。

3. 多摩移転によるデメリット

(1) 学力の低下

これを中大の凋落の原因として挙げるのが適切か否か問題なしといふが、昭和五八年度の駿台予備校のデータによれば、偏差値（難易度）を基準にしたとき一位は早大政経（政

治）・上智法（政治）六一、二位早大法五八、三位慶大法、上智法（法律）五七、四位中大法（法律）五五という数字が示されている。過去のデータが不足なため移転前との直接的な比較は出来ないが、右数字による限り学力が低下したと言わざるをえないのではないか。

(2) 卒業生と在学生の分離

過去における重要な受験指導のあり方は、学研連における先輩による後輩の指導であった。後輩は身近な先輩がどういう勉強をして受かっていったかをつぶさに見て勉強方法を学んだ。また逆に先輩は後輩におおられて勉強したのである。ところが、移転によつて先輩・後輩の連絡が絶たれた。その結果、一時期在学生は勉強の指針を失つた。

(3) 移転によつて卒業生は大学施設の利用が地理的に不可能となつてゐる。講義を聽講することも不可能である。

四、受験環境の変化

1. 出題傾向の変化

昭和四〇年頃、昭和四八・九年頃の二回にわたり論文試験の出題傾向が変化している。第三期に關係のある四八・九年頃には特に憲法・商法に、出題が單なる説明式から事例式に、一点質問型から横断的質問型に変化してきている。他の科目においても同様の傾向が見られる。また択一試験も昭和五五年以降論理思考型の出題傾向になつてゐる。これは、法務省において、暗記型の者より論理思考型の者を選抜しようとしたためであろう。このような問題の変化に対してもう一度

ではこれに合うよう講義内容を工夫しているといわれており、期末試験問題も司法試験の傾向と一致している。従つて東大生は講義中心の勉強が即ち司法試験対策となり、合格につながっていく。

ところが、中大ではこのような講義内容の工夫がない。加えて、暗記型の勉強になじんでいた中大生の多くが、出題傾向の変化に対応できずにいるのではないか。

右の相違によって、某一試験合格者の論文試験合格者率が、東大生六分の一に対し中大生一〇分の一という差になつて現われているのではないか。

2. 受験予備校の台頭

現在、辰巳法律研究所、早稲田司法試験セミナー、LEC、東京法科学院、東京法科アカデミー等の司法試験専門の予備校がある。これらは早期合格に向けた極めて機能的実践的なきめこまかい指導、あらゆるサービスの提供によつて受験生をひきつけてゐる。

ある予備校の指導内容を概観すると、「特別集中講座A」—元司法試験委員を中心とした教授陣により一科目約三〇時間の講義を行う。期間は七月から九月まで。全教科を受講するに一万八〇〇円の受講料を要する。「基本書読み込み講座B」—特定の教科書を解説するという内容。期間は七月から一二月まで受講料は全教科で九万八〇〇円を要する。「通信制答案練習講座C」—年間受講料八万二〇〇円。「通信制短答演習講座D」—年間受講料五万六〇〇円。

「小教室E」—セミナール形式の講座。七月から三月まで二二万円、一〇月から三月まで一七万円。「答案練習会」一年間受講料九万三〇〇円。「論点講座」—年間受講料一〇万八〇〇円。その他二、三の講座を用意している。

右のような至れり尽くせりの内容を持つが、例えは全講座を受けるとするとその受講料は約八〇万円を必要とする。受講生の多くは自己の不得意科目だけに絞つて受講する等出費を抑えようとはしているが、それでも多額の費用を必要とすることは否定できない。しかもかような予備校に受験生が集中するのは結局金がかかっても良い内容の講義・答案練習を求めるからに他ならない。

3. 他大学との比較

早大は約一〇年前から司法試験対策を真剣に考え、法職講座の充実、カリキュラムの変更等をはかつてきた。他方中大はこのような対策に遅れをとり、近年ようやく法職講座の内容が整備されつゝあるが、さらに改善すべき点もあると思われる。しかも多摩移転により、大学と切り離された卒業生に對しては十分な対策がとられていない。

また、法職課程の充実を果した早大にしても、受験生の多くは予備校にも通つてゐるのが実状である。中大としては受験生が予備校に何を求めているかを真剣に考へた上で法職講座の充実策を講じなければならぬであろう。卒業生対策にあつても事は全く同様である。

第二、今後の対策

一、合格者漸減傾向の原因分析の必要性

合格者漸減の原因を前記のとおり分析したが、本来大学当局がこれを組織的に調査研究すべきである。その具体的方法としては、受験生に対するアンケート調査、卒業生に対する追跡調査、合格直後の者とのディスカッション等を行い、これによつて中大の受験環境・受験対策の現状等を最もよく把握している者から新鮮且つ正確な情報を収集すべきである。また、他大学や予備校の司法試験受験指導体制、その有効性の動向にも目を向けて情報収集に努めるべきである。

この情報を分析してはじめて有効適切な対策を立て得るのである。

二、大学の役割

現在の文科系の大学教育一般がマスプロ教育であつて、質の高い講義を徹底して理解させるのが困難な状況にあることは確かであろう。しかも、さきに指摘したように「学生は司法試験受験生ばかりではない。普通に就職していく者が圧倒的に多い中で余りに高度な講義は必要でない。」という声も聞く。しかし、官界実業界を目指す学生に対しても、所要分野の各科目について、最高学府の名に恥じないレベルの高い講義をすべきである。ここで、学んだ優秀な人材を官庁・企業等の分野に送り出せば、中大への社会的信頼・期待も高まるはずである。特に司法試験を目指す学生について言えば、質の高い講義をすることによって今まで教室に背を向けていた学生を呼び戻せるし、また司法試験を意識していなかつた

学生にも挑戦する気を起こさせる契機となる。前述したように東大では司法試験に直結する中味の濃い講義をしているため、入学直後から司法試験を意識し、真剣に講義に臨み、自然発生的に受験グループができるということである。論文試験合格率が極端に低い前述の中大生の傾向の一因は、講義を軽視し独学癖に陥る受験生が多いことにある。講義のレベルを上げ、基本原理を正確に理解させ、自らの頭で思考する能力を身につけさせるべきである。

第二部 各論——具体的な対策——

第一、 詮問事項

「法職専門コースを新設」すべきである
その内容は次のとおりである。

一、この対策の要旨

1. 中央大学法学部法律学科内に、「法職専門コース」を設置すべきである。

(1) 「基本法コース」(法職専門コース)(仮称)

司法試験、公務員試験受験希望者を主たる対象として、基本法に重点を置くものとする。

(2) 「実務法コース」

会社就職希望者、家業従事希望者を主たる対象として、現

代社会に必要とされる法律に重点を置くものとする。

なお、右のコース間では、他のコースの必修科目を履修する限り、次年度当初においてコースの変更ができるものとする。

右コースのカリキュラムは、一年を前期・後期に分け、半年単位で一年分（原則四単位）の講義とする。

(2) 「基本法コース」（法職専門コース）の概要

(1) 司法試験受験希望者向きの法職専門コースとし、同時に、公務員試験受験希望者にも適するコースとする。

(2) 司法試験の必修科目である憲法、民法、刑法、商法、訴訟法などの基本法に重点を置くこととし、カリキュラム編成にあたっては、司法試験の法律選択科目、司法試験の教養選択科目、公務員試験の試験科目を網羅する。

(3) 重点科目ならびに行政法等重要選択科目にあつては、一つの科目につき、講義と、演習とをカリキュラム編成の上の一セットをする。

(4) 講義及び演習の水準については、学生が十分な予習をしてくることを前提とした高水準のものとする。

(5) 定員を二〇〇名程度とし、希望者が定員を超える場合は、各年度ごとに、試験を実施し（したがって、基本法コースは優秀な成績を收めないと入れ替えが行なわれる）、選抜制とする。

(3) 「実務法コース」の概要

(1) 現代社会に必要とされる法律に重点を置いた会社就職

希望者等、実業界に進路を希望する者向きのコースとする。

(2) 基本法とともに、企業法務ならびに現代社会において需要の高い次の各科目を必修科目とする。

①憲法 ②民法 ③商法 ④民事訴訟法

⑤民事執行法 ⑥倒産法 ⑦労働法

⑧独占禁止法 ⑨会計学 ⑩英米法

⑪無体財産法 ⑫租税法

なお、語学力の充実を計るべくカリキュラムに配慮を加える。

(3) 最終年次ないし適時の年次に、実務を題材にして、総合的に法律を応用するケーススタディ方式の科目を必修科目として設置する。

二、この対策を必要とする理由

1. 学生の進路希望の状況と大学教育に対するニーズに応えるためには、内容の異なる二つのコースを設置する必要がある。

2. 「基本法コース」（法職専門コース）について

(1) 基本法の重視

現行のカリキュラムでは、多くの法律科目の履修が求められているため学生は消化不良を起し、基本法に対する理解さえ十分得られない結果となりかねない。むしろ、国家試験受験のための基本法に重点を置くべきである。基本法の確実な修得は他の法律を理解する基礎となる。

(2) 演習の重視

一般的の講義では、法律のマスター、立体的で生きた法の理解、リーガルマインドの修得は、期待し難い。これらのためには、演習により、法的思考能力を高めるのが最も好ましい方法である。

もつとも、大衆化した大学の現状においては、カリキュラムの中で、各科目の全てに演習を受けさせることは困難である。そこで、せめて基本法の科目については、一般的の講義と演習とを一つのセットとしてカリキュラム編成をすべきである。

(三) 前期・後期制の採用

現在の制度によれば、各科目の履修期間は、一年間である。このように、一年間にわたって、多数の科目を履修することは学習効果を高める上で、疑問なしとする。在学中に基本法を修得させるためには、短期間に集中的に履修させる方が効果的である。

(四) 前期と後期に分け、一科目を半年で履修するカリキュラム編成が必要である。

3. 「実務法コース」について

現代社会は、様々なりーガルサービスを求めている。

経営法友会（一部上場企業の法務部の団体）は、『現代の大学（法学部）教育に望む』と題する提言の中で、特に諸法規を総合的に理解して実戦的に対応できる能力を養成するため、企業法務のケーススタディの採用を主張している。

そこで、現代社会においてニーズの高い法律科目に重点を

置いた『実務法コース』を設置し、社会の要請に応えることが必要である。

第二、法職講座をより一層強化するために次の諸点を改善すべきである。

一、改善すべき事項

検討されるべき改善策は次の諸点である。

(1) 対象者 新入生の他、司法試験に対する勉強が初步のレベルにある者

予定人員 一五〇名程度

指導員 東京近辺在住の若手弁護士

編成 一グループ一〇名程度、指導員一名程度

期間 一年（五月開始、翌年三月まで）

回数 月二回以上

(二) 指導方法

初学者を対象とするものであるから、指導にあたっては大學の講義ないし「基礎理論講座」の進行に見合った内容に絞り、その理解を十分なものとする方向で、司法試験に即した「勉強方法」を身につけさせることに力点を置く。

2. 「基礎理論講座」については、次の点が検討されるべきである。

(1) 憲法・民法・刑法の基本三科目に重点を置いたカリキュラムを組む。

(2) 開講時期を現行より早める。

- (1) 受講資格（現行二年生以上）を、科目を憲法又は民法に限ったうえで、一年生にも与える。

3. 「演習講座の実施科目及び講師数を可能な限り増加し、多くの学生が受講できるようすべきである。

4. 現行の「自主ゼミナール」は、運用上、次の点に留意して今後も積極的に行われるべきである。

- (1) 対象者を一定のレベルの実力があるグループに絞る。

(2) チューター（指導員）となるべき合格者を確保し、かつチューター相互の連絡を密にする。

(3) 実施回数をできるかぎり多くする。

(4) ゼミナールを行う場所を都心にも確保する。

- (5) この制度の存在・意義を周知せしめる。

- (6) 答案作成の指導を継続的に行うべきである。

6. 司法試験の合格を目的とした「特別コース」を設置すべきである。

二、この改善を必要とする理由

1. 現行法職の概要

昭和五九年度に実施された法職講座は、

- (1) 入門講座 一・二年生対象 五月から七月
(2) 応用講座 三年生以上（含卒業生） 五月から一〇月
(3) 基礎理論講座 二年生以上（含卒業生）一〇月から三月
(4) 演習講座 応用講座受講生 一〇月から三月
(5) 自主ゼミナール 一月から三月

2. 改善すべき事項1、について

(1) 初学者に対する指導の強化

卒業後の受験環境は次第に悪化するのであるから、司法試験を目指す者は、早期に固い決意で計画的に対処していく必要がある。

中大においては、司法試験に関心のある者もその多くは未だ確固たる決意を持たず、あるいは司法試験の現状についての認識も乏しく、どのように対処していくかを知らない状況にある。そのため司法試験に対し本格的に取り組む時期が遅れたり、あるいは意気込みや情熱がから回りして、志半ばで脱落・挫折していく者が少なくない。

したがって、法職講座においては、司法試験に関心のある新入生・初学者に対して時機を失せず司法試験に関する的確な情報を与え、自主的・意欲的な勉強を進めさせるべく指導していく必要がある。

(2) 従来の法職講座においては、かような要請に対しても「入門講座」が設置されており、その意義は十分に評価できるが、同講座は法学入門及法曹像に関する講義が主であり、七月に終了するものであるから、それに加えて司法試験により密接に対応した形での早期からの指導が実現されるべきである。

(2) ゼミナール形式について

学部の授業、そして法職講座の「基礎理論」「応用」の講

座などは、多数の聴講生を対象としているため、一方通行の講義形式とならざるを得ない。かような指導形式においては、受講生は往々にして受動的な勉強態度になりがちであり疑問点、不明な点の解説もなおざりにされやすい。また、マスプロ的指導では、受講生が孤立し、脱落していくことを防止しえない。ゼミナール形式による個別的指導は講義形式による指導の限界を補完し、かつ学生相互の切磋琢磨によつて、学習効果を高めることを狙いとしている。

初学者に対しゼミナール指導をする必要があるかという疑問はあり得るが、ゼミナールの効果は勉強が進んだ者についてだけあるのではなく、むしろ適切な指導者が派遣されるならば、受験対策上何らの指針を持たない初学者にとってこそ指導効果が上がる。

本ゼミナールは、従来行われている「自主ゼミナール」の前段階のものと言うべきで、本ゼミナールが「自主ゼミナル」へ接続されることが期待される。

3. 改善すべき事項2。について

(1) 現行の「基礎理論講座」のカリキュラムでは、二年生

以上を対象として一〇月から三月までの間に、憲法・民法・刑法・商法・民訴法・刑訴法の講義を集中的に行なうものであるが、次の点において問題点が存すると思われる。

(1) 二年生の一〇月まで講義が受けられない空白の期間が生じる。

(2) 初学者にとっては、六科目について万遍なく指導を受

けるより、まず憲法・民法・刑法の三科目の基礎理論をしつかり身につけることが重要である。

(3) 半年間に六科目の基礎理論を修得することは、受講生にとつてかなり困難である。

(2) これらの問題点を改善するため「基礎理論講座」の開講時期を早め、それによって得られる時間は全て憲法・民法・刑法にあて、この三科目についてじっくり指導すべきである(これら三科目は学ぶべき分量も多いから、時間数は多く必要である)。

そして、二年生までの間はこの三科目の修得に専念させることとし、科目を憲法・民法のいずれか一科目あるいは授業で履修する範囲に限定したうえで、一年生から「基礎理論講座」を受講できるようにするべきである。

学部のカリキュラムにおいても一年生の段階で憲法及び民法の一部が履修されるべきものとなつてゐるから、法職講座において一年生からかような措置をとることは決して不相当なことではなく、むしろ二年間に分けて受講する方が勉強しやすいと思われる。

これより、初学者に対する講義の空白時期が無くなり、二年生の間に授業と「基礎理論講座」の二本建てによって憲法・民法・刑法の三科目について十分な理解が得られる。

(3) 開講時期を早めることは、応用講座と期間的に重複する事態を招くが、二年生までの「基礎理論講座」の受講によって憲法・民法・刑法の実力がついた者は、同科目に関する

「応用講座」を受け、秋季以降商法・民訴法・刑訴法の「基礎理論講座」を受ければ良い。一方憲法・民法・刑法について基礎的学力が未だ備わっていない者にとっては、「応用講座」は意味がない、これらの者は「基礎理論講座」を継続して受けるべきであるから、講座重視の弊害はない。

4. 改善すべき事項3。について

「演習講座」は、一方的な講義ではなく、三〇名以下の小人数で、実際の裁判例や演習問題を用いて質疑討論を行うという形式である。そこでは、受講生が自らの考えを発表し、表現力、説得力等を養い、質疑討論の中で思考の誤りや疑問点を解明していくことができる。また、「演習講座」は自主ゼミナールとちがい、教授・助教授らによって行われるため、高度の指導が可能である。

昭和五九年度は民法、刑法、民訴法各一講座にとどまつたが、今後可能な限り講座数を増加し、多くの学生が参加できるようすべきである。

5. 改善すべき事項4。について

(1) 法職講座「自主ゼミナール」について

自主ゼミナールは、すでに相当程度司法試験のための学習を積んだ、在学生及び卒業生の自主グループ（三人以上）に対して、大学から当年度の司法試験合格者をチユーターとして派遣し、グループが立案したプログラムに沿って一月中旬頃から一二回の予定で実践的な指導を行うものである。

(2) 自主ゼミナールは、合格のノウハウを熟知している、司法試験合格直後の者をチユーターとしているため、非常に有効な指導体制と言える。

(2) 「自主ゼミナール」運営に際しての留意点

(1) 対象者について

この制度は、前記のとおり一定程度の実力あるグループを対象とするに拘わらず実際には希望者の多くが初学者であった。これでは、合格に直結する指導を与えるという本講座の趣旨が活かされないから、このゼミの対象者は今後抜一合格者等の一定程度の実力あるグループに絞るべきである。

そして、初心者のグループについては、答申の趣旨1.で述べた初学者用のゼミで指導するよう役割を分担すべきである。

(2) 合格者の確保及び連絡について

合格者は受験産業などから有利な条件で勧誘されることが多いから、早くから一定数の合格者をチユーターとして確保する必要がある。

また、これまでチユーター間の交流は活発でなかつたので、チユーターの名簿を継続的に整備し、チユーターの連絡会議を開くなどして、情報交換をすべきである。

(3) 指導回数について

チユーターが司法試験合格者であるため、指導期間は合格後から研修所入所までの間に限定されるが、この間できるだけ指導回数を多くすべきである（二〇回程度）。

(4) 場所の確保について

チユーテーの負担を考えると、指導の場所を多摩校舎に限らず、都心にも数ヶ所（理工学部校舎、大学会館等）確保すべきであり、これによって都心在住のグループを指導することが可能となる。

6. 改善すべき事項5。について

受講生により多くの答案を作成させ、限られた時間内で問題に対し的確に答える訓練をさせる必要がある。

その実施にあたっては、卒業生を含む希望者全員を対象とすること及び継続的なものであることを基本として従来の答案練習会形式にこだわらず、「自主ゼミナール」あるいは他の講座での実施も考慮すべきである。

7. 改善すべき事項6。について

司法試験は競争試験であるため、少数選抜制の「特別コース」を設置し、これをA、B、Cの三段階に分け、Aコースは、初学者を対象として、憲法・民法・刑法の基礎理論を理解させ、Bコースは、中級者を対象として、右三科目の外に商法の応用能力を養い、併せて答案練習の指導を行い、Cコースは、上級者を対象として、司法試験科目（選択科目を含む）について、司法試験問題と同程度の高度の講義及び答案練習の指導を行い、講師は、他大学からも、司法試験指導に熱意のある教授、助教授を招聘し、右コースを終了すれば、司法試験に合格できるようなものとする。

第三、大学会館（駿河台所在）において卒業生を対象とした

法職講座を開設すべきである。

一、この対策の要旨

大学会館において卒業生を対象とした法職講座を開設すべきである。

1. 実施主体

原則として現在の法職講座運営委員会を主体とする。

2. 対象

人數約三〇〇名

少なくとも試験による選抜を行ふか、採一試験合格者に論文試験成績表（昭和五六年度からは論文試験不合格者には成績を公表している）を持参せしめ、その成績による選抜を行うべきである。

3. 場所

(1) 百周年記念会館完成前の段階では、少なくとも左記(1)(2)に近い規模で、現在の大学会館または理工学部校舎の一部の無償提供を受ける。

(2) 百周年記念会館完成後は、次の部屋を確保する
(1) 講義室（三〇〇名以上収容規模のもの一〇室以上）
(2) ゼミ室（一〇名収容規模のもの一〇室以上）
(3) 自習室（一〇〇名以上収容規模で、一人一机設備のも

の一室）

(4) 図書室（一〇〇名以上収容規模のもの一室）

右(3)(4)は選抜外の卒業生にも開放する。

(5) 事務室

4。使用時間

午前八時から午前〇時まで。

5。事務員など

専属の事務員若干名、および深夜警備要員若干名（これは受験生から募る）を置き、管理・運営にあたらせる。

6。講座の内容

(一) 司法試験合格の心がまえ、勉強方法、論点表等を含む小冊子を作成して配布する。

(二) コース別講座について

(1) 論文直前コース（択一試験発表後論文直前まで）

若手法曹による一〇名以内の少數精銳の答案作成セミナーを集中的に行なう。ここでは論文の書き方の細かい指導や不得意科目の補強、予想問題およびその論点の分析等の指導を行う。併せて論文試験受験に当つての心がまえも指導する。

(2) 口述コース（論文試験合格発表後口述試験直前まで）実際に即した口述試験ゼミを実施する。近時は口述試験で不合格となる者が五〇ないし一〇〇名いるので、口述試験の要領を会得させる必要性も高い。例えば、上らないコツや、上るということのメカニズムについて、精神医学者・心理学

者による特別講義・カウンセリングなども実施すべきである。

(3) 実力養成コース（口述試験合格発表後択一試験直前まで）

第一に、毎年一月頃から翌年三月頃まで、その年の合格者が担当する小人数の個人セミナーを実施する。これは、昭和五六年度から実施され、かなりの効果を上げている。合格者から刺激を受け、いかなる能力を司法試験が求めているのか等、きめ細かな指導を行うことが可能である。また受験生の希望する科目や得意科目等多様な指導を受けられる。

特にこのような指導はほかでは行われていないので、本講座の『目玉商品』である。

第二に、答案練習会を実施すべきであるが、他の答案練習会との調整、費用など、検討を要する課題が多い。

7. 管理・運営

(一) 管理・運営の機関は法職講座運営委員会とする

(二) 右委員会の下に、特別の事務局を設置する。

(三) 費用は、原則として受講生に負担させ、不足分は大学が負担する。

(4) 広報は日刊新聞・学員時報・受験雑誌等に掲載して行なう。

二、この対策を必要とする理由

1. 総論で述べたように、卒業生の受験者らの状況は放置できないものがある。各々が孤立し、大学はもとより先輩・

後輩間などの交流もなく、意欲のあるものはやむなく受験産業に通うほかない。

しかし、都心部に卒業生の集まる場所を設定し、安価で質の高い受験システムを設置すれば、非常な救いになる。合格ボーダーライン層は圧倒的に卒業生が占め、大部分が都心部に居住し、基礎的な知識・学力はかなり持っていても、一人よがりの勉強をしていて、司法試験で真に要求されるものを知らず伸び悩んでいる。わずかなきつかけと指針を与えれば実力が飛躍的に伸び、合格しうる者が多い。このような実情に鑑みれば、早急に都心部で卒業生を対象とした法職講座を開設する必要がある。

2. (1) 対象について

現在中大の択一合格者は毎年約八〇〇名であるが、そのうち最終合格者は約八〇名であり、毎年約七〇〇名が論文試験で不合格となっている。この大多数は、都心部在住の卒業生であり、論文試験の指導をすれば、論文合格者数を飛躍的に増大させることができる。

但し、択一合格者の中には、すぐには論文合格者を望めない者が多數いることも事実である。そこで、限られた人的・物的設備の中で最大の効果を上げるために、より合格に近い者を選ぶことが必要である。近年不合格者には、論文成績票が交付されるのでこれを利用することにより選別は可能である。

約三〇〇名に限定したのは、第一に、近い将来合格する可

能性があるのは、七〇〇名のうち半数程度であると考えられること、第二に、個別指導にあたり若手弁護士、合格者（研修所入所前）は約六〇名であることによる。

(2) 場所について

卒業生の多くが都心部に居住しているので交通の便の良い大学会館または理工学部校舎が適当である。

特に自習室を必要とするのは、都心において、卒業生が集まる場所がなく、孤立した状態による弊害を除去するためである。

自習室は長時間開放することが望ましい。

(3) 費用について

本講座の運営には、相当額の費用が必要となるが、受講生の負担額が最も問題となろう。

いずれにせよレベルの高い充実したゼミ等を用意すれば、受講者も少々の負担は甘受するであろう。

以上



資料

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年
(國立大)	92(62) 35%	89(51) 33%	79(53) 29%	55(32) 21%	29(15) 13%	36(16) 14%	46(26) 17%	57(24) 19%	56(23) 17%	58(33) 11%	36(19) 14%	51(25) 12%	46(23) 14%	65(30) 15%	78(34) 15%	67(35) 13%	102(68) 19%	126(91) 19%	118(81) 22%
京 大	26(13) 10%	17(5) 7%	20(7) 7%	25(14) 7%	15(9) 7%	27(16) 7%	33(17) 7%	30(14) 7%	43(15) 7%	24(9) 7%	32(14) 7%	35(15) 7%	32(12) 7%	18(3) 7%	28(12) 7%	37(9) 7%	41(17) 7%	53(29) 7%	41(17) 7%
(私立大)	59(35) 22%	55(26) 20%	93(41) 34%	63(42) 24%	71(16) 31%	68(10) 27%	62(12) 23%	83(7) 28%	60(6) 20%	106(8) 31%	95(9) 32%	102(7) 32%	138(10) 36%	144(14) 31%	159(16) 32%	170(21) 33%	148(18) 28%	145(12) 26%	139(16) 26%
早 大	6(1) 2%	19(8) 7%	8(2) 3%	10(7) 4%	7(0) 3%	4(1) 2%	11(1) 3%	12(2) 4%	22(2) 6%	17(2) 6%	18(1) 5%	17(1) 4%	29(2) 6%	34(3) 7%	34(5) 7%	33(4) 7%	23(2) 4%	50(7) 9%	23(2) 4%
受験者数	2,590	2,808	3,668	4,761	5,138	5,250	6,347	6,737	6,920	7,109	7,855	8,363	10,909	10,762	11,686	12,698	13,644	14,867	16,460
合格者数	265	269	272	253	224	250	264	297	286	346	319	345	380	459	496	508	525	554	537
	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年		
(東 大)	100(70) 19%	84(49) 17%	89(35) 18%	127(92) 24%	108(40) 20%	90(33) 17%	95(47) 19%	108(59) 23%	101(45) 22%	88(36) 19%	94(42) 18%	90(45) 18%	89(39) 23%	101(42) 17%	78(31) 19%	83(32) 19%	102() 22%		
(京 大)	38(23) 25%	36(17) 26%	30(8) 27%	37(12) 22%	43(20) 19%	63(29) 24%	41(14) 17%	42(11) 16%	48(15) 15%	28(9) 15%	33(16) 18%	44(21) 18%	42(16) 17%	44(21) 18%	29(10) 13%	36(19) 14%	25() 18%		
(中 大)	132(12) 9%	130(6) 11%	133(6) 11%	116(3) 10%	100(5) 10%	130(2) 19%	85(2) 24%	77(3) 17%	69(1) 16%	71(2) 15%	87(2) 15%	83(2) 18%	86(0) 17%	58(0) 18%	90(3) 13%	63(3) 20%	84() 14%		
(早 大)	47(6) 11%	54(15) 14%	71(6) 9%	47(3) 10%	56(3) 10%	54(2) 14%	70(5) 11%	52(3) 10%	45(2) 10%	56(4) 12%	68(3) 14%	75(6) 15%	61(3) 15%	56(4) 13%	72(4) 13%	88(5) 16%	76() 20%		
	17,927	18,453	20,160	22,336	23,425	25,339	26,708	27,791	29,088	28,214	29,390	28,622	28,656	27,816	26,317	25,135	23,958		
	525	501	508	533	537	491	472	465	465	485	503	486	446	457	448	453			

(カッコ内は在学者数を示す)

昭和六〇年五月一三日

中央大学教授陣の強化充実に関する意見書

中央大学法曹会

幹事長 信 部 高 雄

学校法人中央大学理
事長同総長職務代行

渋 谷 健 一 殿

中央大学学長

川 添 利 幸 殿

中央大学法曹会は、中央大学の教授陣の強化充実を図るための問題点とその方策について左記のとおり意見書を提出します。

記

意見の要旨

中央大学法学部の教授、助教授、講師、助手を含めた教授陣の強化充実を図る必要があり、その問題点と方策は次の通りである。

意見の内容

一、中央大学法学部に、他大学出身の教授等（特に教授、助教授）を積極的に招聘すべきである。
現在の中大法学部に於ても、内外に業績を高く評価されている教授、助教授も多いが、他大学の教授を招き交流を図ることにより、向学心な

燃える学生に魅力ある講義を提供することにもなり、更に教授陣の切磋琢磨の実を挙げ、研究教育内容の一層の質的充実が期待される。昭和五九年度中大法学部法律学科専任教員（教授、助教授、助手）五二名中、他大学出身は沼正也教授（民法、東大）本間修平助教授（法史学、東北大）の僅か二名であり、殆ど中大出身者を以て占められている。

東大法学部に於ても、広く他大学の教授に門戸を開き、教授として迎え入れている。例えは東北大の樋口陽一教授（憲法、東北大出）、北大の米倉明教授（民法、東大出）、神戸大の芝原邦爾教授（刑法、東大出）、上智大の松尾浩也教授（刑訴、東大出）などである。

又私大に於ても国立大学の教授を定年前に迎えたものが多くある。即ち、明大の和田英夫教授（憲法）は東大出身であるが、北大を経て明大教授となり、同じく明大の椿寿夫教授（民法）も京大出身であるが、大阪市大、筑波大を経て明大教授になっている。

その他、北大出身の内田文昭教授（刑法）も北大を経て帝京大教授となり、また東大出身の田宮裕教授（刑訴）も北大を経て立教大教授にな

つてゐる例もある。

二、大学は法曹実務家（裁判官、検察官、弁護士）を講師として法学教育の一端を担当させる方策を講すべきである。専門教育科目の編成の都合もあるが、従前に比し、大学の法学教育に対する実務家の関与が減少している。実務家講師が学生に対して生きた法律を教えることにより、学生が法律学習に一層の興味と関心をもち、教育効果を高めることは望ましいものである。

裁判所、法務省も裁判官、検察官の講師就任については勤務に差支えない範囲に於て認める方針である。最近文部省が、大学設置基準の一部を改正し、民間人の登用に弾力的に運用できる通知を、去る二月十四日までに各國公立私立大學長（短大を含む）あてに出したことは注目に値するものといつてよい。

法律を学ぶ学生が、卒業後も変動する実社会に於て十分の対応ができるためには、法学教育に於ても新しい観点に立った実務教育が必要である。

そのためには広く一般民間人からの大学教員登用が望まれ、とくに法曹実務家の活用が必要とされるが、大学当局も今後新しい法学教育を行

うために、多くの法曹実務家を活用することを期待するものである。

三、中央大学発行の「法学新報」の充実を図るべきである。法学新報はいうまでもなく、法学部の伝統を誇る機関誌であり、法学部教員の研究成果発表の場であるが、現在発行部数が僅か五百部とは嘆かわしい次第である。

同誌に教授、助教授、実務家による判例研究、判例批評論文等を登載し、一層の充実をはかることにより、発行部数の増大が期待されるが、法曹会に於ても編集並びに購読拡大に協力するなど積極的な支援を惜しむものではない。

四、その他、審議の過程に於て、中大法学部教授陣（教授、助教授、講師、助手を含めて）の強化充実を図るために十年毎に試験を実施すべしか、研究論文の発表を義務づけよとか、巷間伝えられる法学部における派閥を解消すべしか、多くの卒直な意見が表明された。要は、わが中大の教授陣の諸君に大いに勉励の上、学問上の実績を挙げ、もって学生の法学教育に万全を期してもらいたいということであり、中大法曹会としても、今後とも母校の興隆發展のため一層の協力をする所存である。

以上

昭和六〇年五月一三日

中央大学法学部の入学試験の改善に関する意見書

中央大学法曹会

幹事長 信 部 高 雄

学校法人中央大学
事長同総長職務代行 渋谷健一 殿
中央大学 学長 川添利幸 殿

入学制度を採用し学界で注目されている。その結果については、直ちに成果が現れるかどうか若干の期間の経過を見る必要があろう。法学部においても試験制度について改善が施されいるようであるが、より多くの法曹を生むために今直ぐ大改革を実現することは、採点や入学手続の関係で難かしいようである。

二、改革の必要性

(1) 従来の制度でどんな点に短所・弊害があつたかを検討・発見することによって、改革すべき点が把握できる。中大法曹としては、立派な人間で而も将来の日本の法曹界を担うような人物をより多く中大から育て上げなければならぬとの宿命にも似た希望を持つている。ところが最近の司法試験合格者の減少は、大学に入つて来る学生の素質が法学教育に適しないために、中大における法学教育の成果が上がらないのではないかと考えられている。

(2) 次に中大が郊外に移転した為に、通学上の不便と学生に課せられる施設設備資金の負担など

の経済的理由等により、優秀な学生の多くが中大の入学試験に合格しても、中大に入学手続をとらないで、早稲田や上智などに入学する傾向がある。それは当然のことで、新宿からの交通費だけでも学生にとってはかなりの出費である

意見書の要旨

入学試験制度を改善する必要がある

改善を必要とする理由

一、序 説

大学入学試験制度の改善は、明治に大学が創設されて以来研究を重ねられて今日に至ったもので、一朝一夕に改革することは甚だ困難である。しかし、今日では各大学において思い切った改革が行われて、かなりの成果を収めているようである。中央大学においても、新しい推薦

から、中大と他の大学の両方とも合格した場合は、都心に近い大学に入学することになる。これは入学試験制度を、どんなに改革しても解決できない問題であつて、優秀な入学試験合格者に大学として特別の経済的優遇措置をとらない限り、このハンディを補うことはできない。

(3) 司法試験合格のためには、学んだことや考えたことを答案にまとめて発表する能力が必要である。今日の短答式解答では、そのような文章力を期待することは無理なので、中大の司法試験受験者が短答式では他を遙かに引き離していくのに、論文式試験での歩止まりが極めて悪くなっている事実も、冷静に直視しなければならない。

(4) 司法試験受験のために、マラソン選手のように長期間の勉強に耐え抜く忍耐力が必要である。何枚かの入学試験用紙からは学生の頑張りのきく素質を直ちに見抜くことはできない。長期間の勉強に耐える人間であるかどうかを見抜く方法を研究し、合否判定の際にこれを斟酌することが必要である。

三、改革の方策

以上述べた現在の試験制度の欠陥を是正するには、多少の経費や時間をかけても次の方策をとることが望ましい。

(1) 入学試験においては、語学偏重ではなく、標準程度の語学力を備えておれば、他の学科で優秀な成績の者を特別考慮するようとする。

(2) 日本語の論文を必ず実施する。

(3) 高等学校三年間の成績を入学試験の学科の成績総合点に加算する。

例えば一〇〇点満点の場合英語・国語・社会・数学・論文等の学科試験が合計して六〇点満点とすれば、高等学校の成績を四〇点満点として合格点を決める。この場合学校差など余り重要視しない方がよい。一つの高校で上位の者は、大学に入学した後で必ずよい成績を収め得るものである。高等学校三年間の成績が優秀であることは、その受験生に忍耐力があり、学校の教科をはじめて勉強していることの証明となる(例えば、現在の中大法学部教授、法曹会幹部となっている人は、すべて中大入学前、中・高等学校で優秀な成績であった人が多い)。また、高等学校における学級委員とか、生徒会長などの経歴も判定の資料とすべきである。浪人して予備校に一年通学すれば、偏差値を何点か上げ得る実力がつくとの事であるが、在学中に合格でき、而も社会的に貢献できるようなフレッシュで有能な学生を得るために、右の選抜方法が最良であると考える。

以上

昭和六〇年五月一三日

学研連棟を校門外に移転することについての要望書

中央大学法曹会

幹事長 信 部 高 雄

学校法人中央大学理
事長同総長職務代理 洪 谷 健 一 殿

記

要望の趣旨

中央大学法曹会は、学研連研究室棟を校門外（正門前）の別紙略図（注、省略）記載位置に移転されたく要望いたします。

要望の理由

一、本学は、かつて司法試験合格者数に於いて全国大学中第一位の名声を長らく維持してまいりました。しかるに、近時司法試験合格者数は、必ずしも芳しくなく、このため従前には本学を目指したであろう優秀な学生が、他の大学法学部に目を向けているとの噂も聞き及んでおりましたが、今日ではそれが実証されるまでに至っているのではないかと思考するものであります。斯様な状態が継続すれば、本学学生の質はさらに低落

の傾向をたどるのではないか、との危惧の念さえ禁じ得ないものがあります。

二、特に近時学研連所属の学生の司法試験合格者数は、最盛期と比較して激減しております。その原因は種々考えられるところであります。少くとも現研究室棟の位置もその一つであることは、法曹会会員の一致した意見であります。かつて駿河台校舎当時に於いては、学研連所属の学生は、夏休みは当然として盆も正月もなく、午前八時より午後一時、時により一二時迄体力の続く限り勉学に励んでいました。それが現在では大学の警備の都合により、夏季休暇、春季休暇、日曜祝日あるいは入学試験期間等にも、研究室棟の利用を制限されるため勉学時間に制約をうけております。このように、充分な勉強が出来ない状態は、学研連所属学生の合格率向上のために解消されなければならないものであります。

三、本学の司法試験合格者数が増加することは、たんに法学部の名声を高めるだけでなく、本学他学部の学生の質の向上をもたらすものであり、全学の発展が期待せられるものと信ずるものであります。
よって、別紙略図記載の位置に学研連棟の移転を検討されたくここに要望するものであります。

以上

「中央の将来を語る」—座談会—

はじめに

本間(司会) 本日は大変お忙しいところ
をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私は中大法曹会の会報編集委員会委員長を担当しております、昭和三四年卒の弁護士の本間崇でございます。本日、

司会の役を務めさせていただきますので、

どうぞよろしくお願ひいたします。
本座談会は法曹会主催ということでやられていたときました関係上、幹事長の信部高雄先生から初めに一言ご挨拶をしていただきます。よろしくお願ひいたします。

信部 幹事長をしております信部高雄でござります。

中大法曹会から大学の中核におられます先生方との懇談をお願いいたしましたところ、本日は学長の川添先生、法学部長の真田先生、その他多数の先生方のご出席をいたしまして誠にありがとうございます。

中大法曹会は学員会の一部でございますが、その目的の中に母校中央大学の興隆発展に寄与するということを掲げておりますが、大学の諸問題に関しまして常に非常

出席者
(教授)

幹事長	信部	高雄	法曹会側 (弁護士)
藤本	西川	高橋	法学部長
浜田	中高	田代	刑法
藤井	中高	角田	ローマ法
本多	西窪	桐谷	刑事訴訟法
哲惟	利五	今村	行政法
也道	又利	内村	英語
高	邦奎	菅谷	米法
雄	幸	田中	法学
	都南	東洋	英学
	雄	洋	憲法
		申治	申治
		了	了

主催時日場所
中央大学法曹会
昭和五九年一二月一日
中央大学多摩校舎

副幹事長
藤原安

幹事長	藤原安	藤原安	事務局次長
信部	西川	西川	大学問題委員会第三部会長
高雄	高橋	高橋	大学問題委員会第一部会長
	田代	田代	法職教育検討委員長
	菅谷	柳沢	法職教育検討委員長
	田中	木沢	法職教育検討委員長
	内村	玉田	法職教育検討委員長
	西窪	田中	法職講座運営委員
	中高	森	法職教育検討委員
	高橋	内田	法職教育検討特別委員
	田代	西川	法職教育検討特別委員
	菅谷	見田	法職教育検討特別委員
	田中	木沢	会報編集委員
	西窪	原田	会報編集委員
	中高	見田	会報編集委員長

に高い関心を持ち、検討してきているわけでございます。

これまでも大学当局に対しまして折にふれ意見を具申しております、そのうち一部採用されていることもあるのでございます。

中大法曹会は、母校から司法試験の合格者を出来るだけ多く合格させることについでは特に高い関心を持つてるのでござります。

ところが、昭和五八年度において、ご承知のように第三位に転落するということがございましたので、中大法曹会としては危機感を覚えるところにまで至っております。

中央大学はこの多摩に移転して、来年はなお中大法曹会では、司法試験だけに限らず大学に関する問題について重点的に検討を加えておりまして、大学問題委員会、会報委員会、法職教育検討委員会の三委員会におきまして、いろいろな立場で現在検討を加えているところでございます。

本日は、大学の中核におられます諸先生方のご意見等も伺いまして、なお今後検討したいというのが私達の願いでございます。どうか忌憚のないご意見を承りたいと思いまますので、よろしくお願ひいたします。

本間・それでは教学側を代表されまして真田法学部長からひと言お願ひいたします。

真田 法学部長の真田でございます。

学員特に法曹会の学員諸先生には、常日頃から大学、特に法学部の事柄に関し温かいご支援をいただいており、心から感謝を申し上げたいと思います。

本日は、都心からは遠く離れた多摩キャンパスに、しかも日頃お忙しい先生方にとつて貴重な土曜日でありますのに、私共のためにおいで下さいましたことに厚く御礼を申し上げます。

中央大学はこの多摩に移転して、来年は第二世紀を迎える、こういう時でございます。中央大学は、移転に伴つて、物的諸条件は整備いたしましたが、今度はそれにふさわしく、研究・教育の質的な向上のため全力を尽さなければならないと思っておりますし、またその努力をもっているわけでございます。法学部では教授会におきまして法學部の今後のあり方、とくに法学部教育のあり方について、さまざまな視点から協議・検討してまいりました。そして、

起されております。その課題を実行するにあたり問題を短期、中期、長期というように整理して、問題の性質を考えながら出来ることから実行に移そうという方向性の中で、教授会での検討がなされているわけでございます。

私共も、社会から負託された大学の使命

という点から考えますと、今の中央大学、そして中央大学法学部が、いろんな問題を抱え込んでいることを重々承知しております。

強いては有為な人材を社会に送り出して社会の発展に大きく貢献していくためには、学内外の各層の叡智を結集していかねばならない。その意味において、本日は法曹会の諸先生方から学外のお立場でのご意見をちょうだいして、中央大学法学部の発展充実のためには、私共が今後どのような方向に、またどんな点を特に考えなければならぬかということについて、お教えいただければ大変にありがたいと思つております。どうか忌憚のないご意見をちょうだいしたいと存じます。

簡単ではございますがご挨拶に代えさせ

ていただきます。

本間 ありがとうございました。それでは

主催者側のほうでご出席の方の自己紹介を

お願いしたいと思います。

信部 幹事長の信部でございます。

安藤 副幹事長の安藤章でございます。卒

業年度昭和二十八年であります。よろしく。

篠原 事務局次長をしております弁護士の

篠原由宏です。卒業年度は四十七年度でござります。

浅見 法曹会の会報委員会によります弁護士の浅見昭一です。卒業は昭和三十二年でござります。よろしくお願いします。

荻原 同じく会報委員を担当しております弁護士の荻原でございます。卒業年度は昭和三十三年でございます。よろしくお願いします。

中津 同じく会報委員の弁護士の中津でござります。卒業は三十六年です。よろしくお願いします。

大西 大学問題検討委員会の第三部門を担当しております大西保でございます。私は現学長と同期の昭和十六年の十二月卒業で

ございます。今年の五月まで大学の理事をしておりまして、毎週こちらへ来るのが樂しみでございました。どうぞよろしく。

滝沢 法曹会大学問題委員会の副委員長をしております弁護士の滝沢国雄でございます。昭和二十三年の卒業でございます。

柳沢 法職教育検討委員会の委員長をいたしております柳沢義信でございます。旧制の最後、昭和二十八年度の卒業でございます。

玉田 その委員会の委員でございます。「大

学会館(駿河台所在)において卒業生を対象とした法職講座を開設すべきではないか」という法曹会からの諮問事項の主査をしております玉田郁生でございます。卒業は二十九年ですが、戦争で引っ張られましたので中大に十一年間在学したという、恐らく最長不倒記録ではないかと思うのです。

内野 三十四年卒業の内野です。よろしく。

安田 法職教育検討委員会で、玉田先生がおつしやった諮問事項についての委員をやつております弁護士の安田です。卒業は五

十三年でございます。よろしくお願いしま

す。

西込 同じく同部会で諮問委員をやつております。五十五年卒業の西込と申します。

中村 同じく特別委員をやつています。昭和四十四年卒の中村治郎と申します。よろしくお願いします。

鈴木 三十四年卒の鈴木康洋でございます。川添 学長の川添でございます。ただ、本日は法学部の教授会の一員の資格で出ておりますのでどうぞよろしくお願いします。

眞田 ではそちらが終わりましたので、先程ご挨拶申し上げましたが法学部長の眞田でございます。よろしくお願いいたします。

眞田 ではそちらが終わりましたので、先程ご挨拶申し上げましたが法学部長の眞田でございます。よろしくお願いいたします。

田村 安藤先生とちょうど滝沢先生の中間辺の二十五年の卒業の田村五郎です。どうぞよろしく。

椎橋 私は中村さんと同じ四十四年卒業の椎橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

角田 四十年の卒業でございます角田でございます。司法修習の方は一九期でござい

ます。

藤本 三十八年の卒業で犯罪学刑事政策を担当しております藤本です。よろしく。今村 行政学を担当しております今村と申します。

小菅 哲学担当の小菅です。よろしく。

桐谷 語学を担当しております桐谷と申します。私は中央の卒業生ではありませんけれども、この大学にまいりましてから二〇年経まして、すっかり根が張ってしまいました。

石川 学部四十九年卒業の行政法の石川でございます。

本間 法曹会のほうで遅れてみえました森田さん、自己紹介をお願いします。

森田 森田洲右と申します。法職運営委員に任命られております。今度また玉成会の理事長をやれということで、その仕事もやることになつておりますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

本間 それでは、早速本日予定されております懇談会の次第に入らせていただきます。ご覧のとおり三〇名を超える大きな人数の座談会でございますので、なかなか一つ

のテーマ、項目につきまして全員の皆様からお話しをちょうだいするということは時間的、技術的に進行が難かしいところでございます。つきましては、大きな項目、あるいは小さい項目につきまして御意見のおありになる方、誠に恐縮でございますが挙手をしていただきまして、御発言をお願いしたいと思います。しかし、挙手をしていただきました先生方全員にお話を伺いするわけにはいかないかもしれません、あらかじめご了承いただきたいと思います。特にこのテーマについてのみ発言したい、あるいはおいでかと思います。そういう時には是非繰り返し強い意志表示を何らかのゼスチャーでしていただければ、司会のほうでは見落さずご発言をいたくようになります。それをしてまいりたいと存じます。それで努力してまいりたいと存じます。それは早速、本日お配りしましたレジュメに従いまして進行させていただきます。本日のメインのテーマは第三項目の、来年度に

安藤 私の卒業年度は先程申し上げたようになります。昭和二十八年度であります。当年は旧制の最後の卒業生と新制の第一回の卒業生が一緒に卒業した年でございます。校舎は駿河台にございました。ですから私からお話するのが一番良いと思います。

大学を語る場合、或は将来の大学を語る場合も同じだと思いますが、一つには、良い学生がいること、二つには良い先生、教授がおられること、そして三番目には良い

でございますが、その前提といたしまして、これまでの中央大学はどういう特徴を持ってきたか、ながんずく神田は駿河台当時の多摩移転前、そして多摩移転後、他の私学との比較においてどういう特徴を持つていた大学であったというふうに考えておいでになるのか、まずこの点からなるべくたくさんのお先生からお話しをちょうだいいたしたいと思っております。法曹会のほうの出席者の皆さんから、どなたかこの点でご発言ございませんか。安藤さん、ではどうぞ。

これまでの中央の特徴

—多摩移転前—

施設があること、この三つの要素を考えなければなりません。その点からいいますと駿河台校舎は他大学から比べては劣悪であり、立派だとは言えません。当然その頃から中央大学は郊外に移転する可能性を秘めておったのですが、校舎は狭くて学生が多かつたという印象のみが残っております。

二つ目には良い学生がおったかどうか。当時の学生の中から裁判所、検察庁、弁護士会の法曹三者の中へ勉強した学生が多数法曹となり、日本の司法部を支えているということができると思うのです。その勢力は学校別に分けますと、中央大学はナンバーワンであります。弁護士会の役員は毎年我が中央大学出身の法曹（以下中大法曹ということにしてしまいます）が選出されています。

検察庁でも検事正、検事長等が中大法曹から多数選出されています。裁判所もしかりであります。そういう人材を駿河台の校舎時代生んでいるわけです。というのは、施設は悪かつたけれども良い学生がいたといふことでしょ。それが特徴だと思うのです。

三つ目には教授陣でございますが、ここに先生方がおられて失礼ですけれども、少なくとも当時の教授陣は他の大学と比べて非常に優れておったという点が挙げられます。駿河台校舎はほとんどおられなかつた。そういう意味でも当時の中央大学は各種学校だったと申します。

それをトータルで申しますと、あの当時の中央大学は、氣風は学長が先般の『学員時報』で言われているように、質実剛健の氣風で勉強しているようですが、世間一般が物資不足のおりに勉強して、その成果を認められたのです。それが、中央大学多摩移転後の資産だろうと思ひます。このように私は駿河台時代を評価していますが、いかがでしょうか。

本間 ありがとうございます。なるべく三分以内位でひとつ各自ともご発言をお願いしたいと思います。

渥美 今の安藤さんの見解にとりたてて異論を申すのではありませんが、駿河台当時の中央大学は各種学校だったと思います。朝日新聞の笠信太郎さんは、中央大学では入学時よりも卒業の時に確かに学力をつけた学生をもっているといって、高く評価されたのを覚えております。さて、第四に、私立大学では卒業生との連携が非常に重要な教授陣を兼任をも含めていえば確かに現在我々のような弱小な教授ではなくて優秀な教授陣だったといえなくはないかもしません。とりわけ東大的先生方がたくさん来ておられました。私が受講した先生はほと

んど全部東大の先生であり、中央大学出身の先生はほとんどおられなかつた。そういう意味でも当時の中央大学は各種学校だったと申します。

その点では他の私立大学、とりわけ慶應、早稲田に比べて際立つた違いがあつたと思ひます。当時の中央大学は世間で総合大学として認められてはおりませんでした。

第三に、当時の学生諸君は現在の学生諸君よりは社会へ出てからの力という面からいえば、恐らく今、安藤さんがいわれたように力のある力強い学生が多かつたという評価は、恐らくというのが付きますが、正しかつたように思います。

朝日新聞の笠信太郎さんは、中央大学では入学時よりも卒業の時に確かに学力をつけた学生をもっているといって、高く評価されたのを覚えております。さて、第四に、私立大学では卒業生との連携が非常に重要な教授陣を兼任をも含めていえば確かに現在我々のような弱小な教授ではなくて優秀な教授陣だったといえなくはないかもしません。とりわけ東大的先生方がたくさん来ておられました。私が受講した先生はほと

み込まれておらず、単位のスポーツ・ティームがバラバラに好きなようにやっています。まるで大学の宣伝部門みたいな活動をする

という印象が強かったと思います。ところ

で現在の中央大学は専任教師を多く擁し、

一応外見上は各種学校を脱して「大学」の

形式を取るようになっています。ところが

私を筆頭に卒業生が多いのですから、甘

えもあって研究が不十分なため、学力の点

では、多くの方々からご批判を承るような

状態であるようです。この点の卒業生の批

判は挙々服膺して努力をしなくてはならな

いと思います。しかし、他の私学と比較し

てみて手前味噌かもしませんが、法学部

の専門の教授陣を比較してみると、決し

とつではないというのが、他大学の人々

の評価です。私の評価ではございません

(笑)。

るようで、総合大学的な力を持ちはじめてはいるが、昔に比べると学生の力が弱くなつたということだと思います。

第二に、運動部のありようも少しずつは変わつてはいますが、あまり大きく変わつてはいない。私は現在体連の会長を引き受けておりますが、その目から見ても、あまり大きく変わっておりません。他の大

学の運動部、伝統ある私大の運動部のよう

に運動部と他の学生の相互作用が組織的になつてゐるよう、体质を変えなくてはな

らないように思います。

第三に、卒業生との結びつきというのも、昔よりは若干改善されているとの見方もありますが、他の私立大学に比べるとまだまだの感があります。

皮肉に申しますと、際立った中央大学の特徴は狭いところから広大な場所に移転したため、貧乏人が急に大きな家に住んで戸惑つてゐるというような表現が一番適切であるようなところにあるのかもしれません。

今後は学生の質を高めることにだけ目を向けるのではなく、中央大学を「私立」の例に漏れないだけだという見方と二つある

にはどうすべきか、卒業後の卒業生、同窓生の結びつきや、教授、学生、父兄、卒業生、等々中央大学の関係者が皆、同じ仲間であつて良かった、お互い協力し合おうと考えるように、大学に向う努力を重ねる必要があるように思います。

本問では次に、大西委員、どうぞ。

大西 湿美先生の言われたとおりですが、

私が卒業しましてからもう四十二年になる

わけでございまして、なるほど戦前においては各種学校であつたかもしれないけれど

も、工学部が出来、文学部が出来、大体総合大学の形態はすでに升本学長の頃に出来ていたわけでござります。だからこの第一

の問題と第二の問題を多摩移転前と多摩移

転後ということに分けて論ずるということは、ほとんど実益はないと申しますが、意味がないのではないかと思います。多摩移転からまだ五六年しかなつてないわけですから、この五六年の状態と今日では

そう大して変わっていない。終戦前の中央大学と、私どもが学生であった頃と現在と比較するならば、それは意味がある。と申しますのは、国民所得の現状、増加、社会

状態の変化と、そういう基盤の下に我々は大学で学んでいるわけでございますので、そういう背景を異にする社会で育った者と現在とを比較して論じてみてもあまり意味がない。むしろ多摩に移転したことによって交通が非常に不便である。建物は大変立派であるけれども、都心から多摩まで出かけて行くには大変である。そうするならば優秀な学生はここまで来れないのがいるんじゃないか。あるいは多摩にあるために下宿に入らなくちゃいかん。そうすると貧しい人はそういうぜいたくは出来ない。そういう点からして中央大学に優秀な学生が集まつて来ないと、それに対しどういうような解決方法があるか、ということで問題を捉えていったほうがよいと思いますので、以上ご意見を申し上げました。

本間　　はい、ありがとうございました。

中津　　これは私のお尋ねなんですけれども、多摩移転を境として中央大学の学生の意識にどのような変化が生じておるのかという点について、学校におられる先生方のお話を聞かせていただきたいと思います。それから愛校心なんかはどうでしようか。学

台でお世話になつております頃は、多くの学友は例えば国家試験を受けるため中大に入学したとか、要するに中央大学に学ぶことに意義を認めておつたわけでございます。そして、そんな気持の中から友人とのつきあいの中に同志的な団結があつたと思うのです。そういったような学生意識に多摩移転を境として変化があるのかないのか知りたいと思います。

それから愛校心という点でございますが、「質実剛健」というようなことは私共が中大にお世話になりました昭和三十年代の前半では、学生の意識の中でも、もつともであるということで、中大のモットーとして非常に安心して受け入れられておりました。それが学生の心のよりどころとして意識の中心にあつたわけでござります。

多摩移転というような大きな変化のあとにおける（一般的な日本の青年の意識の変化もありますけれども）現在において中央大学の学生のシンボルというか心のよりどころの中心というか、精神をまとめるものとして従来どおりの質実剛健ということだけにまとめられるというような構造になつておるのかどうか、その辺についてお話を承われたらと思います。

建学の精神と校風

本間　　司会者としてはちょっと教学の先生のお話を伺う前に、今、中津委員のお話しがございましたが、大学のモットーですね、家族的情味と質実剛健、私共はもう人口に膾炙しております、もう耳にしたこというぐらい聞かされておつたわけですが、あまり最近は聞かれなくなつた。それに代わるべきモットーが必要なのか、あるいはそのモットーはもう持続出来ない、今日的ではないのかというのか、一つ、この点についていかがでしようか。

角田　私は駿河台の時代、夜間部を卒業しておりまして、昭和四十年卒業でござります。

そして夜間部で星友会という受験団体とサークル団体の合ひの子みみたいな、言つてみますとマイナーなサークルにおりまして中央大学というものを見てきました。

今日も別に大学の責任のある立場でない

けにまとめられるというような構造になつておるのかどうか、その辺についてお話を承われたらと思います。

者として、法曹会の人達との率直な懇談の場に出させてもらっています。そういう点から見てまいりますと、本学のモットーである質実剛健というは、端的にいえば授業料が安かつたということ、それから入つてまいりましても、かなり年上の学生がたくさんおいでで、そして勉強の必要性を感じてやつて来たという実学の氣風をされておつたと思ひます。またそういう気概を持つた人達がたくさんおられました。

ところが多摩に移つてまいりましてから、大学と学生もさま変わりしたと思ひます。先程、教授陣の話なんか出ておりましたけれども、中大の出身の人達が受持つ割合がどんどん高くなってきたという意味では非常に整備された大学になつたんだと思ひます。学生の数も増えましたし教員の数も増えましたし、組織的に近代的になりましたといひますか、そういつた近代的組織体としての大学というイメージが強くなつたと思ひます。

その代わり運営のしかたにしましても、あるいは学生の先生との接触のしかたにしましても、家族的情味というようなことはあまり感じられないと申しますか、小回りが利かないと申しますか、あるいは教育のしかたにしても画一的、統一的であると申しますか、そういう弊害もあると思います。例えばOBの人達と我々の接觸の場というものは今日初めてだと申しましたけれども、もともと神田の時代でもOBとの接觸は学研連を通しての先輩、後輩のつながりであつて、大学として、あるいは組織体としてのというよくな、こういう意味での連絡というのはほとんどなかつたと思ひます。

私も星友会におつてOBの人が司法試験の手ほどきもしてくれたという意味で、個人的な付き合いでしたし、学研連の付き合いもそういうものではないでしょうか。

ところがこちらに移つてまいりますと、手弁当でちよつと来るというような指導のしかたというのではなく期待出来なくなりました。星友会の成果を見ておりまして、も全くそうでございまして、ここ一〇年ぐらいい人も司法試験を受かったという例を聞いておりません。それじゃ気軽にOBの人達の話を聞きたいところなりますと、そういうものを頼む学校の制度として、一時

間話を聞かせてくれないか、今、専門のことをおやりになつてゐる時に話を聞かせてくれないかという時に頼むようなシステムもございません。大学は大きくなればなる程、小回りが利かなくなつてゐるというこ

とであろうかと思ひます。

学生の意識という点で言いますと、これは何も中大というよりも世代の差もありますかでしょうし、時代的な背景もありますから、その中で考えませんと、何も中大の学生だけが特別変わつたというわけではないと思います。学生が初めから中大にあこがれて入つて来るというよりも、いろんな大学を受けてみて、自分の実力相当が中大だと思ってやつて來たのです。そして一旦入つて來たからにはやっぱり司法試験の勉強もしなきやと、こう思うのですけれども、入つて來たらすぐ、さあ、司法試験に役立つ勉強の方法の手ほどきとは何かと、予備校の延長みたいにして考えるような学生と、いうのが非常に増えて、いるような感じがしております。その意味では駿河台の時代、特に夜間部においてますと、勉強したいと主体的に思つて入つて來た中大の学生が

いましたけれど、今はそういう感じではなくなっている、ということは確かだと思ひます。夜間部の学生を見ますともう明白で、こちらに来ましてから働いている学生はほとんどおりませんで、一部に落ちたから二部にやつて来るという、もう決定的でございます。

家族的情味という意味も、昔のように小さいという意味で捉えますと、そんなものはもう現代的でないと言われるかもしれないけれども、それをやつぱり連帯といふふうに言い替えてみると、学生同志の連帯とか、あるいはもっとOBの人達と学校との間の緊密な協力関係が出来ないのかという、そういう意味に言い替えてみると、やっぱり大学人としての連帯を今日的な方で組替えていくという意味では、やっぱりここにも新しい内容を盛り込むことが出来るのではないか、というふうに多少の希望も含めまして私はそう思つております。

本間 ありがとうございました。はい、柳沢委員長からお願ひします。

て、誠にそのとおりであると存じますけれど、最近、早稲田の学長が発言されたことが新聞に出ました。早稲田の特殊性を出さなければいけないではないかと。早稲田は第二東大になつてはいけないのではないかと、という意見がありまして、これはもつともだというふうに私も感じたわけでございました。また、それに対し別な意見もあるようございます。ただ、大学には、予測出来ない種類の集団や人間関係が形成され、去來する。もし、この人間的精神的基底が脈打つことを止め、単に似非学者と俗物が彼らに似つかわしからぬ素材をあげつらい、もはや哲学でなくして言語学だけが、もはや理論でなくして技術的実際だけが、もはや理念ではなくして無限な事実だけが、存在するようになったとき、大学は貧しくなるのであるというような言葉はちょっと私がベースの「大学の理念」という本を読んだ時に胸にしみたわけでござります。法学部に限定いたしますならば、いたずらに事実を並べてみても混乱だけが残ります。法学部から卒業した、そして司法試験に合格した人達の進路はいったい何であるかと、いう点ですね。やはり弁護士になるのが圧倒的多数でございます。中央大学を出て裁判官になりたい、あるいは検察官になりたいといふことも、それ 자체は非常に結構でございますが、こういう在野法曹が非常にいけないのではないか。建学の精神は何で

あつたかという点ですね。イギリス法律学校から、ここに跡を継いで發展して來たとすれば、中大の法学部の特殊性をそこに出さなくてはいけないのではないか、というような気がいたします。と同時に、今の学生意識その他、いろんな点から先程中央大学の位置付けについてもお触れになつたかと思いますが、どういう学生が集まるかと、いう点につきましては、中央大学に受かりそうな学生が受験して来るというようなご発言もございましたが、しかしそれ以前に、学長先生もおいでになりますので、中央大学はミニ東大でよろしいのかどうか、かつてそうであったとすれば、それが良かったのかどうか、もう一度事実に基づいて大学の理念を確立していただきたい。特に中大法学部から卒業した、そして司法試験に合格した人達の進路はいったい何であるかと、いう点ですね。やはり弁護士になるのが圧倒的多数でございます。中央大学を出て裁判官になりたい、あるいは検察官になりたいといふことも、それ 자체は非常に結構でございますが、こういう在野法曹が非常にたくさん出しているという点につきましては、

事実としてそれを受け取っていただいて、そしてまた、弁護士になりたいという後輩もたくさんおるわけでございますので、そちらのほうのこととも合わせまして法学部関係では特に理念を確立していただきたいと、いう点をお願いしたいと思っているわけでございます。

本間 ありがとうございました。柳沢委員長に対するお答えといいますか、ご意見を教から伺う前に、柳沢先生、先程、中央大学の従来のモットーといわれていました質実剛健、家族的情味、これについてははどういうふうにお考えですか。今後の問題として。

柳沢 私は自分の経歴を申し上げるほうがよろしいかと思いますが、農学校から陸士のほうへ行きまして、中大の予科二年夜学へ通いまして、三年生の時に屋間部へ転向し、それから法学部のほうへ進んだわけでございます。かつてはそういう夜間部の学生が非常に多かつたのでございます。ただ今の質実剛健という言葉を四字並べてみましても、それは一つの観念に過ぎませんので、あまり質実剛健ということを議論する

のは、どうかなというふうに思うわけでござります。社会の実情も変わっております。言葉 자체は非常に美しくて結構でございますが、私の信州の母校もそういう質実剛健ですが、別に中央大学に限つたモットーではないと考えます。質実剛健、誠に結構でございますが内容の問題であろうかと思います。

本間 そうすると、特にそれに代わる理念を説明せよと、こういうことではないのですね。

柳沢 そういうことではなくて、ただ美しい言葉を発見することも大切ですが、言葉を四字並べて議論してみてもあまり意味がないんじゃないですか。

真田『法学教室』に「全国大学法学部めぐりー私大篇」という特集がおこなわれておりますが、今回トリと申しますか、この特集の最後を飾るということで中央大学法学部が取り上げられております（一九八四年一〇月号NO.49）。私が法学部の全般的な紹介をさせていただきました。

そこで私、書きましたのは、私個人の見解ではございませんで、私大連盟でありましたイギリス法の精神を抛り所として、自由

したでどうか、各大学の『建学の精神』を調査した際に、中央大学の建学の精神としてまとめていたものを紹介したわけでございます。念のためにその一部を読み上げさせていただきます。

中央大学法学部の前身である英吉利法律学校は、明治一八年（一八八五年）、神田錦町で呵々の声をあげた。

爾來、英吉利法律学校は、その名称を東京法学院（明治二二年）、東京法学院大学（同三六年）、中央大学（同三八年）と変えてきているものの、中央大学は法学部と共に歩み、法学部は明年で百年を迎えることになる。

英吉利法律学校の創立の父たちは、増島六一郎や高橋健三等を中心とする一八人の在野の青年法曹であった。これらの若き創設者たちの目指したものは、フランス法学を基礎にすえようとする当時の政治的、法律的状況のなかに在つて、これに抗して、自由と規律、中正と質実、そして経験的、実証的合理性を尊重するイギリス法の精神を鼓吹することにあつた。彼等は、こうし

と自助の精神、実証主義と在野精神、共同

責任と民主的合理性の理念を体得した法律家を育成し、近代日本を支える日本の法律と制度を形成して、わが国の独立と近代化の達成に努力したのである。

こうした建学の精神は、今日まで受け継がれ、(1)地味にして堅実、自由にして批判精神のある研究と教育、(2)人間性豊かな全人教育、(3)実証的合理主義の涵養、(4)自由にして在野精神に充ちた、開かれた大学の確立、(5)民主的な合議制による大学運営の氣風となって、法学部の学風のなかに脈々と生き続けている。

と記してございます。恐らく私はこれが今日の中央大学の校風の基本的な考え方であると思っておりますので、今、ここに改めてご紹介を申し上げる次第でございます。

確かにこの言葉は観念的であると言われる、こういうご批判もあるかもしれません。けれども、しかし私は大筋においてこのような建学精神を生かしながら、今日の中央大学というものは運営されているというふうに考えております。

本間 ありがとうございました。

安藤 私は先生に質問があるのです。

質実剛健というのは我が中央大学の校風であり、或は建学の精神だといわれています。その質実剛健というのは、いったいどういう意味内容を持つものであろうかといふことを常に考えるのです。私は質実剛健という意味合いの素直な内容は、現在の学生諸君にこれを適応することは、なかなか難かしいではないかと考えます。

そこで哲学を専攻されている小菅先生について、その質実剛健というのは現代的にはどのように理解したらいいかということをお尋ねしたいのですが、いかがですか。

小菅 質実剛健というのは標語としてはもつともボビュラーなもの一つだと聞いております。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それが中身は何だと考えたことはないですね。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよということをございます。それで中身は何だと考えたことはないですね。定義せよ」ということ

す。それに学生だけに求めることはないわけ、大学の教員、職員、更に制度の運営のしかた、その他に質実剛健がどういうふうに生きているかというふうに考えてみて、つまり言葉だけを取り出して定義するというのではなくて、現状のほうからみて、それがそれに当たるのかというふうに考えていて、みても、やっぱりよくわからない。質実あたりは、定義はともかくとして、当てはまる現実がありそうな気がするのですが、剛健かどうかは、ちょっとよくわからぬ。結局、今の中央大学全体としてみて、こういうような標語・モットーによつて、運営する側は、それを常に忘れずにしているのでしょうかけれども、実際に各局面をみていきますと、はたしてそういうものが今、生きているのがどうか疑わしいと、そんな感じでみております。ご質問の答えにならなくて恐縮ですが。

本間 なかなか難しいテーマでございまして、それだけご返事いただければ結構だと思つておりますが。

川添 先程、柳沢先生から「いたずらに事

実を並べても混乱があるのみで、進路をま
ず明確に決定せよ」という趣旨のご発言が
あつたように思いますが、私は、全く同感
です。

『学員時報』のインタビューのときにも述
べましたが、この一〇〇周年をきっかけに
して、中央大学の進路を、みんなで大いに
議論をして確定しようではないかと、提案
したいと思います。みんなが納得して進路
が決まりますと、それに向つて進もうとす
る情熱もわいてきます。そういう意味で私
も全く柳沢先生のご意見には賛成です。

ただ、そういう進路を決定する場合に、
建学の精神と校風とが振り返られなければ
なりません。また現実の社会、とくに大衆
化した大学という現実の問題も考えなけれ
ばなりません。さらにあと一〇年、二〇年、
五〇年先の社会がどう変化するか、といふ未
来社会の展望も、しなければならないと思
います。

今理解している限りでは、建学の当初から
言われていたことではなさそうに思われま
す。したがつて建学の精神というよりは、
校風と言つたほうが当つているのではないか
か、と思つております。

この質実剛健と家族的情味という校風は、
特に大学としての学風というよりは、もつ
と一般的に、大学構成員の生活の態度とい
いますか、モットーといいますか、そのよ
うなもののように思ひます。したがつて、
私は、大学の学風に当るものを建学の精神
の中に探したいと思います。

それからもう一つ、英法の精神とは別に、
英法を当時の政治状況の中で主張したとい
うことが大事だと思います。当時は黙つて
いればフランス法の直訳法典が実施されよ
うとしていたわけです。そういう中でイギ
リス法の重要性を唱えて、『法理精華』や
『法学新報』に論陣を張つて、それを抑え
たのです。

これは、やはり大学としての批判精神と
いいますか、立派な建学の精神と言つてい
いんじやないかと思つております。早稲田
は在野精神というような言い方をしますが、
私は批判精神というものは必ずしも在野とは
限らないと思うのです。在野であろうが、
在朝であろうが、正しいものを正しいとし
て批判していくという、批判精神が建学の
最初にあつたと思います。こう言つた民主
的協調精神、批判精神、イギリス法的なブ
ラクティカルな学風というようなことは、
実は、質実剛健とは全く別物ではなくて、

第一に、中央大学はイギリス法律学校と
してスタートしていますので、イギリス法

深く考えていけば、結局は何らかの脈絡を持つて来るのではないかとの予測をもつております。その辺りの脈絡を考えていくことによつて、質実剛健というのは、やはり建学の精神と接続させながら、校風として維持出来るというふうに思つております。

ただ、その上で先程言いましたように現代社会、あるいは将来の社会の変化を展望しながら、それを現代的及び将来的にどう構成して行くのか、というのが課題になると思ひます。

中大生の同窓意識と母校愛

本間 ありがとうございました。

今のお話、普段なかなか承れないようなお話で大変印象的でございました。處で、社会に出た中央大学の学生が、分野を問わざずとも一般的に孤立化する傾向がある。あまり連帶的にガット集まるということが少ない。この傾向はかなりあちこちで聞くことなんです。これはどういうところに根ざしているのか、といふのはなかなか難しいけれども、この辺のところについて何かご意見いただけませんでしょ

うか。桐谷先生は語学二〇年、中央大学で根を生やしておられるようですが、学生諸君とかなり身近に小さいクラスで接触しておられて、その辺は特にご意見はありますか。

桐谷 どうも私、個人だけの経験しか申し上げられない問題でありますので、ごく一部の話になるかもしれません、私が接している限りでは、わりと学生間の交流といふのは私を介在させながら長く続いているようであります。

今、非常に意外な気がしたのですが、卒業生の方々が集まられることが少ないと、うのも、僕の周辺の観察とはちょっと違うのです。むしろ私は官学の出身でありますので、そちらのほうは比較的にどうもみんな冷たいんじゃないかという気がする。こういうふうに集まると非常に白々しい背景で、何かくさみのある集り方をするというふうな批判を持つているくらいで、それに比べますと、私の周辺の学生は仲間意識といいますか、大学を卒業してから何年も相変らず交流を続けている。たまに会うことについて何かご意見いただけませんでしょ

うか。桐谷先生は語学二〇年、中央大学でが大分集まる話をしていますのですが、君ら、ちょっと、今のお話が意外でありますた。

本間 そうですか。ありがとうございます。では、中津委員どうぞ。

中津 今のお話でございますけれども、実は私のクラスも語学を中心として在校時代から卒業後二〇数年間、集まつてはいろんな話をしております。しかし、これはどのクラスもそれをやられているわけではございません。「お前のクラスは大変良いな」ということでうらやましがられるることはありますけれども、なべて中央大学の各クラスがやっているわけではないと思うのです。それで、私も前からいろんな席で申し上げたことがあるのでござりますけれども、現在も多分、中央大学ではクラスというのはないのではないかと思うのですけれども、このことはないのではないかと思うのですけれども、クラス担任ぐらいを作つていただき、学生が縁あって中央大学に学ぶということでお集つて来たら、一人のクラスの担任の先生を中心としたクラスとして、一生交わえるようなものが出来ればよいと思ひます。そ

れがひいては中央大学の連帯のつながりにもなるし、愛校心の帰属の中心になる。そういうことじゃないかと思うのです。桐谷先生の今のお話ですが、語学を中心としたクラスというのは一般的に行われているのでしょうか。

本間 では真田学部長から。

真田 さっきの家族的情味ということと関連すると思うのですけれども、私が卒業いたしましたのは三十四年ですが、この頃は演習（ゼミ）はあることはありましたが、本当に大人數で先生と直接触れ合うということは困難であった。学友会傘下のサークルである諸団体に入会して勉強している学生でないと、なかなか先生と触れ合うのは難しかったわけです。ところが今は、主として語学担当の先生によるクラス担任制によって先生と学生との、公私にわたる接触が非常に多くなっています。その上、セミナーが大変に数が増えております。一年二年次に教養演習が五九講座、それから三年、四年になりますと一二四講座専門でございます。勿論、法学部の学生の全員が

あります、しかし、大多数の学生がゼミに参加して、多くて三〇名、少ないところでは一〇名程度の規模のゼミの中で、先生と触れ合って勉強しているわけです。その意味では、学問を通じての先生と学生との人格的触れ合いという点では、私が学生の頃とは随分状況が違っていると思います。

本間 はい、椎橋先生どうぞ。

椎橋 中央大学の法医学部に入つて来る学生は、法曹志望の学生が多いのですけれども、他の分野に行く学生もたくさんいるわけで

す。ところが勿論ゼミなんかでは仲よくやっているわけですから、卒業する段になると司法試験に合格した者はエリートで、そうではないものはそうでないと、そういうふうに考える雰囲気というのが全体としてあるのではないかと思うのです。そういうことが一つの原因になつて、社会に出てからお互いに連帯出来ないと、こういうようなことがあります。親は子供がどういう方面に行こう

と、これは差別してはいけないわけですね。実際に他の分野に行っている学生は、やはり立派にやっているわけですから、そういうような雰囲気がなくなるような、すなわち、民間企業に行っている者も頑張つて、それから官庁へ行つてしている者も頑張つて、ただやつぱり法曹へ行つて、その伝統があるし、やつぱり頑張つて、こういうような雰囲気を作つていくと、こういうことが、家族的情味というと現代的に生かす一つの方法じゃないかと思います。

田村 先程ゼミの話が出ましたか、そのことも関連して発言させていただきます。

、中央大学の過去を語り現在を語りますのも、結局は今後の中央大学のあるべき姿を探るために思いますが、今後の姿について疑問の余地がないのは、これから厳しい環境のなかで、中央大学がすぐれた大学として永く残らなければならぬということです。これが一番大事なことだと思います。この点を強調しますのも、多摩移転以降中央大学はどうなつたのか、これから先どうなるのか、という疑惑念

・危惧が一般的にあるからです。

すぐれた大学であるためには、学生と教員の質が高いということが、なんといましても不可欠です。教員の問題についてはここでは触れません。水準の高い学生という問題で一つ指摘させていただきたいのは、入学試験のときに高い成績をとった合格者が、なかなか入学してくれないということです。そして、その傾向が近年ますます強まっていきます。この点と関連しますが、

素質の良い受験生で早稲田大学法学部と中央大学法学部と両方に合格したという場合、かつては早稲田よりは中央大学に多くきたのに、それがやがて半々になり、そして最近では早稲田にいく人のほうが絶対に多くなったという現実があるわけです。多摩移転がその原因になっているのかどうか断言はできませんが、この現実を踏まえたうえで、いかにして良い学生を中央大学に集めるか、その具体策を講じないといけないし、また、法学部としてもいろいろ考えている最中です。

質の高い学生が集まるためには、卒業生の方々から、「母校の中央大学は良い学校だ」と、周囲の人々に絶えず語っていただけでも非常に大事だと思います。しかし、そう語ついていたくには、卒業生の方々が過去を振り返って「中央大学は良い大学だったな」と、心から思うような学生生活をここで送っているということが先決です。それが根本です。

ところが現在、大学がこういう巨大な組織になってしまったのですから、学生た

ちにとって、相互の暖かい心の触れ合いの中で生活することが難かしくなっています。友人関係、人間関係が希薄化した、とでもいうのでしょうか。この現象が多摩にきてから、駿河台時代以上に、はつきり出ていると思います。

これでは、中央大学を卒業した後で、学生時代をなつかしく想い起こして、母校のことを周囲に喧伝してくれといつても、少し無理な注文になるわけです。

そこで、この巨大化の弊害を少しでも埋めると工夫をしないといけませんが、工夫といつても、少数の単位で共同で勉強したり遊んだりする、そしてそのなかに教員もいっしょに混じり込む、そういう機会をでき

るだけ多くしてやるしか方法はないでしょ

う。それにはゼミ制度をもつと拡充することです。困難はあっても、そうしないと、

学生間の暖かい人間関係は生まれにくいし、楽しい学生生活も、したがって母校愛も生まれにくいと思うわけです。

柳沢 誠にそのとおりだと思いますが、私は学生時代に長野県出身の学生寮に五年間過ごしたわけでございます。

各大学の学生がおりまして、今も高円寺に学生寮がありまして一四〇人の学生を財団法人で面倒を見ておりますが、やはり大學生の学生のカラーというのが非常にはっきりいたします。やはり中大生は中大生らしい、早大生は早大生、東大生は東大生らしい生活、私も各学校の学生と六畳一間で二人ずつ生活いたしましたが、そういう点が非常にあります。やはり中大生は中大生らしい、早大生は早大生、東大生は東大生らしい生活、ろうかと思います。突き詰めて、なぜ中大学生のカラーが出るのだろうかという点は、当時から随分考えました。しかしやはり今、おっしゃいました結論に言われていきましたように、楽しい中央大学でなくてはいけないとい、良い中央大学でなくてはいけないと

うふうに感じます。今の点は誠に同感でござりますので、私の経験からちょっと申し上げておきたいと思います。

本間 ありがとうございました。それでは

角田先生どうぞ。

角田 質実剛健・家族的情味というのを大体昭和四十年以前の段階においては、例えば中大というのは非常に授業料が安うございました。それから勉強のしかたというのを見ていますても、いつか内野先生が法職の時にお話をなつてましたようですが、昔は一〇時間ぐらい勉強したもんだとか、あるいは外に出れないように頭を剃つて勉強したものだとか、学研連なら、学研連の中で、今勉強して、ここで頑張れというような、非常に言葉は悪いかもしませんが根性をつけるというような、こういうようなやり方というのがございました。私の星友会なんか見てみますと、夜間部の学生で部室に寝泊りをしたり、それから中にこんろを持ち込んで、そこでパンの耳かなんかをもらつて来て食べたり、そうやつて勉強している先輩というのがいらっしゃいました。ところが現在考えてみると、中大とい

うのは他の私大と比べて決して授業料も安くございません。そして安いから入るといふものではございませんし、勉強のしかたをみましても世間一般そだだと思いますが、家庭の教育費に耐える財政能力が東大の合格者を左右するとか、そういうくらい非常にお金を注ぎ込む。司法試験の勉強も同じでございます。司法試験の別名は「資本試験」といわれるぐらい、もっぱら財政能力に頼りながら勉強のしかたを考えるという、こういうのが非常に多くなりました。

家族的情味ということで考えてみまして、OBとの繋がりというものは学研連の中のOBの手弁当で勉強すると、終つたら学生をちょっと連れて行ってコーヒーを飲ませたり、或いは食事をさせたりしながらパーソナルな接触を通していろんな事を教え込むというのですね。こういう手造りといいますか手作業といいますか、こういう関係というのも少くなりました。どちらもそういう条件がなくなつていて。それをもつと自覚的、組織的にやらなければならぬという、いやおうなく、そういう環境に来ているというふうに私は思います。

その意味で最後に一つだけ付け加えていきますと、先程椎橋先生のほうから、法曹会との連絡はあるけれども、それ以外のところに行つたOBとの間の連絡はなくて、何となく卒業生のほうも法曹会にはエリートで、そうでないところは、という感じがあるんじゃないかとおっしゃいました。私は、労働法なものですから、就職関係のところをちょっと注目して見ておりますと、就職部なんかでは、例えば夏休み前後に会社訪問に学生がまいります。そうすると正式に向うは会えないのですから、中大のOBなら会わしてあげると、OBの名前を言ってごらんなさい、というふうに言うわけですね、会社のほうは。そうしますと就職部のほうで、どこの会社に中大のOBはだれがいるかという名簿を、ちゃんとノウハウとして置いておりまして、そしてここに行くのだったら、この人を訪ねて行きなさいという指導のしかたをしておりまます。それもどこの大学で最初に始めたのでしょうかけれども、これもやっぱり一つのノウハウなんだろうと思うのです。

特に中大の中で非常に多いのは地方公務

員でございます。管理職になつていらつしやる方も多いと思ひます。大原先生はおみえになつておりますけれども、地方の時代だと言われている今日ですから、こうした地方で専門的問題を担当なさつてゐる方々と、もう少し大学も提携をするとか、交流を進めるとか、そういうやり方をもつと大学としても組織的に考えていかなければいけないのではないか、ということをおしゃつておりますけれども、私もそのとおりで個人的な手弁当の時代から、やっぱり大学として自覺的に取り上げる時代に移つてゐると思つております。

魅力ある大学の条件

— 素質のある学生を集めるための入試制度と卒業生の進路 —

本間 先程、田村先生からお話しございまして、入学者の上位のほうが抜けてなかなか入つて来てくれないということは、結局、中央大学の魅力の低下といいますか、その一言に尽きるのではないかと思ひますが、この点について安藤委員、どうぞ。

安藤 いよいよ本論ですね。この点につい

て学長先生が五十九年十一月十日付の『学員時報』で、中央大学は第二世紀に入つて魅力ある大学にしなければならない。つまり一流のA級の大学ですね。魅力のある大学にすれば、今まで出て来たいろいろな問題を総合的に、私は解決出来ると思う。学員も集まるし、良い学生も集まります。

そこで魅力のある大学というのは一つには専門的職業人を多数輩出する。二つ目には有能なるビジネスマンを多数輩出する。そういう大学が私は魅力のある大学だと思ひます。司法試験の合格者数がナンバーワンであることが魅力のある大学でなくて、社会の各方面に有能なる社会人を多数出しうる大学が私は魅力のある大学と言えると思うのです。

また、教授陣の中に、社会的に学問的業績が高く評価されている者が多数おられる、そのような大学が私は魅力のある大学だと思ひます。そこで学長先生のお話しされてゐる中で、考え方は正しくそのとおりだと思うのですが、ただ、それなどをどのように思つておられるか、それは非常に興味深いです。

具体的に言うならば、全国の高等学校の情報を集める。そして、そのスカウトには、

うか。問題は、どのようにこれから中央大学を魅力ある大学にするかという方法論ですね。それには、やはり質の良い素質のある学生を入れるとか、強力な教授陣を揃えるとか、そういうことが必要ではないでしょうか。

そこで、素質のある学生を入れるには、どうしたらいいかということは、もうすでに中央大学法曹会ではいろいろ検討しておりますが、やはり今の筆記試験による入学制度を大幅に考えなければならない。その柱になるのは推薦入学制度であります。今の中等教育制度はご存知のとおり非常に子供達をゆがめておりますから、もうすでに大学に入って来る時はくたびれて、学問をしようという気が起らないような、今入

学員会の各支部にお願いして、各高校と接触することを考えなければならないでしょう。学長が言われているように地方にたくさんのお有力な先輩がおりますので、その人達に組織的に協力願つて、各高校と接触すれば、隠れた素質のある学生を我が大学に入れることが出来るのではないかだろうか。

受入側がそれに対し経済的な側面、他の面で、それを有能な職業的専門人又は有能なるビジネスマンに育てあげる。そういうことが出来れば私は中央大学は魅力のある大学、言葉を替えて言うならば一流のA級の大学になると思います。

今、私が考えますに、私立大学などで一流のA級の大学は、世間の評判で言うならば、早稲田、慶應の二校をあげることがで

本間 湿美先生どうぞ。

ここまで来ますと、先程は二つの資格のことを言ったのですが、申し上げなければならないことがたくさんございます。良い学生を集めるべきことは、そのとおりですが、どうやって集めるか。何を基準にして良い学生というのかを考えなければなりません。

今まで他大学との比較をされずに、中央大学だけを見ておられるから、そのようにいわれるのだと思います。慶應や早稲田にしても学生を集めのに苦労した時代があったのです。

つぎに質実剛健の校是は中央大学に限らず早稲田も、慶應もそれが校是です。家族的なつながりを持つことを慶應義塾では「社中の精神」と表現し、中央大学ではカーネギーの精神、さらには時代を通じて「家族的情味」と表現します。同じようなことを多くの私立大学が校是にしています。ところが、その後が違うのです。問題は先程、田村先生が指摘されたように、また今、安藤さんもご指摘されたように、良い学生が集まるようにする条件なのです。

その第一は、その大学に入って楽しいこ

とではないでしょうか。第二に、大学に入つて将来一生みんなと相い助け合つて生きられるという自覚を、よい卒業生がいるからと考えつつ、しかも同級生ともそのような自覚を持てるような場合に、初めて、自分の入った大学は良い大学なのだと言えると思うのです。

良い大学だと評価できる指標には、種々のものがあるとは思いますが、その一つに卒業生が何らかの形で大学にお世話をになつたという感概を抱く度合が高いか低いか、を挙げることが出来ると思います。

その感概が大学への寄附に現われることもあるでしよう。

慶應義塾の一五周年募金では、その予定額は一年足らずで達せられ、予定額を上まわる多額の寄附金が得られたのですから、当初の目的以外の目的に、余剰金を振り当てようとしたと伝えられます。早稲田大学の百周年の場合には目標の半分に到底到達していません。

東大の百年の時には目標額の一割も卒業生の寄附ではえられなかつたともいわれま

中央大学の場合、現在募金集めの最中ですが、卒業生からの積極的な寄附はありません。このような事態を比較してみると、どのような大学が卒業生や大学関係者に、魅力ある学校と思われているのか、ある程度解るような気がします。

ところで、それでは慶應義塾にあって、入学の時点で慶應義塾を良い学校と思っていたかと言うと、一〇〇周年の座談会や一二五周年の座談会や三田情報等の記事を見ますと、予科に入学した時、あるいは高等

学校を終えて他の大学に入らないで慶應義塾に入学した時に、「何てひどい学校だろう。この学校にいてどうなるのだろう。」とみんなそう思つたとか、「他のところを落つこつてここに来たんだから、どうなるんだろう。」とか、さらには「こんな学校に来てどうなるんだろう。周りはみんな勉強しないし。」とか、考えた学生が多かつたというのです。ところが大学を卒業する頃になると、「この学校で学生生活を送つて本当に良かった。」というような感概を彼らが持つようになつたというのです。ですから、中央大学で学生が入学時に落胆し

たって、それほど憂慮すべきではないでしょう。日本人にとっては学力だけで通用をする大学は、東大しかないのですから。そぞろに落ちれば挫折感を受けるのは若い未経験な者にとってはそのとおりなのです。ところが挫折感とを持った者に低い能力しかないか、と言えばそんなことはないのだと思います。このような挫折感を経験した者を受け入れる大学は、そこからが勝負なのだと思います。

大学へ人を入れるかということを考える時に、まず新入生を受け入れる側は、入学者や入学希望者は、本当に貴重な人々の仲間であり、後継者であるという雰囲気を醸成することに意を用いなくてはならない。

まず第一に、このような雰囲気の有無がその学校を楽しくするか、楽しくしないかの一つの大きな決め手になると思います。先程の問題に戻りますが、中央大学の場合には、みんなの繋がりが薄い原因の一つに、一人でここに入つて一人でここで勉強して一人で出て行つたと、学生、とくに学力があるといわれる者が思うことがあるよう

に思います。相互依存とか、大学団体への帰属意識が低いのです。お互いにインターデpendentな関係に立つてゐるのに、お互いに助け合つて試験にも向つたし、人生も楽しかつたために、何か一人で全部来たような気になるわけです。苦学力行と、勉強というのです。大学というのは「未は博士か大臣か」をモットーとする製造工場でもなく、役人と学者ばかり育てるところでもないのです。

異つた人間の背景や意識の相違を知る場所もあるのです。それなのに、中央大学では役人と専門職、それから大臣と研究者が育てるような気風が強いのです。種々の広がりの多い分野に高等教育を受けた人々が行つて、研究をする研究者も、役人による者も、それ以外の世界に行く者も、お互いにみんなが連帯し合うことが出来るように、学生の時からお互いに助け合つて、卒業してもお互いに助け合つて、といふような氣持を育てるようにしていかなければ「総合大学」ではないと思うのです。まさに、専門学校であり、官僚、専門職養成科になつてしまいかねません。

さて、そこで推薦入学の制度を、大学ら
しい大学にする目的では非常に良い方法だ
と考えて法学部でも採用しました。だが、
推薦入学の面接に当たって私はシヨックを
受けました。というのは、他の大学の場合
推薦入学制度を取つていて、しかもかなり
古い伝統のある大学の場合には「どうして
この推薦入学を受けましたか。」と聞くと、
「私はここの大學生にゆかりのある人がいる
からです。」という答えがほとんど返つて
来るというのですが、中央大学の場合はそ
うではなく、「司法試験に受かりたいから
です。」という答えが多かったからです。
これはもう当然としまいました。本当
に良い学生をとれるか否かの一つの目やす
に、自分の関係者とか自分のお父さんとか
自分のおじさんとか自分のおじいさんとか
おばさんとかそういう何か、それから隣りの
の人とか、そういうゆかりのある人がいて
その人が非常に魅力的だから、中央大学を
受けようとしているというような人を増やさ
すことが出来るかどうか、があるよう思
います。そのためにはお互に助け合うと
いう精神が必要で、そのためにはお互に

何を求めているかを、お互いが感じるとだと思うのです。

また、自分にないものを他人が持つており、自分にないが社会で自分の力を発揮し相当程度満足して生きていくための社会の約束を、知らず知らずに身につけることができるといった雰囲気が、大学にそなわっていることが理想だと思います。

ところが我々の世界では、どこか落つこつてきたということになりますと、他より先に偉くなる、他より先に勉強できるようにならうと。だから仲間に何かをしてやろうと、自分も助けてもらうけれども、相手にも何かしてやろうという態度に欠けることが多い。そういう思いやりのお互いの気持ちが通じ合うようになれば、そして大学の生になつてくれると思うのです。その雰囲気もつ、そのような雰囲気が伴つていれば、多くの学生が入学した後に、きっと良い学生との間の緊密な関係を持つこと、それに世の中で自分で出来ること、実力でやれるることは、たかが知れている、お互いに相談気を作り出す一番の早道は、卒業生と在学生との間の緊密な関係を持つこと、それ

がはるかに大きい。明確な尺度で測れない
が、同学の者が協力することこそ大きな力
になるということを、中央大学の関係者が
知ることだと思うのです。そして、独力で
すべてをやっていると思わないで、卒業生
の間でもお互いに助け合う雰囲気が生まれ
てきて、その助け合いの中に新しい仲間を
入れていくという配慮が生まれれば良い大
学になり、良い学生を輩出できるように思
うのです。安藤さんの先程の発言に関係し
ますが、地方の白門会の人々が一年に一度
一堂に会したり、あるいは種々の職業の方
々が一年に一度会ったり、交流し合う機会
を制度的に設けるのもいいと思います。
しかも自分の出た大学は非常に良い大学
だということを、入学希望者や新入生に卒
業生が売り込むためには、それなりの実質
を入学希望者や在学生に与えるのも一つの
方法でしょう。

繋がつて来るような関係者が相当な割合の占めるようになつていく。』大学になれると思います。

その点に関していえば、中央大学の一環をなす、高等学校からの入学者の数をより多くすることも考えるべきだと思います。

もう一つ最後に触れておきたいことがあります。推薦入学の制度を導入した直後の

説明会で、高等学校の先生方がなされた最大の質問に、「中央大学では司法試験に受かるか、あるいは失敗するか、どつちか二

者択一ですか。他には道がないんですか。もし、それが本当であれば生徒を安心して推薦出来ません。将来が心配です。」といふのがありました。このような中央大学の印象が多い限り、中央大学の将来は暗いでしょう。司法試験の合格者を多く出すことは一つの目標として置いておけば良いと思う。一部には頑張る人間がいていいのです。しかし、中央大学の出身者がお互いの助け合いの中で大学生活を送つたという気持を持ち、大学は卒業生と、在学生と父兄と教職員の共同体であるように、何らかの形で組織造りをすることが、結局は優秀な学生

を呼び込み、輩出することに通ずるのではないだろうかと思うのです。

本間 中西先生、途中から出席されたので自己紹介を兼ねてどうでしようか。

中西 行政法担当の中西と申します。今日ちょっと外部で用事があり、遅れまして失礼いたしました。

私は、良い学生を集めようということでお安藤先生と渥美先生がおっしゃった事に全く賛成でございます。

中大卒業生の進路

私は行政法をやつております関係で、ゼミの学生も地方公務員とか国家公務員を目指す者が多いのです。ところで全般的な学生の動向ということで、手許に行つておりますこの就職部でまとめたこの資料で、就職決定者の推移というところを見ていただきますと、従来は民間企業へ行く者についても法医学部もかなり多かったのですけれども、近年は上場企業への就職率は経済学部や商学部が上回つているような状態です。

法学部の場合には公務員、教員になる者がかなりあり、その中には、上場企業に入

る能力があつても公務員や教員になつている者もいると思われますので、この数自体的に見ますと今、渥美先生が紹介にならされたような印象がまだまだ社会的には強いようです。また最近の傾向が、ややこのようないい印象を強化しかねない側面を有しています。

私も友達が高校の教員をしているのがいまして、聞いたことがあります。中央大学への推薦にはあまり積極的ではありませんでした。その理由は、「早稲田や慶應の場合は、司法試験に合格しなくともしかるべきところへ落ちつき先があるのに、中央はそこがいいから。」ということでした。もちろん私としては、それが誤った評価であるということで「きちんと実績を数の上で見てもらいたい。」と言いましたけれども、やはり全般的にはそういうような状況があるようです。

しかし、司法試験にたくさん合格するということは、勿論必要なこととして、そのための努力も強力にしなければいけないと

思います。しかし、それだけでは足りないで、やはり全体的に学生を底上げするためにも、就職の点についても力を入れなければならぬという雰囲気を普段から作つておくことが必要だと思われます。何となく公務員になれば良いとか、どつかへ引っかかれば良いというような雰囲気の学生が多くなってきますと、それは当然進路選択の問題に結果としてあらわれ、ますます社会的評価を下げる結果になりかねないと思います。

その努力は勿論我々がどういうふうにカリキュラムを組んだり、どういうふうに教育の態勢を取っていくかということに非常に密接な関係があるわけでござります。しかし、この点についてすぐにはつきりした即効性のあるような方法があるかといふと、率直に言って、私は残念ながらないと思います。たとえば、現実にもゼミの必修性の提案がございます。しかし、私の経験からすると、必修のゼミが学生の質をあげることに役立つかというと、必ずしもそうも言えないところがあります。

しかし、ともかく全体として教育をきら

つとやらなければいけないという自覚の下に、法学部の内部でも徐々に検討を進めつてあるわけでございます。その際、全体的に見まして司法試験の対策をたてることは勿論でございます。もっとも今日お集まりの法曹会の先輩の方々には広い視野から見えていただいて、大変心強く思っております。

私は、以前にも法曹会の方との懇談会に出席することがあります。その時はもう「司法試験に受からなければ駄目だ」ということで、今日のようなお話しもできず残念に思つたことがございます。何とか広い視野から、学員、卒業生も我々も協力して、全体としての学生の質をアップすることを考えていかなければいけないと私は思つてゐる。そのための一つの環境づくりとしては、法曹会の方と、公務員になつてゐる人がお互に

日常的に懇談の機会をもつていただきとか、あるいは民間の企業にいっている人との意見の疎通の機会を多くしていただくなつたと、勝手ながら考えたりいたします。と言いますのは、やはり全体としますと、公務員といつても、上級職になるものはほんの少数で、数とし

ては絶体に中級が多いのです。これはあまり望ましいことではありませんが事実です。もちろん中級の人でも能力のある人は少くないのですが、雰囲気としては、この中級の人あるいは中小企業に入った人は、なかなかのせまい思いをしているところがあります。このため、先程も椎橋先生が言ふとおり、司法試験に入つたようなトップクラスの人とは、なかなか付き合わないような雰囲気が少しはあるようです。これはある程度はやむをえないことかも知れませんが、そこをやはり改善して、全体として社会に出てもお互いに協力し合うし、また協力できるのだ、という態勢を精神的にととのえていくことが望ましいように思つます。

大学内の問題として一つは推薦入学の件でございますけれども、これは今、お話をありましたように、一昨年からですか始めたばかりで、その成果ははつきりしないところもありますが、推薦の方法は出来るだけ慎重かつ公正にやっていきませんと、かえつて弊害が生じる可能性もあります。学

校によつても格差がありますし……、さらに、今年から開始した帰国子女受け入れの問題などを考慮することによつて、多様な学生を入れて、多様な進路で全体としての方向、レベルアップを図るようにしていくことが、結局は良い学生を集めることになるのではないかと思います。

これは他大学のマネをするということではありますんが、すでに数年まえよりこのような方法で着手してかなり効果的な成果をあげている大学もあるようです。

このような方法は回り道のように見えま

すけれども、こういった方法以外に、良い方法というのはあまりないのではないかと私は思つております。

本間 ありがとうございました。結局、良い学生を集めるというのは、大学が実績を作り出すということが直接の目標といいますが、世間にに対するPRになるわけで、目標を作るには、だんだん低迷してゐるどうやれば良いかというと、良い学生が入つて来ないと、なかなか実力を持つていなかから良い所に行かれないと、就職率も悪くなるし国家試験も悪くなる。どつちがニワ

トリか卵か、となかなか難しいところだとと思うのです。鈴木委員何か。

鈴木 いろいろお話があるわけですけれども、まず総合大学あるいはまた法科の中央とかという議論もあるようで、従前は法科の中央ということが一枚看板のような感じがあつたことは事実でございます。ただ、これは私は一枚看板ということが問題があるかと思いますけれども、やはり中央大学は法科の中央としての存在価値だけは絶対にあつて欲しいし、またそああらねばならない。

ただ問題は、総合大学ということについて、時代的要請もありますし、一概に反対することじやないと思います。ただ問題は、その総合大学化という中におきまして、逆に従前の“法科の中央”と言われたような看板が薄まるような形で影響が出て来るようなことでは、非常に困るということがあつるうかと思います。

それから問題は、いろいろ魅力のある大學、あるいは優れた大学というお話を出ておりましけども、問題は優秀な学生をいかに集めるかということは、学生から見て

中央大学は魅力がある大学なのかどうかと

いう、そのところを率直に反省してみる必要があるのでなかろうかと思います。

そうしますと、非常にこれは次元の低い話で恐縮なんですが、一般的に言いまして私も相当の人から聞いているのですが、地方の人達は東京の大学に来て、そして見学に来る。今日も随分見学に来ておられたようですが、そうしますと「何だ中央大学はうちよりも田舎じゃないか。であれば何もあそこまで行くことはない。」と、要するに東京指向ということが非常に強い。これはいなめない事実ではないかと思います。したがいまして推薦入学の問題もあるわけですから、勿論先輩である私共もいろいろと今後入つて下さるような学生諸君に対して、いろいろとPRをしなければいけなわけです。が、その時に中央大学なら中央大学に入りますと、例えば司法試験をやりますのであれば、こうこうこういうふうなシステムがあつて、こういうカリキュラムがあつてこうだと、それからまた公務員試験を受けるのであれば、こういうカリキュラムがあつてこういうコースがあるぞと、

そしてまた就職ならこうだぞと、いうような学生諸君にわかりやすいような説明が出来るような一つの制度が欲しいと思います。そしてまた、これは制度的にどうなのか、ちょっとわかりませんけれども、やはりこはある程度思い切ったことも考えなければいけないのではないか。これは端的に言いまして奨学金制度の話になるわけですが、従前は貧困といいますか、お金のない経済的に苦しい学生に対して奨学金を与えるというようなことが伝統的な考え方だたと思うのですが、非常に優秀な学生、そしてやる気のある学生につきましては、本気であれば中央大学ではこのくらいの人数に中に入ってくれれば、例えば月に一〇万ぐらいは補助してやつてフォローする。だから頑張つてみたらどうかとか、そういったような制度的な問題についてまで踏み込まないと、なかなか容易ではないのではないか。

單に推薦といいますと先程おききするといろいろ難しい要素があるようすけれども、思い切った制度改革、そして例えは奨学金をやりますよと言いましても、二年目

に成績が落ちた時には切つてしまつということは、よく学生の自負心に訴えるといいますか、それから恥を知れといいますか、そのくらいの厳しい環境の中にぶち込んで行くことによって、それなりの良い学生も集まるでしようし、学生のしまりも出てくるのではないかというふうに思います。

要するに学生は、やはり中央大学に入りまして楽しい生活もさることながら、将来の保証といいますとちょっと大きさになりますけれども、将来自分達が一つのイメージを持って大学に来るわけですから、それに対してOBはどういうふうに面倒を見ててくれるか、あるいは大学はどういうふうな受入態勢でやってくれるか、困った時にどうしてくれるか、そういうふうなきめ細かい配慮がこれからは絶対に必要なものではなかろうかと、かように思います。

本間　ありがとうございます。ちょっとこの進行につきまして、時間の問題でござりますが、時間を多少延長することにしたいと思します。学部長がどうしても答弁したままで、いろんな問題が出てくるはずであります。これも見直しながらどんどん給費生制度を生かしていくべきたいと思つております。

それと同時に、これは先程も話題になつた学員の方々と大学の関係の問題と関連いたしますが、他の大学の事例を見ますと、中央大学で言えば学員に相当する方であら

に成績が落ちた時には切つてしまつということは、よく学生の自負心に訴えるといいますか、それから恥を知れといいますか、そのくらいの厳しい環境の中にぶち込んで行くことによって、それなりの良い学生も集まるでしようし、学生のしまりも出てくるのではないかというふうに思います。

給費生の制度

真田　今鈴木先生のご意見の中で、やはりちょっとお答えをしておいて、大学の現状を申し上げたらよからうと思いますので、あえて発言させていただきます。三点についてお答えいたします。

順序は逆になりますが、第三点目の学費免除の給費生の制度の問題でございますが、これは昨年から給費生制度を発足させました。しかし学費免除と申しましても現行では三四万円と授業料相当分に限られておりながら、まだ不十分でございます。願わくは入学金をはじめとして、いわゆる学費の免除までいたたかうと思つております。この制度はまだ発足したばかりでございませんので、いろんな問題が出てくるはずであります。これも見直しながらどんどん給費生制度を生かしていくべきたいと思つております。

うと思いますが、学員のお名前を冠した給費奨学生制が非常に数多いのです。例えば早稲田大学と、大隈記念奨学生、海老崎奨学生、津田奨学生、それから学部を特定してでの商学部奨学生といった給費奨学生がございます。立教大学の場合は、ミッショナースクールの関係もあると思いますが、河西奨学生金、松崎半二郎記念奨学生、鳥洞奨学生金、吉原奨学生金、高松奨学生金といったうに、個人の名前を冠したものだけで、五つあります。その他、学部を特定した立教大学理学部創立三十周年記念奨学生金というのもあります。上智大学の場合も同様でして、これらのこと例を見ますと、学員の方々と大学との結びつきというものが、ある意味において非常に深いものがあるということになりますかと思ひます。

ところが我が中央大学は、残念ながらそううございません。我が中央大学が有するもので、学員と関係があると思われるものは、白門奨学会奨学生でございます。これは貸与で給費ではございません。それから升本奨学生金がございます。個人のお名前を冠した奨学生金はこれ一件だけでございます。

西奨学生金、松崎半二郎記念奨学生、鳥洞奨学生金、吉原奨学生金、高松奨学生金といつたうに、個人の名前を冠したものだけで、五つあります。その他、学部を特定した立教大学理学部創立三十周年記念奨学生金というのもあります。上智大学の場合も同様でして、こ

れらの事例を見ますと、学員の方々と大学との結びつきというものが、ある意味において非常に深いものがあるということになりますかと思ひます。

それから第二点目での問題ですが、入学後の新入生に対する専門法曹志望学生に対する指導とか、あるいはその他の就職関係の指導等につきましては、すでに現実にやつております。今年は日程の関係でやれなかつたのですが、昨年は希望する新入生を対象として、合宿オリエンテーションを行ないました。

さらに新入生を対象として、大学で何をいかに学ぶかということに関して、判・検事、弁護士の諸先生にお願いし、講演会を

良い学生を育成する奨学生制度という面から見ましても、学員と大学との関係は、非常に問題があるのでなかろうか。この際、こういう事実を紹介申しあげましたのは、家族的情味の実質化と申しますか、学員と大学との協力、大学を愛する優秀な学生の育成といった大局的視点から、一つ先生方におかれましても、先生方のお名前を掲げた奨学生制度をお考え願えないものであるかと考えているからでございます。いずれまたこの問題は、大学としても制度化する場合に生じる諸問題について考えてみたいと思つております。

開いておりますが、来年度は新入生のみならず、在学生を含めて、学習オリエンテーションを徹底させたいと思って、その検討作業に入っているわけでございます。

現在の中大生の現状 —多摩移転後—

真田 それから第三に、最初におっしゃいました、中央大学は多摩に移転して、田舎

大学との印象が強くなつたという点についてであります。私共大学では、予備校や、受験雑誌の関係者を招待して意見交換の機会を持つております。

私はその度ごとに端的に、「受験生や予備校生は、多摩に移転した中央大学をどう見ているのか」と尋ねております。そうしますと、「移転前と移転後とでは中大受験生の質は變つてない」ということを言ふ方がおります。それから「變つた」と言ふ方もおります。これは予備校の質の問題と関連するようでございます。その予備校が、どの程度の質の受験生を持っているかによって、違つてくるようでございまして一律に「こうだ」と決めつけるような判

断が出来ない問題であるように思われます。

それから、高校の進学指導の先生の見方はどうかと言いますと、移転したことについては、「これは問題ない。」というのが一般的ではなかろうかと感じております。

毎年、推薦入学指定校の先生方を全国からお呼びして懇談会を開いておりますが、この席上でもこの問題を尋ねますと、「子

供達は中央大学とはこういうものと受けとめて進学しており、大人が考えるほど問題ではないのでしょうか。」というものが支配的であります。

確かに多摩に来まして自然環境は良いけれども、神田時代のあの大学街の持つ独特の雰囲気がないのが淋しい限りでございますが、それでもやはり、多摩キャンパスには素晴らしい利点が数多くあるわけでして、こうした長所を生かして新しい大学街造りをしていかねばならないというのが、我々に課せられた課題であります。幸いに国鉄豊田駅から大学までの路線バスも来春には開通される予定でありますし、徐々に交通の便も良くなり、次第に大学街らしい街造りも進んでいくのではないかと考えております。

ます。

それからついでに先ほど指定校の問題が出ましたので、この際に合わせてご報告申しあげておきます。昨年、五十九年度の推薦入学の合格者は、法律学科では九八名、政治学科は一七名でございました。計一五名です。今年度はこの間発表いたしましたけれども、法律学科は一一八名、政治学科は一四名計一三二名の合格者でござります。ところが推薦入学制度については長所もありますが、いろいろと検討すべき問題もあります。先程、渥美先生がおっしゃった点は全くそのとおりでございまして、ただ一、二付け加えさせていただきますと、今後推薦入学希望者は、女性のほうが多くなるということがございます。

一流進学高校の卒業生の一年浪人は、今日では常識でして、一流進学高校の指定校からは被推薦希望の男子生徒はなかなか出で来ない。そこで、婚期等の問題から、必然的に女性のほうが多くなります。また、すべからく一流進学高校の生徒が来るのが良いといえども、必ずしもそうではない。その上、学力の評定平均値四・〇といつても、

都会の生徒と地方の生徒との間で、数字では同じでも、学問に対する気迫であるとか、あるいは人生に対する姿勢であるとか、そういうもののについては、面接の経験からすると、むしろ地方の方に良い生徒がいるようには私は見受けられます。以上、お答えだけさせていただきます。

大西 いろいろご発言がありますけれども、私はもうすこし次元の高いところで、総論的に申し上げたいと思うのです。

この間、学長先生の『学員時報』におけるご発言で、この大学のキャンパスは、緑の孤島である、というような表現をしていらっしゃったようでございます。それで三年、四年の学生は新宿に近い方に引っ越して住む傾向があると、なるほどここは交通不便でございます。

しかし、考えようによつては象牙の塔といふものは一般の俗界から離れたところであつていいわけですから、大学で真理を探究なさるには最も良い場所である。したがつて今日の第三のテーマの法科の中央というテーマについて申し上げるならば、先生方にはこの立派な環境で深遠な学理を探究

して頂き、中央の法学というものは実に立派であると、他大学に比較して優秀であるというふうな方向に先生方に導いていただきたい。それを私は希望しています。

しかしながら緑の孤島、あるいは陸の孤島の中央大学を、このままでいいのかと言ふとそうではない。何か救済の方法を考えなければいけない。私は考えましたのですけれども、実はこの間、大阪の弁護士会にまいりましたら、三年以内は大阪では各弁護士の事務所に判例集をコンピュータで送るような設備をしたいということを言っているわけです（東京の方はまだそこまで行つていません）。この大学でも多摩にありますけれども、神田とか、あるいは春日町辺りに、そんな電送設備によつて、ここで講演をなさるのが、神田や春日町校舎の方において聞けるという具合に、そういうハイブの大きいものを通じていただけば、陸の孤島、あるいは緑の孤島も、大陸と繋がるというふうに考えてます。

そのためには、どうしても百周年記念事業によつて、駿河台に立派な建物を造らなくてはならん。その上に理想を言えば駿河

台の今度新しく出来るビルの上にヘリコプターの基地を置いて、この多摩との間はヘリコプターで短時間で往復出来るというようなことを考えておく必要があるのではないか。大変空飛なことを言うとお考えかも知れませんけれども、緑の孤島を救つていいのは、そういう方法を考えなくてはいけないのでないかというふうに思います。本間　ありがとうございます。決して突飛ではございません。百周年のビジョンでございますから、どうぞ大いにスケールの大きいやつをお願いしたいと思います。

藤本先生、どうぞ。

藤本　私も今の先輩の意見に賛成なんです
が、私は犯罪学者ですから、事実のみに基づいてお話しをしたいと思います。

今日の全体的なトーンを聞いております
と、どうも多摩校舎に移転したことが失敗
であるということが前提のような感じがし
ます。しかし、考えてみますと、ここにい
らっしゃる皆さんは、皆さんがすべてなつ
かしい御茶の水校舎にいたわけですから、

私自身もその中の一員として、御茶の水校
舎がなつかしい思いが致しますし、こちら
で教鞭をとりながら違和感を感じないわけ
ではありません。しかし九年の御茶の水
の時代とわずか五年のこの多摩校舎の時代
を比べられて、その中で比較をされるので
したら、これは大きな間違いではないかと
思います。しかも、もし万が一この移転が
間違っていたとしても、我々はここでこれ
からあと一〇〇年間、或いは二〇〇年やつ
でいかなくてはならないわけですから、こ
こに基盤を置くと、いうことを前提とした上
で、我々はどうするか、言い換えれば、こ
こは田舎であろうが僻地であろうが、我々
は何とか、これから中央大学を良くしてい
かなければならぬわけですから、現実問
題は過去の反省でなくして、この多摩校舎に
おいて我々が何が出来るかという視点であ
るだろうと思うのです。

その中で多分ここにいらっしゃる方は法
曹界の方が多いようですから、恐らく司法
試験を充実しろとおっしゃるだらうと思う
のです。ところが私のゼミにもかなり優秀
な者がおりますが、はたしてうちの学生が
質が悪い学生であるかと言えば、決してそ
うでないと思います。現在慶應大学で同じ

法学部の三年生を教えておりますが、うちの学生が質が悪いとは私は思いませんし、また明治大学で教えておりましたが、質の問題でいうと中央の学生の方が質が悪いということは決して言えないだろうと思います。

そうしますと、質が悪いという前提は、どういうところから来ているのか判りませんけれども、私が現在教っている経験から言えば、学生達はむしろ我々の頃よりも質が良いだらうと思つています。

ところが司法試験に受かるかということになりますと、私のゼミ員でも恐らく三年間ぐらいを犠牲にすれば、二〇人のゼミ員のうちに三人や四人は司法試験に受かって法曹界に送れるだらうという人がいます。しかし大学の教員として彼らの青春時代を三年間なり四年間なり犠牲にすることが、彼らにとつてプラスかマイナスかという判断を迫られた場合、私は就職しろという指導をしております。

私は、中央大学に奉職してからまだ九年になりましたが、すでに私のゼミからは読売新聞に二人入っておりますし、集英社、博報堂といったようななかなか難しいところに入っています。そうしますと、今的学生が質が落ちたのか、と言いますとそ
うではなくて、質のよい学生はどんどんそ
うしたいわゆる一般分野の中に入つて行つ
ている。そして私のゼミ員でも、私がどん
なに止めると言つても、最後まで司法試験
をやるんだという人は、どうも成績が必ず
しも良くない。こういつては怒られますが
そういうのが最後まで司法試験にかじりつ
いている場合が多くあります。恐らくこう
した現実を、我々はやはりこれは事実なの
ですから、事実を基にして考えていかなければ
いけないだらうと思うのです。そうす
ると、就職をしないで残ったあの何人か
の司法試験を目指している学生達を、お前
達はどうするのかと言われると思いますが
我々はやはり司法試験を目指す人達をも指
導しているわけですから、それなりの対策

いうことは勿論のことでしょうが、やはりどうも全体的なトーンで皆さん方が優秀で今の学生がそうでないというような意味ではなくして、お互いに学生を見ている立場からしますと、今の学生は十分優秀であるということを保証しますし、また今の中年の法科の名前がどこまで喧伝されているかは知りませんが、地方に行って私が過去二年間、学員の間を回って学術講演会をしまいましたが、北海道から九州まで一三か所ぐらい回りましたが、その中で大きな変化が見られつつあります。かつて支部長は法学部の出身、しかも弁護士か裁判官であった者というのが常識だったようですが、現在その半数近くがそうではない人によって支部長の地位が占められています。言い換えれば商学部或いは経済学部の出身の方が、と言つては怒られるかもしれないが、次々に中央大学白門会という名の下に、支部を作られて活躍される時代がやつて來た。

これは総合大学として中央大学が歩んで
来たゆえんを考えますと、これは当然のこ

とでありますし、これも事実として認めないわけにはいかないだらうと思ひます。

こうした総ての事実を積み重ねながら、大学側が何が出来、そして先輩達が何が出来るか、そういうところでお話し合いをしていただかないと、これから実りある議論は出来ないだらうという気がいたします。

本間 大変心強いご体験を承ったわけでござりますが。

渥美 ちょっと司法試験を勉強する連中が質が悪いと言わると（笑い）、これには異議大あります。

藤本 私のゼミ員に限つたことですから。

渥美 それならそれでいいのですが、私は中央大学に約三〇年奉職しておりますが、その内種々の分野にそれぞれ優秀な諸君を送り出しております。ですから司法試験を受ける連中だけが優秀だとは先程来申しておりませんが、優秀な諸君が司法試験を避けているということもない。会社への就職を選べば、いわゆる超一流の会社に入社が出来るのに、二、三年頑張り努力して司法試験に合格する諸君も私のところには多くいます。多くの分野にそれぞれ優秀な諸君

を送り、全体としてバランスをとることが

できるように配慮すべきだということでしょう。

今、藤本君が言われたのは、今まであまりにも中央大学では司法試験の合格ばかりが強調されすぎたことを逆説的に表現したものを受けとりますが。

本間 それぞれのゼミの優秀な（笑い）生徒さんを抱えておられることは良くわかりましたですが、ただその評価をどういうふうにするかは別として、いろいろお配りした資料をいちいちやっているわけにもまいりませんが、例えば資料の二、本年度と昨

年度の中央大学法学部法律科に関する合格者の入試状況というのは、とにかく二〇〇点以上取つている上位者がほとんど入学しない。それで最終的に入学した者が、ずっと下の方のだけが来ていると、さつき田村先生がおっしゃった点ですね。これはもう如実に出でて来ることは間違いない事実なんで、司法試験に限定することなしに、どの分野でも実績を高めていくには、やっぱり出来る奴に逃げられちゃ困るということは、これは否定出来ない事実だと思うの

ですね。

こういうところを組織的にいろいろやつていただきたい、というのは我々共通して考えていることなんですが。森田委員、あなたは法職の運営をやっておられるので一

スポーツの振興

森田 あまり限定しないで下さい。このテ

ーマに書いているように、結局中央の将来を語るわけですから、あまりチヨメチヨメした話よりも、もっと大きな話を一つぐらいいした方が良いんじゃないかと思つて、私は聞いておつたのです。

中央大学がこの一〇〇年に失つた大きな物というのがあるのです。これをどうして失つたのかということを私はいつも考えてゐる。箱根駅伝のトップの座を失つてから、もうすでに十数年経つてゐる。私と私の家族は、いつも正月の二日から始まる中央大学優勝の駅伝を、ずっとラジオで聞いていたし、テレビが映つていた時はテレビを見ていたんです。これを失つてゐるんですよ。失つたものを回復したことだけでも中央大学の今の低落傾向を、あるいは評価が低め

られている部分を、埋めることができると僕は思っている。

それから“陸の王者慶應”といっているけれども、中央大学が陸の王者だったんですよ。これが失われている。野球部は何ですか。二部に落ちたんじゃないですか（笑い）。

それからバーボンは、かつての中央大学のバーボンというものは、私と同じ名前の森田さんという人がオリンピックに出で、セッターで優秀な成績を日本にもたらした。こういう逸材を生んでいた中央大学のバレー部は今、どうなっているんですか。柔道にしても剣道にしても全部そうですよ。

渥美　おれが怒られているみたいだな（笑い）。

森田　これを僕は回復してもらいたいと思います。我々は大学を世間に知つてもらら

ためには、商品を売る商人の気持も一部なれば駄目だ。良いものだからといって黙つて置いても売れません、これは。ちゃんととしたレッテルを貼つてPRしなきゃ駄目だ。この点をちょっともう少し考えていただいたらよろしいんじゃないかという感じ

がするのです。

それで先程、安藤先生が言われました推薦入学、支部の組織を動員してというの私はも本当はアイディアで先生に申しあげたことだったのですが（笑い）各県五〇県ありますから、それこそ各県から二、三番内に入るような人で、やはり家庭が貧しくて大学に来れないという人がいるのです必ずこれを発掘して支部長名でもって大学に推薦して、大学がそれを検討して良かつたら入れるということをやつたならば、このうちの二五人は司法試験に受かりますから、間違ひなく。そうしたら今、七、八〇名で止っている中央大学の司法試験合格者は一〇〇名台に回復するというのが私の理想ですね。

本間　その点に限定して真田法学部長から答弁をお願いします（笑い）。

真田　まずそのためには、現在は私共は推薦入学の指定校として高校を指定する場合に、これまでも過去中央大学法学部に何名入ったとかという細かいデータをもとにし、地域的事情を考慮に入れながら、指定校を決定しております。ですから指定校制

度を見直さなければ、今、先生のお考えとして直ちには対策とれないわけでございますけれども、一つご意見として承つておきますとして、今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。

本間　強力なるご意見としてございますね。それから余談ですけれども、何か駅伝の選手、だれかピックアップされて取ったような話がなかつたでしたかな。では渥美連隊長にお願いします。

渥美　努力はしています。ところが中央大学には、つぎのような事情があります。かつて終戦直後から二〇年程度までは部の強化のためには、なりふり構わず頑張り、そのために入れる学生を、入学する費用から卒業するまで、経済的に全部面倒を見るという時期があつたのです。

もう一つは、当時の杉並高校、そしてのちに付属高校がスポーツ選手に道を開き、大学に体育館がなかつた事情もあつて、高校の熱心な指導者の大変な献身的な努力によつて、大学の選手まで指導を受けていました。そのような篤志家が学生全部の面倒をみたのです。それに対する種々の批判が

あり、現在では、普通のクラブに変わつて
来ました。

今でもなり振り構わずに、世間でいうス
ポーツ大学のなかには、選手を集めている
ところがあります。

授業料も免除したり、誰かが負担したり、
生活費も全部面倒をみると、言つて選手集め
をします。

他方で、名声の高い大学には、運動能力
がある程度ある選手が、自らその大学の名
声をしたつて、経済的援助などを受けなく
ても、その大学への入学を選手自体が望む
傾向があります。例えば、早慶がその中に
入るでしょう。

現状の中央大学はどつちつかず、中途半
端なのです。そのために皆さん想像され
る以上に、選手を集めるのが難かしいので
す。

そこで、ニワトリが先か卵が先かという
問題になりますが、大学のイメージを
上げるために努めたり、卒業生が優秀なス
ポーツ選手についてスポーツ基金を設ける
などして、大学の名声向上に合わせてスボ
ーツ振興に協力していただければ、単に学

業成績を上げる教育だけでなく、スボーツ
振興にそれなりの配慮を重ねることが伴え
ば、体育会の名声も回復する可能性はあり
ます。しかし、現在はそのような状況では
ないのです。

ここでも話は元に戻りますが、幅の広い
学生が中央に入学して、優秀な体育の成績
を挙げながら、しかも学業成績もある程度
まで上げ、クラスでリーダーシップをとり、
社会へ出たら普通の学生より貢献度が高い
という状況を、どうして生み出すかを考え
なくてはなりませんが、各種学校のような
大学では、まず不可能に近いことでしょう。
もし、総合大学でありつつ、スポーツの
振興も目指すのであれば、相当な努力と制
度の改革や整備、それにスポーツへの理由
のない偏見を取り除かなくてはならないで
しょう。そのためには有力な方々の協力こ
そ必要です。

教学陣の強化の必要

滝沢 私は大学問題の副委員長をやつてお
るので、今、大学問題委員会では、中
大の法学教育の強化充実を図るにはどうし

たらいいか、ということを諮問されており
まして、また私の担当しておる一部会では、
中大法学部の教授・助教授・講師・助手を
含めた教授陣の、強化充実を図る必要があ
るかどうか。その問題点はどこかといふこ
とを諮問を受けておりまして、まだ結論は
出ておりませんけれども、私は先般、中間
答申を理事長あてに出したのですが、一番
最初安藤さんが言われたように、良い大学
の要素というか、良い施設と良い先生と良
い学生、この三つが大事だと思うのです。
施設は申し分ないと思うのです。それから
学生についても必ずしも質の悪い学生とは
言えない。先程来お話を伺いました、多少
希望は持てると思うのです。他にまた推薦
入学などという制度をうまく使えば、今後
学生の質の向上も図れるのではないか。
さらにもう一つ、良い先生の問題ですが、
これはまあ先生方が大勢いらっしゃるので、
非常に失礼な点にわたるか判りませんけれ
ども、一つ先生を、五十数名の法律科目担
当の先生方の中で、中央大学出身以外の先
生はほんの数名だと思うのです。是非これ
は一つ他の大学の先生も中央大学へ招聘す

るようなことが出来ないだらうか。大いに一つ先生方で切磋琢磨して、大いに勉強してもらいたい。東大でも、私も全部調べたわけではございませんけれども、出身は東大であるけれども、他の大学の教授をやつておった先生を、大分入れているようですね。例えば東北の樋口さんとか北大の米倉さん、神戸大学の柴原さんとか、上智大学の松尾さんとか入れておるそうですね。是非一つこれもお考え願えないだらうか。確かに中大ナショナリズムというか、モノローグ主義になつてはいけませんけれども、是非その点もご配慮願いたいと思うのです。

文などを掲載するような一つ方法を講じてもらえば、法曹会も全面的に『法学新報』の販売部数を増やすよなことに協力出来ると思うのですよ。そういうよな点も含めて、またさらに大学法学教育の一端を担当させてもらいたいと、我々実務家にもね。弁護士・判事・検事・忙しい中でも暇作って母校のためならば大いにやらうという方が大勢おるのです。昔に比べるといろいろ専門教育科目の編成の都合もあるかも判りませんけれども、何とかして、そういう配慮を考えていただけないだらうか。

現在の中大の先生、決して質が悪いといふわけではないのですから、良い先生が大勢がいらっしゃるのです。さらにその上に強してもらいたい」と、ちょっと一例を挙げれば『法学新報』という雑誌というか、機関誌があるのです。これはもう廃刊になつたんじゃないかというよなことを言う者もおるのです。ところが実際に『法学新報』はわずか五〇〇部ですか、七〇〇部ですか発行されておる。それにつきれば教授は勿論、我々実務家も勉強家がおりますから、或いは判例研究とか、判例批判とか論

文などを掲載するよな一つ方法を講じてもらえば、法曹会も全面的に『法学新報』の販売部数を増やすよなことに協力出来ると思うのですよ。そういうよな点も含めて、またさらに大学法学教育の一端を担当させてもらいたいと、我々実務家にもね。弁護士・判事・検事・忙しい中でも暇作って母校のためならば大いにやらうという

間に、私ども特に法曹会の連中は、もう集まれば母校の法学教育については、大きい関心を持っておりますので、一つその点も是非ご配慮願いたいと思ひます。

本間 滝沢元幹事長から大変大きな声でご発言がございました。よろしくこの点もご記憶いただきたいと存じておる次第でござります。

柳沢 滝沢先生の方で、大学問題委員会の報告がございました。うちのほうの委員会は、法職教育検討委員会でございます。信部幹事長おいでございますが、三点について諮詢を受けております。その点につきまして、第一・第二・第三の主査制をとりまして、そして主査の下に特別委嘱の委員を置きました。只今、検討中でござりますが、その答申書案は一部出でまいつております。また法職教育検討委員会の方の委員が今日はおいでになつておられるのですが、この方達にも発言させていただきたい。

そこで一つだけ新しい視点でございますが、付け加えさせていただきます。東京大學では伝統的に二分法を取つてまいりました。法律学科と政治学科に分けております。

たまれば母校の法学教育については、大きい関心を持っておりますので、一つその点も是非ご配慮願いたいと思ひます。

法律学科の方ではさらに二つに分けて、第

状況でございます。

一類が私法コース、第二類が公法コース、したがいまして第一類の方は、手続法が必修になつております。そしてこれはやはり、特に司法官僚養成中心に非常に力を入れておられるのではないか、というように考えられます。それから公法コースの方では、国家公務員の上級職試験を目指しておりますから、それにもっとも受験に適したような科目を、学校の先生が教えてくるように聞いております。

また、最近の『判例時報』によりますと、広島大学では昭和五十二年度の学部創設を機会に、社会の多様な要請に応えるとともに、学生に目的意識を与えるという趣旨で、履修コース制度を導入した。そしてその内容としては六コースに分かれる。法曹、経営法、行政管理、立法及び政治、国際関係、社会福祉、この六コースを選んでおる。そして、これが各コースに所属するかどうかは、学生が二年次末で自由に決定して、コース毎に定員は定めていないというようなことで、各国立大学でも相当コース別に検討されておることが、出てきているようだ

また、日本学術会議で大学教授の先生方のアンケートを取った中でも、やはり専門性の回復ということが、現下の大学教育における一つの課題になっているように考えられておるわけでございます。この複線コース、コース別ですね、この点について中央大学の方ではそういう制度を取っておられるかどうか、もしやられないとする、将来これについてどういうふうに配慮されるかどうか、この点は法職教育検討委員会の方で今、検討中でございますが、その答申をするにつきまして、こちらに数名きょうは発言するんだということで準備してまいったおるので、司会の先生、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

本間 安田さん、まとめてと言つては失礼ですが、柳沢さんからのお話について、あなたの方の答申について採用されたことについて発言して下さい。

ところが今、研究室がちょっと下火になつていて、それで学研連の皆さんも努力されてはいるのですが、どうしてもやはりうちの大学の氣質として横の繋がり、縦の繋がりというのが全然ない。そういうところで、我々は諮問事項の法職検討委員会の、三として卒業生を何とかしなきゃいけないんじ

司法試験について

安田 いつも司法試験のことばかり言つて、いる法曹会としては、やはり最後に司法試

やないか、ということで、特にいろいろ検討させていただいているのですが、是非とも一〇〇周年の記念として大学会館に多目的ホールをお作りになるということを聞いておりましたので、その何フロアーかを専属的に卒業生を主に対象として法職講座を設置して、そこで徹底的に司法試験の勉強をさせるというようなシステムを考えているわけです。

それでいろいろ問題はあるかと思うのですが、多摩校舎を卒業しても、完全に利用出来る状況にあればいいのですが、どうしても卒業してしまうと予備校の関係とか何かがありまして、都心部へ移り住んでしまう学生さんが多い。そうすると、その人達が多摩へ来てきちんと勉強出来ればいいのですが、なかなか遠いから足がこちらへ向かないということで、都心部では集まるところがあるか、中央大学は何もない。となれば予備校へ行くしかない。高い金を払つて予備校へ行つてはいるということになつてしまふのです。ですからそういうことをどうしても避けるためには、みんなが集まれる場を少なくとも設置することが先決じ

やないか。そうすれば本当に卒業してやる気のある優秀な学生はいっぱいいるのです。私は五十六年度に合格いたしまして、その年に非常に多く落ちたのですから、この多摩校舎に是非とも教えにきてくれ、ということを言われまして、個人的なチューターとしてまいったことがございます。それでここにいる三人はみんなそうですが、そこで教えた現在の学生さんの気質としても、ものすごい気迫があるということで、僕は学生の質の低下ということはあまり考えていないし、感じてなかつたのですが、どうもやっぱりそういう場とか先輩がきちんと後輩の面倒をみてやる。それできらんと最後まで司法試験をやるのなら、その覚悟が出来ている人達に教え込むと、そういう制度をもうそろそろ先程の皆さん方、先生がおっしゃつたように組織化して、制度化していくしかいけない時期が来ていると思います。ですから、この一〇〇周年を契機として、一つ我々法曹会としては、やはり法科の中央ということも一つの看板として、今後ますます発展させて行きたいと思っておりますので、少なくとも一〇〇周年

やないか。そうすれば本当に卒業してやる気のある優秀な学生はいっぱいいるのです。私は五十六年度に合格いたしまして、その年に非常に多く落ちたのですから、この多摩校舎に是非とも教えにきてくれ、ということを言われまして、個人的なチューターとしてまいったことがございます。それでここにいる三人はみんなそうですが、そこで教えた現在の学生さんの気質としても、ものすごい気迫があるということで、僕は学生の質の低下ということはあまり考えていないし、感じてなかつたのですが、どうもやっぱりそういう場とか先輩がきちんと後輩の面倒をみてやる。それできらんと最後まで司法試験をやるのなら、その覚悟が出来ている人達に教え込むと、そういう制度をもうそろそろ先程の皆さん方、先生がおっしゃつたように組織化して、制度化していかなければいけない時期が来ていると思います。ですから、この一〇〇周年を契機として、一つ我々法曹会としては、やはり法科の中央ということも一つの看板として、今後ますます発展させて行きたいと思っておりますので、少なくとも一〇〇周年

記念会館を作つたあとは、そこでそういう卒業生をいつたらしいどうしたらしいかといふことで、法職講座のようなものを設けて、きちんと面倒みると、そういうことに大学側からのご協力も得られれば、これはかなりすばらしいものが出来るのではないかと思ひます。そういうところの多目的ホールで別に司法試験受験生だけではなくて、都心部にいる人達が、中大生の卒業生やなんかがしょっちゅう集つて来ると、しゃつちゅう会合や何かやつてしているということになれば、今度は実務家もそこへ行く、企業へ入つて優秀な方もそこへ来る。それでたまにはいろんな座談会をやつたり、お酒を飲んだりして、交流をしていくことによつて、互いに協力が得られる。そういう意味で、多目的ホールというのが円滑に機能していくのではないか。そういう意味で、周年記念会館を、そのように司法試験を受ける人達にも窓口を開いていただきたく、その他の方にも集まれるような、そういう多目的ホールにしていただければ幸いだと存じます。以上です。

本間　はい、どうもありがとうございました。あと浅見委員いかがですか。特に今の話に限定しなくても。

これからの中興大学

—百周年後—

浅見　先程からいろいろお話を伺つて同感

出来るところも多いのですけれども、このすばらしいキャンパスと非常に情熱的な先生方の下で、大学教育を受ける学生は幸せだなあと私は感じました。私共は非常に狭いおよそ思索するような場所がない駿河台で育つてきましたから、胸を張つて自慢出来るような校舎、これは幸せだと思います。

最近私は、二、三ちょっとシヨックを受けたことがあります。ある若い弁護士の結婚披露宴に呼ばれたときのことです。その中で慶應の先生の祝辞の中で、あからさまに中央大学を、私共の感じでは非難していると思う点がありました。中央大学といふのは視野が狭い。つまり中央大学から司法試験を除いたら何もないと言わんばかりなんですね。慶應大学はそうじやなくて、各界に活躍しているということを言われて、

私は、いささかショッキングだったのですけれども、そう言われると、彼らはいわゆる国際的な人間を輩出しているのも事実です。つまり、特に法曹の場合、語学が出来る弁護士を養成している、というようなことを言わんとしていると思うのです。確かにこれから法曹が国際人として活躍する場合には、まだ中央大学は、そういう意味の非難を甘受しなければならない面が多いと思うのです。だから特に一流大学としてこれから雄飛するためには、そういう意味の語学教育を特に重視して、国際的に通用する人材を教育してもらえば、さらに評価は上がつてくるのではないかと、こういうふうに思います。

本間　なかなか大事な点だと思いますが、

荻原委員、この際ひとつ。

荻原　皆さんのお話を承つて同感で、特に私が申し上げるようなことはないので、一つだけ、質の良い学生の集め方といふことで感想を申し上げます。

先程からいろいろご意見が出たけれども、問題は質の良い学生というのはどういう学生をいうか、という視点が今日変ってきて

いるのだろうという気がするのです。

大学受験界では、いわゆる偏差値というものがって、その偏差値の高い人が入る大学を一流大学だと考えているし、またそれが偏差値の高いのが質の良い優秀な学生である、という世間一般が認識を持っているのではないかでしょうか。ただ、ここ数年みてますと、大学の方もいろいろ考えてきて、質の良い学生というのは、今の受験という形の中で成績が良い学生が将来的な人材養成の上で、必ずしも好ましいとは言えないという視点から、先程来出ています、いわゆる推薦入学制度だとか、面接試験の導入、或いはその配分の率を上げるとか、中にはある科目でトップを取れば、他の科目はどうであっても合格させるとか、いろいろな形を取ってきておるようですが。

そういう意味でこれから中央大学が質の良い学生を集めると、質の良い学生とは、いったいどういう学生であろうかという視点を、やはり忘れてはならないのだろうという気がします。質が良いといふ判定は大変難しい事だらうと思いますけれども、そういう視点をもう少し突き詰め

て、考えていくべきではないだろうかという感想を持っています。以上です。

本間 ありがとうございました。内野委員、あとありますか。

内野 先程来の話で、これらの比較と今後のことについて考えてみると、質実剛健、家族的情味なんていふのは、そのままいいじゃないか、錢金のことを言わずに腹の据わったやつを育てるということです。今ま、そして実学重視でそのままスローガンは、そのまま掲げなければいけないかというふうに思います。渥美先生、さつき各種学校だと言われたけれども、早稲田の友人などは「お前のところは講習会だ。」と、こう言つております。それでも結構でございまして、何はともあれ私は、「今までの中央大学で一番いいところは、ドジな学生を入れて、出る時に使えるようにして出していった。この格差が一番大きいのは中央大学だ。日本中探してみる、そんな大学はあるか」と、こういううぬれをを持っております。そういう意味で講釈を言わん、とにかく勉強する。中津先生の言われる担任制でも何でもいいから、もう

やっぱり馬車馬のように勉強する奴をますコース制でも何でもいいから、とにかくやらせようじゃないかと、この辺が出発点だとあります。もういっぺん予備校になりさがり、ミニ東大を目指そうとどうしようと、ひたすらにやつていくというのが原点じゃないか。なまじっか総合大学を目指す、といつて偉そうなことを言うものだから焦点がぼけてしまう。だからもう一度各種学校に帰つて、叩いて叩いて叩きまくろうじゃないか。ひょっと気がついてみると、ちゃんと早慶に一致したところに人材の数字がいるんだね。会社の重役であろうと代議士であろうと、気がついてみたら使える人間がいたという、そんな中央大学で、そんな地味な大学でいいじゃないかというふうに思つております。

いろいろ淋しいところもありますが、そんなものはおいおいの話で、方向としてはそうやって行こうと、奨学金の話もO.B.がどんどん金を出しやいいんじゃないですか。あれは先生、税金は控除になるんですか。

真田 (うなづく)

内野 法曹会に私は前々から語りかけてお

るんだけれども、だれもそっぽを向いて言ふことを聞かんから。これを機会に大いに、「お前は学校にものを言うなら錢を出せ。」と、大いにやつてもらいたいと思います。(笑い)私は出す気十分にございます。

そんなことで、質の良い学生が集まるの

なら。雑談になりますが、もう一つだけ、ただ学生と先生と施設があれば良いもんじやなくて、経営がなければいかんね。「大學經營はこうやるんだ。」といふ経営者が不在なんだね。中央大学が一番良くなるのには俺が理事長やらなしじゃがないか、といふには今思ふわけだけれども(笑)い)、しかし俺がやるとすれば、年俸一億円ぐらいもらわにや出来んもんだからどうにもならん。愛校心の塊の俺がやるべきだと思うけれどもそもそもいかんとすれば、現在のスタッフでどういう視点で大学を作り上げていくのか、皆さんでは非經營の視点を入れて、よし、こうやって經營しよう、こうやってやろうという、必死になつてやつてもらいたいと、そうやって質の良い学生を取るという点については、共通一次を受けた連中を何とか引っぱり込む方法がな

いんですかね。「共通一次で何点以上はうちは取るよ。」というような方法も一つの方法じゃなかろうか。国立とかけて損がないというような視点も一つあつていいかという気がいたします。

本間 久し振りに内野節が出たところでござりますが、教学の先生でまだ今村先生がご発言なかつたですね。帰られたのですか。

小菅先生ですか。

小菅 私、哲学担当なんですが、言つてみれば、この三のり、総合大学としてとあります、本学が総合大学を目指すようになつた一つの結果として、私なんか法学部の専任スタッフとしているのだろうと思いまが。質の良い学生ということについて一言感ずるところを申し上げたいと思うのですが。質の良い学生をという議論が、もしそうすることによって、例えば司法試験の合格者の数を増やすとか、より良い就職先を目指すと、あるいはそういう学生の数を増やすというふうに繋がるとしますと、一種の教員としての職業的良心といふのでしょうか、我々の仕事はどうであつてもいいのかと言いたくなりります。もち

ろんどうだつていいとはおっしゃつてないわけですが、先程も質の良い学生の集め方のみならず、質の良い教員の集め方というような議論もあったようなんです。私は間口のところで学生と接していまして、いつも思うことは、質が良いとか悪いとかということは私は考えたくない。入つて来た学生をある状態にまで持つて行くのが我々の役割であり、仕事なわけですから、入試の問題や、人の集め方というのは別に考えたい。質の良い学生を集めても悪くすることもあるわけですから、教師の仕事から考えて、けば集めるだけの問題ではなくて、その(6)にカリキュラムというのがありますけれども、我々が、ともかくも集つて来た学生に對して何をするか、ということが当然ながら問題になるわけです。

それで、私は急がば回れということ、学生に自由な雰囲気を与えることが、最も大切な問題になるわけです。

渥美先生は先程、助け合う精神ということをおっしゃいましたけれども、僕は全くそのとおりだと思います。どうしたらそういうものが出来るか。繋がりというものが言わされました。どうしたらそういうものが出来るか。やはり、それには我々の方が学生を拘束し、管理するのではなくて、自由な雰囲気を与えていくということが、まずはもって必要だらうと思います。これは、そういうものがあれば自ずと学生は育つていい、という感じで、「それ」と、ご心配なのはもつともかと思ひますけれども、多摩に来てまだ六、七年、それから今日、話題に

生がお互いに自ずから作り出していくものを大事にする。それを受け止めていけるような伝統と制度を築きあげる。これが私たちの仕事でなければならないと思つております。

そこからいきますと、法職あるいは法律の専門的な勉強といふことにいきなり突っ込んで行くのではなくて、やはり回り道をするといいましょうか、突っ込みたい人。或いは突っ込ませたい人から見れば、とんでもない回り道になるわけですが、じつくりといろんなものに関心を持ち、いろんな経験をし、一見無駄なようでもやはり無駄でない。ということをわからせるような環境づくりが、一番大事だろうというふうに思います。こちらに来てから今、特に管理主義というものが目立つておりますが、心配しているのですけれども、法職の講座といふものによつて、あまり学生を締めつけることによつて、もう一つの管理主義といふことに結果としてならなければいいが、ということを私は一番心配するのです。

我々、「間口」教員の方は我々のほうなりに将来を心配し、一人でも多くの司法試験合格者が出来ればと思っておりますけれども、自分の経験からいきますと、ゆっくりと勉強している人のほうが意外と早いといふことを、わずか九年ですから大した経験ではありませんけれども、そういう学生のほうがスムーズに入つて行くように見えてます。

そういう合格のしかたをごく自然に是と受け止めるような環境を大学内に作ることによって、中央大学の法学部学生は、司法試験に落ちるか落ちないか、のどっちかだというふうな悪評も、克服されていくだらうと考えております。

本間 ありがとうございました。なかなか難しい問題で、それは中央大学も二六〇校ある私立大学の中で上から数えればつと上の方にいるわけなんですけれども、それでもやはり各種国家試験やその他、成績や就職率が悪くなれば我々も心配になるわけで、偏差値についても、あるいはドジを入れて育てるという意見もいろいろあると聞いて育てるといふ意見もありますけれども、やっぱり高校時代に苦労して勉強して、基礎的な語学力とか読解力をつけてきている学生の方が、大学教育や専門教育を受けければ、早く伸びるといふことは間違いない事実なんです。出来ない人を入れて育てようといふなら、入学試験何も要らないで先着順で入れても同じような結果が出来るかというと、とてもそ

いう人が意外に少ないのにも、私は驚いています。そういうことも余りにも狭いところに焦点を置いているからそういうことで、もっとゆっくりした人生勉強といふことをここでさせてあげれば、結果としてそのほうがすばらしい人材が出て行くだろうというふうに私は信じています。以上で

んなわけにはいかないと思うのです。そこ

おきます。

ます。

はなかなか私立大学中央の存在意義という
のは、社会の底辺をじやあ育てるという
ことで徹するのかということなら、もう司
法試験一番とか、何とか一番というのはや
めればいいということになるわけなんです。

それぞれ大学デパートで何とかやれるんだ
と、陸上もやれるんだという特色を以前は
守ってきたという点を、「夢よもう一度」
というさつきの森田委員の意見としてあつ
たんじゃないか。なかなか深遠な問題を含
んでいると思うのですが、どうでしようか。

司会は言うチャンスがないものですから、
どさくさに紛れて（笑い）言わせていただ
いたわけです。時間も大変過ぎましたが滝
沢委員から始まって非常に大事なご質問め
いたご発言が相次いでいましたので、ここ
で網羅的に学長はちょっととご退席になつて
おるところでございますが、学部長から簡
潔に漏れなく一つお願ひします（笑い）。

真田 まず、今、大学内外の状況について
の価値評価については、先生方によつては
意見がさまざまに異なる問題でござります
から、私はその点、事実だけをお答えして

ます。まず百周年記念館につきましては、私は
たまたまこの建設にかかる委員会の委員
でございますが、これはもう答申を理事長
に出しました。今週の初めでございます。
これは信部先生とも協議いたしまして、法
曹会のご意向を十分に受け入れて出してござ
ります。問題ははたして寄付金が集まる
かどうかという点でございます。どうかご
協力のほどをお願い申し上げます。

それから、その前に、法学部教員の中大
出身者の問題がございましたが、今、法律
学科のスタッフは四七名おります。大学院
まで視野に入れて考えますと、学部は中央
大卒で、大学院はよその大学へ行つたとい
う方は九名おります。この事実をご承知お
き願いたいと思います。

それから国際化でございますが、国際化
はともかくこれは非常に残念でございます
けれども、早慶から見ますと大変な遅れを
取つておると思います。非常に残念な限り
でございます。このことは早急に何とかし
なければならん。ある意味で、私自身もい
ら立ちを持ちながらこれに取り組んでおり

ます。

それから偏差値の問題もございました。

偏差値を上げる一つの手段として、学生数
の問題があろうかと思います。確かに上智
大学が今、どんどん伸びてまいりました。
私、上智大学法学部に友人がおります。彼
に学生数を聞いてみると学生二五〇名で

す。わが法学部の場合は一一〇〇名ですか
ら、財政的に「よくやつていいねえ」と尋
ねますと、イエズス会からの寄付金で充當
し、これが予算の半分に当るということで
ござります。私共は全く学生の授業料と国
からの補助金でやつておるわけですね。イ
エスズ会のほうも「最近は日本も金持ちな
んだから、我々から金を取るな。」と言つ
ているそうでございますけれども、そういう
事実があることをご承知願いたいと思
います。

それから教育の問題、正にそのとおりで
ございまして、出来ない学生を出来るよう
にして卒業させるのが我々の教師たる者の
職業でございますから、このためには何を
するかということで、今、法学部が第一に
取り組まなければならない最大課題の一

は、この教育の問題でございまして、先程も冒頭の挨拶の中で申し上げましたように、この問題は、現に取り組んでおり、可能なところから速やかに実現していきたいと思っております。以上事実だけご報告申し上げておきます。

本間 では渥美先生。

渥美 事實を申し上げるだけにとどめます。

確かにわが国では大学間の教授の交流はおそらく十分ではない。確かに今のご指摘のように東大では外部から出来上った学者をリクルートし始めています。その背景にも目を向けてみたいと思います。東大は、多くのいくつかのルートを持つっています。まず東大の卒業生や東大の助手又は大学院の卒業生を予定された傘下の大学に送り込むルートを確保しています。そのような人々をそれらの大学では受け入れる伝統があるのです。良い大学を出た人だからという理由で、それらの大学は採用するのでしょうか。

わが国には、本当の意味での学者の競争、リクルート市場はないわけですから、その大学で助教授となり、そこで成果を挙げる、中央大学の教授となり、東大出身者

である教授間の競争で、最後に東大の教授になるといった、一種のシステム作りを東大関係者はしております。着々と成功しつつあるというわけです。

もちろん東大のこのようなシステムとは独立した拠点となっている私立大学、これには中央大学もありますが、このような私立大学があります。

独立性の強い、このような私立大学の教授を東大が迎えることにはなってはおりません。つまり、層の厚い大手の東大のリクルートシステムと、小型の独立型のシステムがわが国にはあるのです。この独立のシステムが十分働いていないといつて、廃止すると、東大リクルートシステムばかりが残ることになってしまいます。この結果は、日本全体から見て良いことではないだけでなく、もちろん、研究者養成を目指す中央大学のような大学にとっても、良いことではありません。そんなことをしていると、中央大学は常に各種学校にとどまるか、東大の傘下の私学となってしまいます。

中央大学の卒業生、大学院の卒業生で研究者を希望する者を受け入れてくれ、そこ

で優秀な成果をあげれば、中央大学に戻つてももらえるようにしてくれるようなチャネルはありません。卒業生の協力も得て、中央大学グループとか、他の私学との提携システムなどを作らなくてはなりません。御協力を是非お願いしたいと思います。

出了諸君達だけが学問的に優秀であるなどとは考へてはなりません。われわれはそのような自負を持ちたいと思います。

つぎに他の私立大学との協力関係はどうなるだろうということになると思いますが、この点でもやはり学ぶべきは早慶の関係でしょう。早慶が張り合って協力しているように、どこか、張り合って一緒に私立大学の中で交流できるような仲間の大学を作ることができればいいと思います。そのためには、早慶がやりましたように野球で対抗したり、バレーで対抗したり、ラグビーで対抗したり、種々の分野での、学問研究の分野に限定されない交流を考えなければならぬであります。そのような長期展望に立った基礎づくりを時間をかけてやらなければならぬよう思います。

さて叱責は有難いことですが、それにこたえて我々も今後よく考えながら人材の養成をしていかなければならぬと思います。しかし、今、すぐに他大学から先生を入れれば、入れておられる外観をとれば、教員の質が良くなるかと言うと、必ずしもそうではないと思ひます。東大を定年でおやめになつた先生方を迎えるといった方法では、はたして、自前の研究者の養成につながるものか、またそれにより後継者の養成ができなくなつてしまつたりすることにもなりかねません。大学院で学生を育てているのに、彼等がオーバードクターになって、どこへも行けなくなつてしまふというようなことで、はたして長い将来が支えられるものかどうか、その点も考えなければなりません。ただカンフル注射は要ります。ですからカンフル注射は考えますが、カンフルに麻薬を使つような愚は避けなければならないのです。この点も、そろそろ十分な議論のうえに、計画を樹立すべき時期に来てゐるであります。

もう一つは、東大の場合もどうであります。それと、卒業生と中央の教師が共同して研究する機会、例えば判例研究会などを卒業者が積極的にリードしていただきたいと思ひます。そのような協同作業のなかで、中央大学の学風が生れるようと思うからです。

第三に、偏差値の点について事実の説明をさせていただきましょう。偏差値の高いところだけが学生の優秀を示すものではないことはおっしゃるとおりです。共通一次の制度は私立大学を良くしました。「中央大学は下がつた、下がつた。」と言います

立つ方が、むしろ正しいのではないでしょ
うか。

他の国立大学はどうなつたでしょうか。

中央大学の後塵を拝しているのです。旧制帝国大学のなかには中央の後塵を拝しているものさえ出てきているのです。そういう事実もあるということをご存知いただきた
いのです。東大と慶應と早稲田だけが大学ではない。中央大学もよちよち進んでおり
ますが、共通一次との関係で言えば、国立大
学がずっと共通一次試験を採用しつづけ、
偏差値信仰を続けてくれればくれるだけ、
私立大学は良くなるチャンスを多く持つこ
となると思います。その意味で国公立が
できるだけ科目数の多い共通一次試験を採
用しつづけてくれるように、その制度を支
持しましょう（笑い）。

偏差値について申しますと、慶應の法律
科は高いのです。その原因には、種々のも
のがあるのです。慶應義塾の高等学校から
入って来る学生がおり、また推薦入学の学
生がいます。入学定員から、これらの入学
者を除くと、通常入試で採用する学生の数
は減少します。これに対して志願者が多け

れば、偏差値は上がることになります。偏
差値といふものにはこのような事実も関係
してくることと知つていただきたい。

第五に、先程、内野君が非常に良いこと
を言つて下さった。それほど出来のよくな
い者が入学して、それをよくする大学が中
央だと、朝日の笠信太郎さんが三〇年代
の終わり頃にいわれたことです。

大学を専門学力をつける施設とみれば、
日本の中で一番良い学校だらうと笠さんは
おっしゃつたのです。その時のことやは
りある程度肝に銘じなければいけないこと
だらうと思います。あの頃の学生は就職試
験で、とくに法律の試験で、自分の力を発
揮して会社に入つて行きました。その頃は
中央大の学生は筆記の入社試験には強かつ
たのです。現在では、単なる大学での知識
の取得を確かめるだけでなく、幅広い、リ
ンクアップをもて、組織力を發揮できる
人材を企業も求めています。

学力は、企業が求めている要件の一つで
しかなくなりました。態度は洗練されてい
るか。思考は柔軟か。その学生の信頼度を
はかる家庭環境はどうか。友人を多く持つ

ているか。その企業のカラーにその学生が

適合するか、といった複雑な基準で採用が
決まります。別の言葉で言えば、企業での

人材採用には「裁量」が働いています。そ
の裁量に当つて、中央の学生が有利にな
り得る条件を、とくに卒業生を中心を作り
上げていく努力が、今まさに必要になって
います。中央関係者全体の協力なしにこの
ようなことは実現できません。その意味で、

法曹会の卒業生よりも、企業の分野、組織
で活躍しておられる先輩の力を結集し、父
兄の力を借りる必要は高いと思います。そ
のための計画とシステムを樹立すべきでし
ょう。この点では、早慶に大きくなれをと
つていうように思います。社会に人を送り
出すこと、就職の機会を広げる努力をする
ことが、大学で邪道だと言わっていました
が、果たしてそう言つてよいのかどうかを
再検討すべきでしょう。

ともかく悪い面だけではなくて、当然な
がら中央大学にも良い面もあるのです。先
程、小菅君が言われたように、人間的な幅
の広い人間が生まれて来れば来る程、大学
は将来きっと大きくなるのだと思います。

だが小菅君が言われるよう、あんまりの
んびりしていると（笑い）、世間の評価が
落ち、一旦落ちるとそれを回復するのは、

とても難かしくなります。良いところに上
がるのは大変努力が必要のですが、落ち始
めると非常に簡単です。今、中央大学は大
事な時期にあると思います。そこで少し頑
張って行こうという気運を、教員だけでな
く卒業生の中にも、つくり出さなくてはな
らないのだと思います。

滝沢先生の御指摘に対する説明というか
何か口実ばかりを申し上げたようですがれ
ども（笑い）、ご勘弁を賜わりたいと思
います。

本間 身内だからこそあらが目に付くこと
があるという感じなんですね。中西先生
どうぞ。

中西 先程、柳沢先生がおっしゃったコー
ス制の件ですけれども、これは現在取つて
おりません。ここに資料が出ておりますけ
れども、現行のカリキュラムは群制になつ
ております。各群の中から何単位まで自
由に取るという制度でございます。このカ
リキュラムは改正が提案されてから、かな

りの年数をへて、ようやく一昨年から実施
されたものです。

ただ、これはカリキュラムの欠陥という
よりも、ガイダンスをしっかりとおりま
せんので、学生はかなり偏頗と言います
か、むしろ取りやすいものをつまみ食い的
に取つている傾向があることは事実でござ
います。カリキュラムの方については、

以前から渥美先生の方からも、東大の方式
とか国立大学の方式などもいろいろ紹介
されておりまし、私も興味を持ってい
ないわけではございません。また法曹会
のほうからもご注文がおありのことと思
います。いずれにせよコース制の問題はカリ
キュラムの問題として、検討させていただい
たのが良いのではないかと思います。

ただし、今のカリキュラムのままで、
ガイドランスを早急に強化するというような
ことは、すでに教授会でも意見が出ており
ますので、法学部内におかれている委員会
等でも、是非早く取り組みたいと思ってお
ります。

本間 是非そういうご研究の成果を私共の
方にも一つ参考までにお教え願えれば、心

配している内輪の連中としては大変心強く
感ずる次第です。是非その点をお約束いた
だければありがたいと思います。最後に川

添先生、終わりになりましたが何か。

川添 多摩校舎の見学の方が隣りの部屋で
パーティを開いておられますので、その方
々へのご挨拶のために中座し、失礼いたし
ました。

その中座した間にどういうふうに議論が
進行したか存じませんので、流れから外れ
るかもしれません、二、三の点について
述べさせていただきます。

第一は、安藤先生から『学員時報』に私
が「魅力ある大学にしたい」ということを言
いながら、具体策については何も触れてい
ない。「という趣旨のお叱りをいただきま
した。この点は学長というものの立場をど
う見るかにかかわってきます。

会社のワンマン社長ですと真っ先にビジ
ョンを掲げ、旗を振つて「ついて來い。」
という格好になろうかと思いますが、中央
大学の場合は、そういう学長ではちょっと
とまずいのではないかと思うのです。むし
ろムード作りと申しますか、総意を結集す

ることに主力を注ぐ必要だと思います。

ただ、言わず語らずのうちに自分の姿勢と
いうものが、そこに反映するというぐらい
がちょうど良いのではないか、というよう
に考えております。抽象的なことしか申し
ませんでしたが、その点、一つご了解いた
だきたいと思います。

それから第二点は、コース制のこと、今、
中西先生からお話をありました。私は現
在のカリキュラムが決定されました時に学
部長をやつておりました関係で、ちょっと
その点、補足させていただきます。当時カ
リキュラムの改訂が一〇年越しに議論され
てきました。最後の段階で二案が対立い
たしました。第一案は一橋とか京都方式と
いいますか、非常に自由選択の形を尊重す
る方です。もう一つは東大方式で、コー
ス別になっています。この二つの考え方が
全く対立したのです。大勢は、自由選択の
方式でした。ただし、無制限に野放しにし
たのではないので、ガイダンスを設
定して、うまく指導していくならば、コー
ス制の狙いも実質的に達成でき、しかも

いろんなバラエティを持った学生の要求に
も応え得るのではないか、という結論でし
た。そういう点で決まりそうになったので
返しがありました。それでその妥協の形
で現在のカリキュラムが出来上っています。
大体私の記憶ではそういう形になつてお
ります。ですから意味では性格が不明
確になったという問題点もあります。しか
し運用いかんによつては、かなりうまく運
用出来るというメリットも持つていると思
います。それが今、中西先生が言われたガ
イダンスを検討しようというご発言に繋が
つて来るのだろうと思います。

ちょっと中座しておりましたので全体の
流れがわかりませんので、自分に関係のあ
る二点だけを述べさせていただきました。
本間 どうもありがとうございました。そ
れでは時間も五時になりましたので、一応
本日の座談会はお開きにさせていただき
たいと思います。(拍手)

本間 なお余談でございますが、百周年を
契機に初めての試みであったわけですが、
学部長からも、これをよき前例として本
日を総論ということで、また各論にわた
ることにつきましては、あまり遠くない将
来、是非第二回目をやろうではないかとい
うお話がありましたので、法曹会としても
是非お願いしたいと思っております。よろ
しくお願ひいたします。(拍手)

最後に幹事長から一言ご挨拶申し上げま
す。

おわりに

アンケート

① 中大生の意識調査

—中大の魅力のなさは入試の偏差値が原因か？—

現代の中大学生、とくに法科の学生は母校中大をどう評価しているか。

昭和五九年五月に行われた法職講座の開講式で集つた在学生に、配布されたアンケートに対しても寄せられた回答率は五九%と六割に満たなかつたが、当初の予想を上回る回収率であった。その上、二七六通の回答者の内、實に五〇余名がアンケート用紙の余白に、○×式だけでは表現できない思いのたけを長文で書き連ねている。

どうすれば多摩移転後の中央を魅力のある大学にすることができるか、その方策を探るには在学生の意識調査が大切な情報源となると信じて、このアンケート

は行われた。このところ法学部の入試合格者の成績順で上位百名のうち、入学手続をする者が二割に満たないという現実は、かつての黄金時代に中大の榮誉を担つて来た一学年約百名の実力者層の大部分が、他学とくに早稲田に流れ、早稲田の実績向上に寄与している。

ることを雄弁に物語っている。私学への社会的評価は、ごく一握りのOBの社会的活躍と実績によって左右されて來た、過去の歴史的現実を直視することが必要である。入試の難しい、従つて偏差値の高い学部であるという評価が、いわゆる有力予備校や有名高校が主流をなす受験界で定着しない限り、実力のある従つて中大の実績向上に寄与できる受験生を集めることは殆んど絶望的である。雪崩的低落傾向のうちにも未だ余韻の残つている“中大法科”的伝統の火が消えない内に、起死回生の策をうつことが責任ある大学に期待される所以である。

資料一

法職講座を受講する皆さんへ！

(アンケート)

中央大学法曹会会報編集委員会

貴方に該当する項目に○印をつけて下さい。

1 貴方が中大に入学した動機は？

a 法律を勉強しようと思ったから。

b 法曹を志したから。

c 他に入る大学がなかつたから。

d ただ何となく。

2 中大以外に受験した大学は？

a 明治大学 b 法政大学 c 立教大学

d 早稲田大学 e 慶應大学 f 東京大学

g 一橋大学 h 都立大学 i その他

3 貴方は浪人の経験がありますか？

a ない。 b 一年ある。 c 二年ある。

d それ以上ある。

4 中大に魅力的な点があるとしたらどんな点ですか？

a キャンパスが広くて新しいこと。

b 教授陣が立派な顔ぶれなこと。

c 伝統があること。（とくに法科に）

d 運動競技に強いこと。

e 司法試験に受かり易いこと。

f その他

5 入学してみて、失望したことは？

a 休講が多いこと。

b 学生数が多いこと。

c 授業が満員で聞こえないこと。
中大の実績が低下したこと。

d (司法試験の合格者数など)

e 授業内容がお粗末なこと。

f その他

6 中大にシンボルとなるものがあると感じますか？

a ない。 b 学長にある。 c 理事長にある。

d 総長職務代行にある。 e 伝統にある。

f 校舎にある。 g 教授陣にある。 h その他

7 貴方は司法試験を受ける意思がありますか？

a 全くない。 b 少しある。 c 大いにある。

8 (7でb、cと答えた人に) 在学中に合格しなかつたら、どうしますか？

a 留年する。 b 卒業して浪人する。

c あきらめて就職する。 d 勤めながら勉強する

e その他

9 (7でb、cと答えた人に) 卒業しても勉強する

としたら、何年やるつもりですか。

a 一年だけ b 二年 c 三年 d 四年

e 五年 f 受かるまで

10 (7でb、cと答えた人に) 司法試験に合格した

暁には、何を志望しますか？

a 裁判官 b 檢察官 c 弁護士

11 d その他

(7で a と答えた人に) 卒業後何の職業につきた
いと思いますか?

a 公務員 b 自由業 c 会社員

d 自家営業 e その他

12 (7で a と答えた人に) 中大を卒業することにど
の様な意義を感じますか?

a 伝統ある法科の中大を出れば、社会でハクがつ
く。

b 在学中法律を勉強して実力をつけることが狙
い。

c 他の志望校が受からなかつたから、止むを得ず
入学しただけ。

d とくに意義は感じない。

e その他

13 中大が一流大学だと思つていますか?

a 思う。 b 以前はそうだが今はダメだと思
う。 c 全然思わない。 d その他

14 (13で b、c と答えた人に) 将来、中大が一流に
なれると思いますか?

a 思う。 b 思わない。 c その他

15 学研連その他の研究室は利用価値があると思いま
すか?

a 思う。 b 思わない。 c 存在を知らない。

16 語学をはじめとする法律以外の一般教養科目や、
専門科目で司法試験の選択科目に入つていいもの
の履修の必要性は?

a 全く不必要。 b 必要とは思うが余裕がな
い。 c 必要と思つて力を入れる。 d その他

17 貴方の卒業した高校は、いわゆる受験校でした
か?

a そのとおり。 b 多少そうだった。

c 全く違う。

18 貴方は高校時代エリートだと思われていまし
たか?

a 思われていた。 b 多少思われていた。

c 全く思われない、落ちこぼれだった。

d その他

19 入学試験を受けないで入れる推薦入学制度をどう
思いますか?

a よい制度だと思う。 b 悪い制度だと思う。

c わからない。

20 中大的入試で上位で合格した少数の人に授業料免
除などの特典を与えることは、優秀な受験生を集め
るよい方法だと思いますか?

a 思う。 b 思わない。

21 予備校が週刊誌その他で発表している中大の入試

の偏差値が、私立大の中で余り高くないことは、貴方の入学に際し心理的に影響がありましたか？

- a 全くなかつた。 b 少しあつた。
c 大いにあつた。 d 中大の偏差値など知らなかつた。

22 将来、中大の偏差値がもっと高くなれば、優秀な受験生がより多く集まると思いますか？

- a 思う。 b 思わない。 c わからない。

23 貴方は入学試験（三〇〇点満点）で何点位得点したと思っていますか？

- a 二四〇点以上 b 二四〇点～二〇〇点
c 二〇〇点～一五〇点 d 一五〇点以下
e わからない。

24 中大に入学して嬉しいと感じましたか？

- a 大変感じた。 b 少し感じた。 c 余り感じなかつた。

25 (24でcと答えた人に) その理由は何だと思いますか？

- a 東大など第一志望校に入れなかつたから。
b 他の私大など第二志望校にも入れなかつたから。
c その他

ていましたか？

- a 全く知らなかつた。 b 一部知つていた。
c よく知つていた。

27 教授陣の中に著名な学者がいることは、受験生にとつて中大志望の動機となると思いますか？

- a 思う。 b 余り思わない。 c 関係ない。

28 総長か学長に著名な学者がいることは、受験生にとって中大志望の動機となると思いますか？

- a 思う。 b 余り思わない。 c 関係ない。

29 今日のシンポジウムの感想を一言お願いします。



カスバ

在学生へのアンケート結果の分析

(59年5月実施)

	I 回答率 四六七通中 二七六通 五九%	II 内 容
1	中大入学の動機は、"法曹を志したから"と "法律を勉強しようと思ったから"を合わせる と七八%と圧倒的。	
2	併願校は、早大(三四%)、明大(一四%)、慶大 (一一%)、東大(七%)の順。	
3	現役で入学は三六%。	
4	中大の魅力は、法科の伝統(四四%)、キャンバ スが立派(二八%)、教授陣の顔ぶれ(一六%) の順。	
5	入学後、失望したことは、実績の低下(三 六%)、学生数の多さ(二六%)、授業内容のお 粗末さ(二二%)。	
6	中大のシンボルは、伝統にある(四二%)、ない (一三%)、校舎(一八%)、教授陣(一二%)。	
7	司試受験の意思是九七%がある。	
8	在学中合格しなくとも、浪人する(三六%)、勤	

めながら勉強する(三〇%)。

9 卒業後、二年やる(三三%)、受かるまでやる
(二五%)

10 合格後の志望は、弁護士(五八%)、判、検事(各
一七%)

11 中大が一流大学とは、全然思わない(三一%)、以
前はよいが今はダメ(三一%)、思う(一三%)。

12 将来、中大が一流になれるとは、思わない(五八
%)が思う(二八%)の倍以上。

13 学研連の利用価値を認めるものが約八〇%いる。
推薦入学制度を悪い制度とするもの(四〇%)が、
良い制度とするもの(三四%)を上回っている。
授業料免除などの特典は、優秀な学生を集める方
策として、よいと思う(五二%)と思わない(四
八%)とが接近している。

14 中大入試の偏差値の低さが与えた心理的影響は、
あつたとするもの(合計五七%)が、全くなかっ
たもの(三一%)を遥かに上回っている。

15 全くなかつたものも、将来、中大の偏差値が高く
なれば、優秀な受験生を集められると考えるもの
が四八%と、そう思はない二八%を引離してい。/
心理的影響が少しあつた者は、将来、中大の偏差
値が高くなれば、優秀な受験生がを集められるが六

六%、そなは思わぬが二〇%と差を大きくしてお
り、心理的影響が大きいにあつた者に至つては、こ
の点で集められるが七四%、そなは思わぬが一三
%と圧倒的に偏差値向上の効果を肯定している。
偏差値の低さに心理的影響があつたとする者で、
将来、中大の偏差値が向上すれば効果が上ること
を認めるものは、いわゆる受験校といわれる高校
の卒業生が七四%を占めており、語学や一般教養
科目の履修の必要性を認めるものが八六%に達し
ているが、中大に入学して嬉しいと余り感じなか
つたものが三一%、少ししか感じなかつた者が四
二%もいるのは、他の志望校（第一志望校五二
%、第二志望校三四%）に入れずに、中大に入学
ことができたからである。

② 中大出身三八期司法修習生に聞く

—首位奪回には、学生の質の向上が第一—

第三八期の修習生中、中大出身者へのアンケートは
去年七月、前期の修習が終つて実務修習へ散る直前の
閑暇な時期を狙つて郵送により行われた。現弁護教官
を務める中大法曹会員の御助力により名簿を入手する
ことができたからである。

回収率は六五・六%と割に高く、匿名でと注記して
おいたにも拘らず実名で返事を寄せた上、コメントを
付して來た人が少なくなく、母校への評価の低落傾向
に対する関心の深さを改めて浮彫りにしていた。司試
の成績低下の原因については、二つの原因を挙げた解

したからであるとしている。
著名な学者が、教授陣の中にいることは、受験生
が中大を志望する動機となることを認めるもの
は六一%と多いが、逆に総長や学長に著名な学者
がいることは、志望の動機とはならないとするも
のが六五%もいる。
但し、中大に願書を出す段階で、教授陣の顔ぶれ
を一部知っていたものは四一%いるが、全然知ら
なかつたものは五六%、と過半数であるところを
みると、教授陣に著名な学者がいることが、中大
志望の動機になるとはいっても、その効果は半分
しか望めまい。

以上

答の六四%が学生の質の低下を、解答の六〇%が大学の力の入れ方の不足を指摘している。また、多摩移転は、この人達の合格には余り悪影響がなかつたようである。しかし、都内に受験用設備を求める声は根強い。

資料三

中大出身の司法修習生の皆さんへ

—アンケート—

中央大学法曹会会報編集委員会

あなたの意見に該当する欄に○印をつけて下さい。

1 あなたが司法試験の受験を決意したのは?

a 中大入学前から

b 一、二年の時

c 三、四年の時

d 卒業後

2 受験勉強中に、所属又は関係したところは?

a 学研連

b その他の学内研究室

c 学内の私的サークル

d 他大学のゼミ

e その他の予備校等

- 3 f なし
3 (2でa、b、cと答えた人に)
受験準備のために、

a 他大学のゼミに参加もした。
b 他の予備校にも行つた。

c 所属団体一本に絞つた。

4. (3でa、bと答えた人に)
今になって考えると、

a 学内の研究室やサークルだけで勉強するより、
他大学のゼミに参加してよかつた。

b 学内の研究室やサークルだけで勉強するより、
予備校に行ってよかつた。

c 他に行つても余り効果はない。

d その他

- 5 中大の法職講座を利用しましたか?

a 利用したが効果があつた。

b 利用したが効果はなかつた。

c 利用しなかつた。

- 6 法職講座は役に立つと思いますか?

a 大変役に立つ。

b 余り役に立たない。

- 7 c 全然ダメ
(6でc又はbと答えた人に)

どういう点で弱点があると思いますか？

a カリキュラムの組み方が悪い。

b 大学側の講師の講義内容が悪い。

c 学員側の講師の講義内容が悪い。

d 集まる学生の学力や熱意に問題がある

e その他

（6でaと答えた人に）

どういう点が良いと思いますか？

a カリキュラムの組み方

b 講師の講義内容

c 学生の質や熱意

d その他

9 学研連その他の学内研究室は、

a 所属して大変勉強の役に立つた。

b 所属し余り勉強の役に立たなかつた。

c 所属しなかつた。

（9でbと答えた人に）

何故ですか？

a 自分が余り利用しなかつたら。

b 人数が多すぎたから。

c 学力のある友人が他にいなかつたから。

d 先輩が余り教えてくれなかつたから。

e その他

11 あなたが一番利用価値があると思うのは？

a 学内研究室の利用

b 予備校

c 学内の研究会主催の答案練習会

d 他大学のゼミナール等

e 受験友達のサークル

f 自分の力のみ

12 多摩移転はあなたの勉強に

a マイナスだった。

b プラスだった。

c 余り関係ない。

（12でaと答えた人に）

今後、中大の受験生にとってどうすればカバーできると思いますか？

a 受験コースを特設して都心に建設した校舎を利

用させる。

b 大学周辺の交通機関を整備する。

c 大学の近くに受験勉強専用の施設を作り、卒業

した受験生の便益をはかる。

d その他

14 中大出の合格者が減少している理由は？

a 偶然だと思う。

b 大学の力の入れ方が足りない。

c 卒業生が学内研究室を利用できない。

d 中大生の質が低下して来た。

e 環境のせいで勉強に熱が入らない。

15 中大の法学部は、法律学科と政治学科に分かれていますが、今後は、前者を、

a 東大のように私法コースと公法コースに分けた方がよい。

b 受験コース（仮称）と就職コース（仮称）に分けた方がよい。

c 現状のままで受験用のコースを特設するのがよい。

d 現状のままでよい。

e その他（ご意見があればどうぞ）
(14でbと答えた人に)

16 中大生の質の低下を防ぐ方策は？
a ない。
b 今いる在学生や卒業生が頑張って、各方面の実績を上げて大学の評価を高めるしかない。
c 教授会が授業の仕方や人選に、もつと工夫することが先決。

d 入試の偏差値を高める工夫（入学発表者数を減らすなど）をして、難関であることの印象を世間に抱かせればよい。

e その他（ご意見があればどうぞ）
17 今後、司法試験の中大出身の合格者数はどうなると思いますか？

a 今と変らない。

b 減る一方。

c 増える。

d 判らない。

18 中大出身者が合格者数で首位を奪回できるための方策は？（第一と第二に○を）

a 大学のカリキュラムの是正

b 教授の人選如何

c 学生の質の向上

d 学研連等研究団体の強化（浪人対策）

e 都内に受験用施設を作ること

f その他（ご意見をどうぞ）

以上

資料四

司法修習生（第三八期）へのアンケート

結果の分析 (59年7月実施)

I 回答率 六四通中 四二通 六五・六%

II 内容

1 受験を決意した時期は、三、四年の時が一番多く

く三八%、中大入学前からが三一%。

2 学研連に所属していた人が全体のほぼ半数いる。この内、他の予備校にも行った人が、殆んどである。その内の六八%の人が他の予備校にも行って良かったと思っている。

3 法職講座について。

利用しなかった人が六七%で過半数だが、法職講座の開始時期が遅かったことにも原因がある。

利用した人のうち、効果を認めた人は七%しかいない。余り役に立たないと思っている人が七三%と大部分である。

その理由は、大学側の講師の講義内容が悪いとするものと、集まる学生の学力や熱意に問題があるとするものが、一三人と一二人でほぼ同数。

カリキュラムの組み方が悪いとするものが、一〇人とそれに次ぐ。

4 利用価値があるのは、第一に予備校で四三%。

次に学内の研究室で二六%。学内の回答は一九%と低い。

5 多摩移転は、自分の勉強にマイナスだったと思う人は、余り関係ないとと思っている人と同数。

マイナスだったと思う人は、都心に受験コース用の校舎を特設することを提唱している。

6 中大出の合格者が減少している理由について

は、中大学生の質が低下して来たことに求めるものが、六四%と最も多く、次いで、大学の力の入れば、学部の分け方は現状のまま、受験用コースの特設がよいとするものが、五七%と最も多い。

7 中大生の質の低下を防ぐ方策としては、

今いる在学生や、卒業生が頑張って大学の評価を高めることに求めるものが、四一%と最も多いが偏差値対策を特に強調するものもいる。

8 今後の中大出身合格者の見通しについては、減る一方と見る人が、八六%と圧倒的である。

9

中大出身者が合格者数で首位を奪回できるための方策は、

第一に、学生の質の向上 四五%

第二に、教授の人選

三八%となつており

研究室の強化や、カリキュラム是正、都内に受験用施設などの方策は、二六~三〇%と上記三つの方策に及ばない。

以上

中央大学法曹会会則

(制定昭和44・5・17 改正55・5・27)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法

曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長

五名

三、常任幹事 五百名以内

四、幹事 二百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき隨時その諮詢に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おののおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十条 総会は定期と臨時とに分ち、定期総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

副議長は議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十二条 幹事会は年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する

事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもつて組織し、年四回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

この会則は、昭和五七年六月一日から施行する。

附 則

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による

臨時総会召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規定の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 1 東京弁護士会所属会員中より 八〇名以内
- 2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 4 都内各裁判所所属会員（判事出身の

この規定は、昭和五五年六月一日から施行する。

附 則

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

- | | | |
|---|----|----|
| 1 | 局長 | 一名 |
| 2 | 次長 | 五名 |

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

次長はその担当事務について局長を補助する。

この規定は、昭和五五年六月一日から施行する。

5 都内各検察庁所属会員（検事出身の
公証人を含む）中より 二四名以内

都内各検察庁所属会員（検事出身の
公証人を含む）中より 二四名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会の事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中大法曹会選出の中央大学 法職講座運営委員会委員	一名
二、東京弁護士会ブロック	四名
三、第一東京弁護士会ブロック	二名
四、第二東京弁護士会ブロック	二名
五、裁判所ブロック	一名
六、検察庁ブロック	一名

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置く。
委員長は第三条に定める委員のうち、同条第一号の委

員を除いた委員で互選する。

委員長は会議を招集し、議長となる。

(審議事項)

第六条 委員会は第二条に定める目的を達成するため、隨時審議決定する。

(意見の陳述等)

第七条 委員会は必要に応じて中央大学法職講座運営委員会委員長及び中央大学教職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

委員会は中央大学学術研究団体連合会の本委員会と対する委員会と年一回以上、合同会議を開催することとする。

附 則

この規則は、昭和五八年七月二九日から施行する。

昭和五九年四月一六日一部改正



中央大学法曹会役員等名簿（昭和58・59年度）

一、中大法曹会顧問・役員等

(1) 顧問

石田寅雄 兼平慶之助

小池金市 後藤英三

堂野達也 藤井 邇

井出甲子太郎 大塚喜一郎

金子文六 倉田雅充

(東弁)

宮田光秀 山本清二郎

八島三郎 (一弁)

(東弁)

石井一郎 大西保

松井宣 (二弁)

木戸口久治 (裁判所)

(二弁)

(2) 参与

小川泉 戸田宗孝

米田為次 (東弁)

小木貞一 斎藤岩次郎

橋本三郎 (一弁)

近藤三代次 鈴木近治

(二弁)

外村隆 (公証人)

(二弁)

(3) (4)

幹事長 信部高雄 (一弁)

副幹事長

(6) 幹事

佐野真一	糟谷忠男	田宮弘	内山豊	原田秀	岩田豊	繩稚登	篠原千広	及川昭二	赤坂正男
竹村照雄	河野信夫	中津靖夫	小野田六二	山崎源三	岡田錫渕	原鈴佳	木山庫雄	垣岡和	阿部三郎
寺西輝泰	藤原康志	野宮利盛	笠井雄	吉本英	梶原止	松永彦	須藤正	小竹彦	安藤耕
水原敏博	村重慶一	山村芳朗	川坂二郎	依田敬一郎	設樂敏	水上喜	高木茂	木川統一	猪股喜藏
(以上五名) 檢察官	(以上九名) 二弁	山本和敏	坂本建之助	渡辺洋一郎	萩原平	森喜景	滝沢洲右	佐藤義行	内野經一郎

(5)

常任幹事	杉山英己	(裁判所)	安藤章	(東弁)
			寺西輝泰	(58年度檢察廳)
			若林秀雄	(一弁)
			高橋守雄	(二弁)
			佐野真一	(59年度檢察廳)

若松綱信荻安
林家取部原西
秀里孝高静
雄明治雄夫愈

山藤服茅田菅
田井部根中沼
重光邦
雄春彦勉和志
山田哲郎治
倉田恭
金原卓治
稻田哲
伊佐山治
秋知和
芳寛憲

宮羽柴小池
島田坂田
崇忠徹志磨
行義男夫郎

山堀浜天玉鈴
田合坂田木公
辰秀辰郁康
茂夫和雄生洋
児島井公望
亀井平夫
遠藤和夫
石井夫夫

柳深島小伊
沢沢田又藤
義一紀忠
信勝彦久雄
勝彦敬

山本日中田高
本間野村村嶋
忠久茂五謙
義崇三郎男一
笠原桂輔也
小林宏輔
北村忠彦
太田常彦
石渡彦雄
秋山昭一
山渡昭八

山深田斎居
田沢口藤林
賢邦尚與
次郎守雄志
次

横森深名田多
山高澤波村賀
計武倉健勝
昭重久四郎三
護也勝稔

柴紺久木
田野高利
市川満照
浅見昭己
大利範一

吉藤柘篠大
弘本原野
正博賢由忠
美光二宏男

(以上五九名東弁)

安福長谷川
原家辰武
正之夫弘彦
地田嶋春一
白井良彦明
佐伯正明弘
日下文雄弘
奥原喜三郎
伊東正則

(8) (7)

事務局	吉住仁男(東弁)	原高城武志	飯田英夫	佐藤三則	浅香久則	吉田和夫	多田昭三郎	三枝信義	大井勅紀	石竹男
会計監事	松浦森	土屋良恂	今井守児	新岡順登	荒木勝次	村山幸男	田中美登里	鈴木喜三郎	大塚功	今中美耶子

謙(一弁)	水 上 寛 治	寺 西 間 治	乙 部 賢 二 郎	新 矢 英 己	岡 垣 悅 二 学	諸 永 芳 春	千葉 昭 雄	鈴木 雄 誠	大平 恵 吾	岩瀬 外嗣雄
-------	---------	---------	-----------	---------	-----------	---------	--------	--------	--------	--------

林田耕臣(二弁)	山崎 恵美子	中津川 彰	窪田 四郎	窟田 四郎	鹿山 春武	長久保 武	山春 並木	上野一郎	小海正勝	上野操
----------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-----

(以上二六名二弁)
(以上一三名裁判所)
(以上一五名検察厅)

事務局長 松家里明（一弁）

次長及川昭二（東弁）

篠原由宏（一弁）。

上野操（二弁）

河野信夫（裁判所）

五島幸雄（58年度検察庁）

寺西賢二（59年度検察庁）

二、昭和五八・五九年度中央大学法曹会各種委員会名簿

(1) 人事委員会

赤坂正男 小池金市 繩稚 登 水上喜景（東弁）

萩原平 山崎源三（一弁）

◎大西保 野宮利雄（二弁）

山本和敏（裁判所）

窪田四郎（検察庁）

◎印は委員長

○印は副委員長

(2) 会報編集委員会

浅見昭一 岡垣宏和 福家辰夫 ○本間崇（東弁）

荻原静夫 吉弘正美（一弁）

笠井盛男 中津靖夫（二弁）

奥平守男（裁判所）

(3) 中津川 彰（検察庁）
会則改正委員会

赤坂正男

児島平

小竹

耕

鈴木秀雄（東弁）

(4) 法職教育検討委員会
寺西輝泰（検察庁）

新海順次（裁判所）

◎齊藤兼也（二弁）

玉田郁生（東弁）

内野経一郎

木川統一郎

鈴木康洋

細野静雄

岩田豊

◎柳沢義信（一弁）

西込明彦

中村治郎

鈴木喜三郎（二弁）

村重慶一（裁判所）

寺尾淳（検察庁）

森田洲

右（中大法職講座運営委員会委員）

特別委員

榎本峰夫

片岡義広

西込明彦

細野静雄

安田隆彦（東弁）

中村治郎

西込明彦

細野静雄

田中徹

元木徹（二弁）

西込明彦

細野静雄

橋節郎

中津靖夫（二弁）

西込明彦

細野静雄

(5) 大学問題委員会

◎小池金市(東弁)

第一部会 *は部会長

赤坂正男 阿部三郎 日下文雄 佐藤義行 *滝沢国雄

繩稚登 森田洲右(東弁)

大塚喜一郎 岡田錫渕 小木貞一 山本清二郎 依田敬一郎
(一弁)

川坂二郎 坂本建之助 松井宣(二弁)

岡垣学(裁判所)

岩下肇(検察庁)

第二部会

第三部会

市橋千鶴子 猪股喜蔵 奥原喜三郎 紺野稔 佐伯弘

中村茂八郎 横山昭(東弁)

井出甲子太郎 *倉田雅充 原秀男(一弁)

石井一郎 斎藤兼也 田宮甫 中津靖夫(二弁)

竹村照雄(検察庁)

第三部会

石田寅雄 大高満範 児島平 水上喜景 山本忠義
(東弁)

(6)

中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会

糟谷忠男(裁判所)

内山弘文六

＊大西設樂敏

保

宮田光秀

八島三郎(二弁)

村山芳朗(二弁)

竹岡安井田小野依深岩
村垣田宮田澤田
照桂六敬一郎勝豊赤坂日下文雄
神原卓郎
堂達也○児石田寅
繩稚桂平
登輔桂遠藤小竹和
浜鈴木秀耕
登輔桂岩藤吉中笠若深梶
下原田津井林原
肇志和靖康和
肇志夫(二弁)和
野坂渡○宮設樂
宮本辺田光敏
利建洋一郎秀
雄助(一弁)秀
林鈴柳田原須
田木沢口山藤太
耕義邦正彦常
臣誠信雄佳也雄久木野利光
佐伯弘生
水玉田喜景
上喜郁景
萩原(東弁)
山崎源三平

（裁判所）

昭和五八年度、昭和五九年度

中大法曹会会務報告の概要

事務局長 松 家 里 明

一、信部幹事長以下の執行部が誕生して早や二年経過し、任期を終えることになりました。

この執行部が全力あげて取り組みましたのは、いさまでなく“法科の中央”的伝統を維持するため、いかにして多くの優秀な法曹を世に送り出すかであります。

二、そこで執行部は、教授陣の強化充実と法職教育の強化充実を図るために問題点とその方策、法学部の入学試験の改善策について、中大法曹会内の大学問題委員会、法職教育検討委員会に諮問致しました。

諮詢を受けた大学問題委員会及び法職教育検討委員会では部会を設け、更に主査及び特別委員を委嘱し、鋭意答申書作成に取り組まれたのであります。

会務報告書の行事を見て戴くとお判りのように大変活発な活動をして戴きました（主査、特別委員の打合せ会を行事に書き入れますとあまりにも多くなりますのでこれは省略）。

三、そのご尽力の結果、大変立派な答申書を執行部に提出されたのであります。

執行部はこの答申書を基に意見書及び要望書を作成し、昭和六〇年五月一三日学校法人中央大学理事長渋谷健

一先生及び中央大学学長川添利幸先生に提出致しました。

四、会報編集委員会は、同委員会が主体となつて法職講座受講生に対するアンケート及び中大卒司法試験合格者に

対するアンケートを実施し、且つ中大教授陣と“中央”的将来を語る座談会を設け、意見の交換を行う等、母校の発展、伝統の維持のために積極的に活動されましたことはこの会報をご覧戴いてお判りのとおりでございます。

五、又、信部執行部の大きな事業目的として中大創立百周年記念事業資金の募金活動がございます。

中大創立百周年事業資金募金委員会及び各ブロックの募金委員会が主体となって、大変熱心な募金活動が続けられました。その結果、宮田光秀委員長が報告されていますように学員会支部として最高の応募申込をし、所期

の法曹会としての募金目標をほぼ達成できたのであります。

六、このような活動が出来ましたのは、偏重に熱心に活動されました各種委員会の委員の先生方のご協力と会員の先生方の母校を思う心によるものであります、ここに厚くお礼申し上げると共に、法曹界における伝統維持のためには不斷の努力が必要でありますので、今後とも会員の先生方のますますのご協力をお願い申し上げて会務報告と致します。

以上



中央大学法曹会会務報告書

自昭和五八年五月二〇日
至昭和六〇年五月二八日

年月日	議事行	摘要	要
58・5・20	第一三回執行部会	於法曹会館 議題 昭和五七年度定時総会付議事項の件	
58・5・26	昭和五七年度定時総会	(一) 昭和五七年度会務報告の件 (二) 昭和五七年度会計報告並びに決算承認の件 (三) 中大百年募金状況報告等の件 (四) 評議員、協議員候補推薦の件 (五) 次年度中大法曹会役員決定の件	
58・5・26	新入会員祝賀懇親会	右に引続き行う 出席者 来賓を含めて一三〇名	
58・6・1	昭和五七年秋、五八年春叙勲者、栄進者、		
58・6・16	中大学員会表啓訪問	幹事長、事務局長	
58・6・2	南甲俱楽部表啓訪問	幹事長、事務局長	
58・7・15	中大新入生に対する講演会	於中大多摩校舎 「法曹を志す人のために」 講師三名、事務局長参加	
	執行部事務引継会		
	第一回執行部会	新旧執行部、事務局出席 議題 (一) 運営日程決定の件 (二) 各種委員会委員選任の件 (三) 正副幹事長就任披露懇談会開催の件	
	中大学研連委員長就任披露 懇談会参加	於日本工業俱楽部 幹事長等出席	

58 ・ 9 ・ 1	58 ・ 7 ・ 29	58 ・ 7 ・ 22	58 ・ 7 ・ 18
第四回執行部会	第一回幹事会	第三回 執行部会	第二回 執行部会
議題	議題	議題	議題
(二) (一) 正・副幹事長就任披露懇談会開催の件 各種委員会開催の件	(二) (一) 昭和五八年度活動方針決定の件 各種委員会設置等に関する件 各種委員会委員選任の件 昭和五八年度会費徴収の件 中大百年募金に関する件 昭和五八年度司法試験に関する件 常任幹事会、幹事会等開催日程決定の件	(四) (三) 長期ビジョン委員会答申執行の件 本年度事業計画決定の件 各種委員会設置・廃止検討の件 各種委員会委員選任の件 昭和五八年度会費徴収の件 中大百年募金状況報告の件 常任幹事候補者決定の件 正・副幹事長就任披露懇談会開催の件	(四) (三) 正・副幹事長就任披露懇談会開催の件 昭和五八年度会費徴収の件 中大法職講座運営委員会に協力する件

58 ・ 11 ・ 14	58 ・ 11 ・ 9	58 ・ 11 ・ 1	58 ・ 10 ・ 3	58 ・ 9 ・ 29	58 ・ 9 ・ 29	58 ・ 9 ・ 27	58 ・ 9 ・ 26	58 ・ 9 ・ 12	58 ・ 9 ・ 9
第三回中大百年募金委員会									
(一) 委員長、副委員長選任の件									
(二) 募金状況報告の件									
(三) 本年度活動方針決定の件									
議題 (一) 委員長選任の件 出席者 来賓を含めて一一一名 於 ホテルグランドパレス									
議題 (一) 委員長選任の件 出席者 来賓を含めて一一一名 於 ホテルグランドパレス									
議題 (一) 委員長選任の件 委員長選任の件 本年度活動方針決定の件									
議題 (一) 委員長選任の件 委員長選任の件 本年度活動方針決定の件									
議題 (一) 委員長選任の件 委員長選任の件 本年度活動方針決定の件									
議題 (一) 委員長選任の件 委員長選任の件 本年度活動方針決定の件									
議題 (一) 委員長選任の件 委員長選任の件 本年度活動方針決定の件									
議題 (一) 委員長選任の件 委員長選任の件 本年度活動方針決定の件									
議題 (一) 委員長選任の件 委員長選任の件 本年度活動方針決定の件									
議題 (一) 中大法曹会は会長制を採用すべきかについて座談会を開催									
議題 (一) 中大法職講座運営委員会の法職教育資料説明報告の件									
(二) 法学教育の強化充実策について									
第二回法職講席運営協力委員会									

58 ・ 12 ・ 12	58 ・ 12 ・ 9	58 ・ 12 ・ 8	58 ・ 12 ・ 7	58 ・ 12 ・ 5	58 ・ 11 ・ 26	58 ・ 11 ・ 25
法職講座合同懇談会	第一回常任幹事会 第二回幹事会	中大司法試験合格者祝賀会参加	第二回会報編集委員会	第一回要望書起草委員会参加	第五回執行部会	第四回中大百年募金委員会
於 法曹会館	於 銀座三越	於 中大多摩校舎 学校法人中央大学、中央大学共催による昭和五八年度司法試験 合格者祝賀会に幹事長等出席	議題 中大法曹第九号編集の件	学研連法職講座対策委員会と要望書共同提出のため、法職講座 運営協力委員会から起草委員三名出席	議題 (一) 常任幹事会、幹事会開催の件 (二) 人事委員会開催の件	議題 (三) 法職教育に関する要望書提出の件 (四) 学研連法職講座対策委員会との合同懇談会開催の件 (五) 募金状況報告の件 (六) 各ブロックの募金活動報告の件
学研連法職講座対策委員会との法職講座合同懇談会に法職講座	昭和五八年度司法試験結果報告の件 正・副幹事長就任披露懇談会報告の件 会費納入状況報告の件 各種委員会活動報告の件 中大に法職教育に関する要望書提出承認の件 右に引き続き行う 出席者 来賓を含めて七二名	懇親会（忘年会）				

				58 ・ 12 ・ 20
59 ・ 2 ・ 18	59 ・ 2 ・ 15	59 ・ 2 ・ 14	59 ・ 2 ・ 14	法職教育に関する要望書提出
法職講座運営に関する座談会	第三回人事委員会	第七回執行部会	第三回法職講座運営協力委員会	幹事長、法職講座運営協力委員会委員長等、学研連委員と共に法職教育に関する要望書を中大常任理事に提出
於 中大多摩校舎 中大法職講座運営委員会、学研連との法職講座の運営に関する座談会に法職講座運営協力委員会委員長等出席	議題(一) 中大理事・監事候補者推薦の件 (二) 中大理事・監事選考委員選任の件	議題(一) 要望書執行報告の件 (二) 中大法職講座運営委員会の経過報告の件 (三) 法職講座運営に関する座談会出席の件 (四) 学研連からの都内演習講座開設協力要請に関する討議資料検討の件 (五) 大学問題委員会に提出する諮問事項決定の件 同委員会開催の件 法職講座運営協力委員会の目的変更の件 同委員会に諮問事項提出の件 中大理事・監事候補者推薦の件 中大理事・監事選考委員選任の件	議題(一) 大学問題委員会諮問事項提出の件 中大法曹第九号編集の件	議題(一) 中大理事・監事選考委員選任の件

59 ・ 4 ・ 16	59 ・ 4 ・ 9	59 ・ 4 ・ 2	59 ・ 3 ・ 28	59 ・ 3 ・ 19	59 ・ 3 ・ 16	59 ・ 3 ・ 12	59 ・ 3 ・ 8	59 ・ 2 ・ 28	59 ・ 2 ・ 21	第五回中大百年募金委員会	議題
第三回幹事会	第四回人事委員会	第四回執行部会	第四回人事委員会	第八回常任幹事会	第二回常任幹事会	第二回大學問題委員会	第二回人事委員会	法職講座運営協力委員会に対する諮問事項決定の件 同委員会規則改正の件 中大法曹会総会開催の件	中大法曹第九号編集の件 中大理事・監事候補者推薦の件 中大理事・監事選考委員選任の件	(一) 各ブロックの募金活動報告の件	
議題	議題	議題	議題	議題	議題	議題	議題	(一) 法職講座運営協力委員会に対する諮問事項決定の件 中大理事・監事選考委員選任の件 中大法曹会総会開催の件	(一) 中大法曹第九号編集の件 中大理事・監事候補者推薦の件 中大理事・監事選考委員選任の件	(一) 各ブロックの募金活動報告の件	
(二) 中大理事・監事候補者推薦の件	(二) 中大法曹第九号編集の件	(二) 法職講座運営協力委員会に対する諮問事項決定の件 同委員会規則改正の件 中大法曹会総会開催の件	(二) 中大法曹第九号編集の件 中大理事・監事選考委員選任の件	(二) 法職講座運営協力委員会規則改正の件 幹事会、総会開催の件	(二) 法職講座運営協力委員会規則改正の件 幹事会、総会開催の件	(二) 最近の法職教育の問題点説明の件	(二) 中大法曹第九号編集の件 真田芳憲法学部長を迎えて座談会を開催	(二) 中大法曹第九号編集の件 財団法人白門奨学会理事・監事候補者推薦の件	(二) 中大法曹第九号編集の件 都心集中講座開設の件 諮問事項検討のための主査及び特別委員委嘱の件	(二) 中大法曹第九号編集の件 中大理事・監事候補者推薦の件	(二) 中大理事・監事候補者推薦の件

59 ・ 5 ・ 28	59 ・ 5 ・ 28	59 ・ 5 ・ 18	59 ・ 5 ・ 14	59 ・ 5 ・ 10	59 ・ 4 ・ 25		
昭和五八年度定時総会	第一〇回執行部会	中大協議員会、学員総会参加	法職講座開講式及びシンポジウム参加	第九回執行部会	第六回会報編集委員会	中大法曹第九号編集の件	財団法人白門会選学会理事・監事候補者推薦の件
議題 〔〕昭和五八年度会務報告の件	議題 〔〕幹事長等出席	於 ホテルニューオータニ	於 中大多摩校舎	議題 〔〕昭和五八年度定時総会開催の件	議題 〔〕各ブロックの募金活動報告の件	新入生に對してアンケート実施の件	法職講座運営協力委員会規則改正の件
於 法曹会館	議題 〔〕昭和五八年度会務報告の件	幹事長等出席	法職講座開講式	中大新入生に對する講演会に講師を派遣する件	〔〕中大百年募金費用支出の件	副幹事長、事務局次長（補欠）選任の件	各種委員会活動報告の件
			テーマ “司法試験の合格をめざして” に副幹事長、法職講座運営委員等出席	〔〕中大理事長選任経過報告の件		昭和五八年度定時総会開催の件	昭和五八年度会費徵収の件

59 ・ 7 ・ 18	59 ・ 7 ・ 11	59 ・ 7 ・ 10	59 ・ 7 ・ 6	59 ・ 7 ・ 4	59 ・ 6 ・ 28	59 ・ 6 ・ 27	59 ・ 5 ・ 29
幹事長より井上達雄中大創立百周年記念会 幹事長等出席	中大学研連委員長就任披露懇談会参加 於 日本工業俱楽部	第一回大学問題委員会 議題 (1) 詳問事項答申の件 議題 (2) 部会設置の件	第一回法職教育検討委員会 議題 (1) 詳問事項についての部会設置の件 議題 (2) 百周年記念館に法職教育のための場所確保要望の件 議題 (3) 百周年記念館に法職教育のための場所確保要望の件 議題 (4) 部会の活動状況報告の件 議題 (5) 部会設置の件	第一回中大百年募金委員会 第一回執行部会 議題 (1) 募金状況報告の件 議題 (2) 募金活動検討の件	中大新入生に対する講演会 講師三名 事務局長参加 議題 中大卒司法修習生に対するアンケート実施の件 議題 “法曹を志す諸君へ”	新入会員祝賀懇親会 出席者 来賓を含めて一二四名 第一回会報編集委員会 於 中大多摩校舎	昭和五八年秋、五九年春叙勲者、栄進者、 副幹事長、事務局次長（補欠）選任報告の件 右に引続き行う 議題 (1) 法職講座受講者に対するアンケート結果報告の件 議題 (2) 中大卒司法修習生に対するアンケート実施の件
幹事長より井上達雄中大創立百周年記念会 幹事長等出席	中大学研連委員長就任披露懇談会参加 於 日本工業俱楽部	第一回大学問題委員会 議題 (1) 詳問事項答申の件 議題 (2) 部会設置の件	第一回法職教育検討委員会 議題 (1) 詳問事項についての部会設置の件 議題 (2) 百周年記念館に法職教育のための場所確保要望の件 議題 (3) 百周年記念館に法職教育のための場所確保要望の件 議題 (4) 部会の活動状況報告の件 議題 (5) 部会設置の件	第一回中大百年募金委員会 第一回執行部会 議題 (1) 募金状況報告の件 議題 (2) 募金活動検討の件	中大新入生に対する講演会 講師三名 事務局長参加 議題 中大卒司法修習生に対するアンケート実施の件 議題 “法曹を志す諸君へ”	新入会員祝賀懇親会 出席者 来賓を含めて一二四名 第一回会報編集委員会 於 中大多摩校舎	昭和五八年秋、五九年春叙勲者、栄進者、 副幹事長、事務局次長（補欠）選任報告の件 右に引続き行う 議題 (1) 法職講座受講者に対するアンケート結果報告の件 議題 (2) 中大卒司法修習生に対するアンケート実施の件

館等建設委員長に要望書提出

59 ・ 10 ・ 3	59 ・ 10 ・ 1	59 ・ 10 ・ 1	59 ・ 9 ・ 17	59 ・ 9 ・ 12	59 ・ 9 ・ 6	59 ・ 9 ・ 6	59 ・ 9 ・ 31	59 ・ 7 ・ 30	59 ・ 7 ・ 30	59 ・ 7 ・ 25	59 ・ 7 ・ 25	59 ・ 7 ・ 25	59 ・ 7 ・ 25
第五回会報編集委員会	第三回会報編集委員会	第一回大学問題委員会第三部会	第一回大学問題委員会第二部会	第二回大学問題委員会第一部会	第二回執行部会	第二回執行部会	第一回大学問題委員会第一部会	第一回大学問題委員会第二部会	第一回大学問題委員会第一部会	第一回大学問題委員会第一部会	第一回大学問題委員会第一部会	第一回大学問題委員会第一部会	第一回大学問題委員会第一部会
議題 (一) 中大教授との座談会開催の件 (二) 中大法曹第九号編集の件	議題 (一) アンケート結果取扱の件 (二) 中大教授との座談会開催の件 (三) 中大法曹第九号編集の件	議題 (一) 学研連棟移転の件 (二) 百周年記念館についての要望書提出報告の件 (三) 中大法職講座運営委員会活動報告の件 (四) 部会活動報告の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	
議題 (一) 中大教授との座談会開催の件 (二) 中大法曹第九号編集の件	議題 (一) 学研連棟移転の件 (二) 中大百周年記念館を法職教育のために使用する件 (三) 中大百周年寄付金報償金配分の件 (四) 常任幹事会、幹事会開催の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	議題 (一) 諸問事項答申の件	

59 ・ 12 ・ 12	59 ・ 12 ・ 7	59 ・ 12 ・ 5	59 ・ 12 ・ 1	59 ・ 11 ・ 15	59 ・ 11 ・ 5	59 ・ 11 ・ 1	59 ・ 10 ・ 31	59 ・ 10 ・ 24	59 ・ 10 ・ 24	59 ・ 10 ・ 16	59 ・ 10 ・ 16	
第四回法職教育検討委員会、第四回大 学問題委員会第二部会（合同）	第五回執行部会	第四回大学問題委員会第一部会	中大教授との座談会	第六回会報編集委員会	第三回法職教育検討委員会、第三回大学 問題委員会第二部会（合同）	第二回大学問題委員会（全体）	第三回大学問題委員会第三部会	第二回中大百年募金委員会	第一回人事委員会	第四回執行部会	第三回大学問題委員会第一部会	
議題 (一) 議問事項答申の件 起草委員選任の件	議題 (一) 故水流正彦氏に弔意を表する件 幹事会及び忘年会打合せの件 (二) 中大法曹第九号の執筆依頼の件 中大法職講座運営委員会予備委員選任の件	議題 (一) 中大法職講座運営委員会委員改選の件 議題 (一) 中大法職講座運営委員会委員推薦の件 (二) 募金活動検討の件	議題 (一) 中大法職講座運営委員会活動報告の件 部会活動報告の件 (二) 議題 (三) 議問事項答申の件	議題 (一) 中大法曹第九号編集配布の件 於 中大多摩校舎 テーマ “中央” の将来を語る 執行部、各種委員多数参加	議題 (一) 議問事項答申の件	議題 (一) 議問事項検討の件	議題 (一) 議問事項答申の件	議題 (一) 議題 (二) 議問事項答申の件	議題 (一) 議問事項答申の件	議題 (一) 議問事項答申の件		
議題 (一) 大学教授との座談会報告の件 中大法職講座運営委員会予備委員選任の件												

60 ・ 1 ・ 25	60 ・ 1 ・ 22	60 ・ 1 ・ 18	60 ・ 1 ・ 18	60 ・ 1 ・ 11	60 ・ 1 ・ 10						
第二回人事委員会	第三回中大百年募金委員会	第七回執行部会	第三回大學問題委員会（全体）	第五回大學問題委員会第一部会	第五回法職教育検討委員会、第五回大學問題委員会第二部会（合同）	懇談会（忘年会）	第六回執行部会	第一回常任幹事会	第一回幹事会	第四回大學問題委員会第三部会	(三) 諸問事項答申の件
議題 〔一〕 中大評議員候補者推薦委員推薦の件 〔二〕 中大評議員候補者推薦の件 〔三〕 白門奨学会評議員推薦の件 〔四〕 白門奨学会貸費生選考委員推薦の件	議題 〔一〕 募金状況報告の件 〔二〕 募金活動検討の件 〔三〕 中大百周年式典、祝賀会日程報告の件	議題 〔一〕 人事委員会審議事項の検討	議題 〔一〕 諸問事項答申の件	議題 〔一〕 諸問事項答申の件	議題 〔一〕 諸問事項答申の件	右に引き続ぎ行う 出席者 来賓を含めて六五名	議題 〔一〕 銀座三越 〔二〕 中大法職講座運営委員会委員一名推薦の件 〔三〕 中大百周年記念館についての要望書提出の件 〔四〕 昭和五九年度司法試験結果報告の件 〔五〕 各種委員会活動報告の件	議題 幹事会、忘年会運営に関する件	議題 幹事会、忘年会運営に関する件	議題 幹事会、忘年会運営に関する件	

					60・1・31	第七回会報編集委員会	議題 中大法曹第九号編集の件
				第五回大学問題委員会第三部会	60・2・1	議題 諸問事項答申の件	
			第六回法職教育検討委員会、第六回大学問題委員会第二部会(合同)	60・2・4	議題 (一) 法職講座運営委員会活動報告の件 (二) 諸問事項答申の件		
			第六回大学問題委員会第一部会	60・2・15	議題 諸問事項答申の件		
		第七回法職教育検討委員会、第七回大学問題委員会第二部会(合同)	60・2・15	議題 (一) 司法試験ガイダンスに関する要望書提出の件 (二) 諸問事項答申の件			
		第六回大学問題委員会第三部会	60・2・15	議題 諸問事項答申の件			
		第八回執行部会	60・2・25	議題 (一) 人事委員会審議事項検討の件 (二) 答申書に基づく意見書作成の件			
		第八回会報編集委員会	60・2・25	議題 中大法曹第九号編集の件			
		第三回人事委員会	60・2・27	議題 (一) 中大評議員会議長推薦の件 (二) 中大評議員候補者推薦の件			
		第四回大学問題委員会(全体)	60・2・28	議題 諸問事項答申の件			
	第六回法職教育検討委員会、第五回大学問題委員会(全体)	60・3・12	60・2・28	議題 (一) 諸問事項についての答申書確定承認の件 (二) 学研連棟を校門外移転要望書提出承認の件			
60・3・26	中大法職講座運営委員と法曹会執行部との懇談会	60・3・14	60・2・14	於 大学会館 幹事長他多数出席			
	第九回執行部会			議題 (一) 中大法曹会顧問役員等決定の件 (二) 各種委員会委員決定の件 常任幹事会、幹事会及び定時総会開催の件			

60 · 3 · 27	第九回会報編集委員会	議題 中大法曹第九号編集の件
60 · 4 · 9	第四回人事委員会	議題 (一) 中大評議員会内選任評議員選考委員候補者推薦の件 (二) 中大評議員候補者(補欠)一名推薦の件
60 · 4 · 9	第一〇回執行部会	議題 答申書に基づく意見書作成の件
60 · 4 · 9	第一〇回会報編集委員会	議題 中大法曹第九号編集の件
60 · 4 · 9	中大法職講座運営委員会主催公開シンポジューム参加	議題 テーマ“司法試験の合格をめざして”
60 · 5 · 8	第一一回会報編集委員会	議題 事務局長出席
60 · 5 · 8	第一一回中大百年募金委員会	議題 中大法曹第九号編集の件
60 · 5 · 9	第一一回執行部会	議題 募金状況報告の件
60 · 5 · 9	第二回常任幹事会	議題 於 銀座三越
60 · 5 · 28	第二回幹事会	議題 (一) 昭和五九年度会務報告の件
60 · 5 · 28	昭和五九年度定時総会	議題 (二) 昭和五九年度会計報告並びに決算承認の件
60 · 5 · 28	昭和五九年度定時総会	議題 (三) 各種委員会活動報告の件
60 · 5 · 28	昭和五九年度定時総会	議題 (四) 意見書及び要望書提出承認の件
60 · 5 · 28	昭和五九年度定時総会	内 (五) 次年度中大法曹会幹事及び会計監事選任の件
60 · 5 · 28	昭和五九年度定時総会	内 中大評議員等推薦承認の件
新入会員祝賀懇親会	昭和五九年秋、六〇年春叙勲者、栄進者、	右に引続き行う

— エ モ —

あとがき

中大法曹第9号は、昭和六〇年度の発行となるため、母校の創立百周年記念号としてお届けすることとなりました。

この記念号は、ご多忙の中を、重量感溢れる玉稿を書いてお寄せ下さった諸先生のご好意や、二年間に亘り毎月開かれた会報編集委員会に必ずといってよい程、出席して編集企画の進行ぶりを暖く見守つて下さった幹事長はじめ執行部の中枢の皆さん、それに会報編集委員の皆さんによるご努力に恵まれたことは勿論のこと、この記念号の目玉となる大学当局への「意見書」の作成に従事された法職教育検討委員会や大学問題委員会の各部会の諸会員の長期にわたるご苦心の研究の成果それに多摩校舎まで遠征して法学部教授会のメンバーと長時間の討論に真剣に参加された諸会員のご熱意等々に支えられて初めて出来上ったといつて決して過言ではありません。

就中、中大法曹会としては初の試みである多摩校舎での教授との座談会と懇親会の開催に当つては、真田法学部長はじめ法学部の諸先生のご懇篤なご協力を悉くしたことを申し添えます。これを契機に百周年以後の母校のためにこの企画が末長く継続されることを願つてやみません。

終りにアンケート用紙の余白に熱意のこもつた意見を展開してくれた昭和五九年度法職講座の多数の受講生や第三八期司法修習生（本学関係）の諸君に深甚な敬意を表して今後の健闘を祈るものであります。

（会報編集委員会委員長 本間 崇記）



投稿

刑事判例研究会の復活

中央大学刑事判例研究会が復活され、昨年春から研究発表が行われてきている。この研究会は東大の刑事判例研究会（会長小野清一郎博士）と共に刑事判決に対する学理的研究を試みるものとして令名があり、昔は草野豹一郎、尾後貫荘太郎、一ノ瀬長治、さらには花井忠、吉田常次郎、塙本重頼等々の諸先達の指導、参加の下に活動をつづけていたものであった。そして、その成果は『法学新報』誌上に掲載され、とくに実務家の人々によく読まれ、参考とされたものであった。遺憾ながら大学紛争などのためいつの間にかその活動を停止してしまっていたのであるが、大学内研究者の熱望とこれに協力を惜しまれなかつた法曹会各位の努力により見事復活され、すでに十数回の研究会がもたれ、参加者も當時四〇名を前後する程の立派なものとなっている。これを機会に、在朝、在野法曹の人々が相寄り相集まつてこの研究会を一層盛り上げ、往時を凌ぐ内容の充実したものにしたいと参加者一同が願つている。発表成果は以前同様『法学新報』に掲載されているので、学問的業績としても高く評価されることになる。ここに在野法曹の積極的な参加を期待し、大学発展への一石を投ぜられんことを望むものである。

（下村康正）

中大法曹第九号

昭和六十年五月二十日 印刷
昭和六十年五月二十五日 発行 (非売品)

發行人 信 部 高 雄
發行所 中 大 学 法 曹 会
印刷所 株式会社高千穂印刷所
東京都板橋区向原二一一〇一—〇
電話(九五六)六五五〇・六五六四

廣告

新報學法

昭和六十年三月十日發行

第91卷 第8・9・10号

昭和五九年十一月三十日發行

第91卷 第5・6・7号

論 説

社会階級と犯罪(2)

——在米日本人の場合—— 藤本 哲也 (1)

「極端從属形式」は捨てられるべきか 昭和五八年九月二一日最高裁第一小法廷決定を機縁として 築藤 信治 (55)

江戸幕府目付に関する一考察 証詞制度 柳之間寄合制度 本間 修平 (127)

通過取得論序説(1) 範型としての古典期ローマ法 広瀬 克巨 (167)

憲法学における「國家」と「社会」 K・ヘッセの「共同体」概念と その問題性 工藤 達朗 (227)

研究 禁止の錯謬の回避可能性の判断基準 —とくに刑事政策的視点からの見解について 林 弘正 (323)

武力不行使原則の現代的変容 民族解放戦争の位置づけ 西海 真樹 (343)

論 説

転換期財政と改革(1) カナダ会計検査院長報告 一九七五年の意義(2) 加藤芳太郎

布告・達の謬った番號標記について 堀内 節

自招危難論 権利濫用説による解決 吉田 宣之 (63)

特別講義 ディター・ヘンリッヒ (1)改正を前にした西ドイツ国際婚姻法

(2)西ドイツ国際物権法の改正提案

(3)論争たけなわの離婚効果 田村五郎訳 (129)

論 説

オーストリアにおける自由委任の原理

——連邦憲法第五六条の意味とその変容をめぐつて—— 山本 悅夫 (185)

研究 桑田三郎訳 (163)

(3)論争たけなわの離婚効果 田村五郎訳 (129)

論 説

違法な別件逮捕中に入手された自白を資料に発付された令状による逮捕下で行われた勾留質問手続でなされた自白の証拠能力を肯定し、この逮捕に引き続きなされた勾留中にに行われた消防職員の出火場所等についての質問手続でなされた自白の証拠能力を肯定した事例

違法な別件逮捕中に入手された自白を資料に発付された令状による逮捕下で行われた勾留質問手続でなされた自白の証拠能力を肯定し、この逮捕に引き続きなされた勾留中にに行われた消防職員の出火場所等についての質問手続でなされた自白の証拠能力を肯定した事例

違法な別件逮捕中に入手された自白を資料に発付された令状による逮捕下で行われた勾留質問手續でなされた自白の証拠能力を肯定し、この逮捕に引き続きなされた勾留中にに行われた消防職員の出火場所等についての質問手続でなされた自白の証拠能力を肯定した事例

定 価	一 号	金 250 円	送 金 300 円
	半 年 分	金 1500 円	送 金 1800 円
	一 年 分	金 3000 円	送 金 3600 円